第八十七條　書記其の職務の範圍内に於て取扱ひたる事は、既に定まりたる事務分配上其の事他の書記に屬したりとの事實のみに因り其の效力を失ふことなし。】

一つの裁判所にどれ丈の數の裁判所書記が必要なのであるかは、專ら司法大臣の裁量に屬することである。只司法大臣は第八十五條第二項に依り、同條所定の最少數に羈束される丈である。

檢事局の書記課に關しては第八條第二項を參照せられたい。

同一裁判所の書記課に數人の裁判所書記の置かれてある場合にあつては、必要上事務の分配を行ふことを餘儀なくされる。それは區裁判所の各判事竝に合議裁判所の各部に一人以上の裁判所書記を置く旨の、第八十五條第二項の規定からして既に推論されることである。さればかくの如き場合に於ては、裁判所書記課の事務を指揮監督するの目的を以て、監督書記乃至書記長を置くことになつて居る。各個の裁判所書記に對する事件の分配も、監督書記乃至書記長の任とする所であるが、之に反し各個の裁判所書記の間に於ける事務の分配に至つては、普通各部乃至各判事の間に於ける事務の分配に依つて定まることである。けれどもそれにも拘らず個々の事務の各個の裁判所書記の間に配當されるのを妨げるものではない。例へば特別の會計官の任設されて居ない場合に於ける會計事務だとか、記錄に關する事務だとか、登記に關する事務だとかの類である。併し他の半面に於ては監督書記乃至書記長は、上席會議に關する事項を擔任することを必要とするであらう。其の細則は裁判所書記課の事務章程に明かにすることを必要とするのであつて、是が制定は第八十九條及び第九十一條末項に依り、司法大臣の任とする所である。

けれども裁判所書記の場合にあつても、事務の分配は決して管轄を設定するものではないのである（第八十七條）。尙ほ第十一條第三項を參照。

第八十八條註釋

【第八十八條　書記は司法大臣之を任じ及之を補す。

書記長は奏任とす。】

書記長の職は司法大臣之を補す。

裁判所書記は判任であるが、書記長丈は別で、是は奏任である。併し書記長も裁判所書記の中から之を補することを必要とする。其の職務の性質から云ふと、裁判所書記と云ひ、書記長と云ひ、何れも單に一つの稱號（Titel）に外ならない。

裁判所書記の官等、俸給、恩給請求權等については、法律には全然規定する所がない。此の點に於て裁判所書記をして他の屬官と違つた地位を有せしむべきではない。明治二十三年三月二十二日の勅令第三十八號を參照ありたい。從つて恩給法第十四條に依り、裁判所書記にして服務中疾病に罹り、又は損傷を被つた場合にあつては、恩給として其の俸給の四分の一を受けることが出來る。書記長は奏任として此の條文の適用を受けるものではなく、寧ろ恩給法第一條の適用を受けるのであつて、卽

ち恩給法第五條に依る恩給を受ける權利を有するものである。

第八十九條註釋

【第八十九條　書記に任ぜらるるには、勅令の定むる所に依り試驗を經ることを要す。
志願者前項の試驗を受け得るに必要なる資格、竝に此の試驗及試驗を經たる後爲すべき修習に關する細則は、裁判所書記登用試驗規則中に司法大臣之を定む。】

施行條例第十七條に於ける經過規定に依ると、明治二十三年十一月一日現在を以て現に其の職に在る裁判所書記は、本條の規定の適用を受けないことになつて居るのを參照せられたい。

裁判所書記の試驗に關する規定は第一項に依り勅令を以て、其の細則は第二項に依り司法大臣の定むる試驗規則を以て定められることになつて居る。此の區別は裁判所書記試驗についても、隨時の司法大臣が一己の考を以て變更する譯にはいかない丈の、或る種の原則を確立して置くのを目的とするものである。けれども此の處置は事柄の意義に添ふ所以ではない。蓋し仔細に觀察するに於ては、是は裁判所書記の試驗と云ふよりは寧ろ裁判所書記志願者の試驗に外ならない。それは試驗は實地修習の服務に先だつて行はれることになつて居る次第だからである。

第九十條註釋

【第九十條　書記に任ぜられたる者闕位なき間は、豫備書記に補す。
豫備書記は書記として臨時勤務を命ぜらるることを得。】

裁判所書記にあつても任官と補職とは區別されるのであつて、兩者は必しも必然的に一致するものではない。中間の時期に於ては裁判所書記は定員外の地位に在るものであること、卽ち其の程度に於ては豫備書記として、定員外の地位は闕位の存在する間は存續するものであることが推論されるは、豫備判事と同樣に取扱はれることを必要とする（第六十三條に依り）ものであることについて居る點にる。兩者の區別は只判事については法文が積極的に、裁判所書記については消極的になつて居る點にのみ存する。豫備書記に、臨時裁判所書記として行動すべき旨の命を與へるのは何人であるかについては、法律には何等言明されては居ないのであるが、併し司法大臣は一般に裁判所書記を補職するの權限を有する次第なのであるから、此の一時的補職の權限も亦司法大臣共の人に與へられてあることを必要とするものと思ふ。此の補職は裁判所書記の服務を全體に亙つて執行するの權限を委任するものと謂はなければならない。蓋し豫備書記は、裁判所書記に關する規則が何等かの事務を除外することとして居ない以上は、定員上の裁判所書記と同一の權限を有する次第だからである（第九十三條）。

第九十一條註釋

【第九十一條　書記は其の上官の命令に從ふ。

裁判所の開廷に於ては裁判長の命令に從ひ、又判事一人なるときは其の判事の命令に從ふ。

書記は檢事局に勤務するとき、又は特別の事務に付判事若は檢事に附屬したるときも亦、其の檢事局又は判事若は檢事の命令に從ふ。

前二項の命令にして口述の書取に關るか、又は書類記錄の調製若は變更に關る場合に於て、その調製若は變更を正當ならずと認むるとき、書記は自己の意見を記して之を添ふることを得。

前四項に揭げたるものを除く外、書記の職務及其の事務取扱方法は、書記に關る規則中に司法大臣之を定む。】

本條の初めの三項は裁判所書記の司法上の監督に關するものではない。司法上の監督は所長院長の權限であるからである（第百三十五條參照）。是等の規定は服務の執行上に必要ではあるけれども、本來自明的のことであつて、主として第四項との比較に依つて明かにしてあるのである。裁判所書記は服務上上官に服從することに由つて、良知良心に反して記錄を取ることを强制されることにはなつて居ないのであつて、裁判所書記が上官に反對して若は少くとも上官と平行的に己れの信念を擁護するのは主義主張を前提とすることであると同時に、裁判所書記が己れの意見を表明する完全な自由を有すると云ふことは、偶々以て裁判所書記の錄取の信憑性を增大せしめる所以に相違ないのである。

本條は記錄の作成丈について規定をするものではなくて、判事と裁判所書記とが共同して爲すことを必要とする一切の錄取について規定するものであるが、併し判事一人の調製する記錄に關係するものでもなければ、また——云ふ迄もなく——裁判所書記一人の調製することを必要とする記錄にも關係するものではない。

本條の末項は機械的の常套文句で、少々宜しきを得ない規定である。蓋し本條の初めの三項中には、第八條の指示して居るやうな裁判所書記の職務については全然規定するところなく、寧ろ其の上官若は上官と同等の地位を有する者に對する、形式的の態度について規定して居る丈であり、次に第四項は裁判所書記の權限について規定する丈で、其の職務について規定することをして居ないのである。けれども是は不當である。蓋し己れの心證に依り眞實に從つて錄取を行ひ、之に署名すると謂ふことは、獨り裁判所書記の權限であるのみに止まらず、裁判所書記は丁度判事に於けると同じやうに、かやうに行動するの責任をも負ふものであつて、卽ち事實上の相違についての見解を主張し、之を表明するのは裁判所書記の決定的の職務たるものなのである。

惟ふに裁判所構成法は、それに裁判所書記を參與せしめない譯にはいかない事務を列擧することが出來たらうと思ふ。例へば第八條に依る記錄の調製などである。此の第八條を無視することは出來ないのであるから、裁判所書記に關する規則は此の點に於て、訴訟法竝に其の法律に依つて規制される必要がある。

第九十二條註釋

【第九十二條　合議裁判所長又は區裁判所の判事若は監督判事は、其の裁判所に於て修習中の試補に、書記の事務を臨時取扱はしむることを得。

前項の場合に於て職務上署名を要するときは、特別の許可を得て署名する旨を記す。】

司法官試補が裁判所書記の事務にも通曉し、特に裁判所書記の特殊の作用に屬する行爲をも行つて置くと云ふことは、司法官試補としての修業上有益なことである。

だから本條規定する所は決して、裁判所書記の差支のある場合に試補が裁判所書記を代理すると云ふ主意ではないのであつて、寧ろ裁判所書記に差支があると否とには論なく、試補をして裁判所書記の事務を執行せしむる特殊の授權たるものである。此の授權は只一時的のことでしかあり得ないのであつて、また裁判所書記の服務の全般に及ぶことも出來ないのであるが、また他の半面に於ては個々の事務に制限されることもないのである。若しかやうのことが考へられてあるのだつたとしたら、「臨時」と云ふ語は無用であらう。何となれば個々の事務は「常に」臨時でないものはないからである。ここで念頭に置かれてある所のものは、例へば二三週間當該の部で記錄の調製を擔任することを試補に命ずることなどである。

かくの如き授權に因つて、試補は第六十一條に依り其の獨立の行動を禁ぜられて居る事務に、參與することが出來るのであることを一言しなければならない。云ふまでもなく判事としてではなくて、裁判所書記としてのことである。

當該の裁判所書記としての行爲が署名を必要とするものであるときは、試補は特別の許可を得て署名する旨を附記することを必要とする。此の許可あるに於て初めて、試補は當該の行爲、例へば記錄を調製する合法的の資格を與へられるのである。此の附記を懈怠するに於ては當該の記錄は、提出することは出來るには違ひないけれども、少くとも效力の證明を內在するものではない。

第九十三條註釋

【第九十三條　豫備書記は事務の取扱に於ては書記に同じ。但し書記規則中に制限を設けたるものは此の限にあらず。】

本條は奇怪な規定である。蓋し第九十條に依り豫備書記も現實の裁判所書記たるものであつて、只瞬間的にのみ定員上の地位に置かれる譯のものではないのであるから、豫備書記も必然的に裁判所書記の事務につき、權限を有せざるを得ないからである。惟ふにかかる規定が設けられたのは、プロイセンに於ける裁判所書記補 (Gerichtsreibergehülfe の制度の誤解に出づるものであらう。蓋しプロイセンに於ける裁判所書記補は、或る種の事務に關しては裁判所書記と、必ずしも絕對的に同一の權限を有するものではないからである。併し同時にまた裁判所書記補は裁判所書記に對して、其の條件に於て同等の地位を有するものではないのである。

豫備判事について、それが定員上の判事と同一の司法事務を執行することが出來ると云ふことが言明されてないのと同じやうに、豫備書記についてもかくの如き法文を必要とするものではない。加之かくの如き法文は第九十條第二項から必然的に生ずる論結たるものである。況やまた裁判所書記に關する規則中で、此の論理的歸結の上に立脚する豫備書記の權限の原則的平等を、制限する權を司法大臣に與へる譯にはいかないであらう。とは云へ此の權は法文の字句上形式的に爭ふべからざるものとなつて居るのである。

豫備判事を控訴院又は大審院に補職することが出來ない旨の規定は、裁判所書記課の權限の實體的內容に關する本條の場合には、全然準用はされないのである。

第五章　執達吏

第五章註釋

第五章については明治二十三年七月二十四日を以て執達吏規則が制定されたのであるが、此の執達吏規則は明かに第九十九條第二項に規定してある司法大臣の定むべき規則に代るものであつて、二十二ヶ條に亙つて細則を掲げ、第二十三條に於て、執達吏の存在しない場合には、區裁判所の裁判所書記が執達吏の職務を執行することになつて居り、其の際には獨自の責任の下に或種の者若は資格ある者を使用して、之に十分の三の手數料を支拂ふことが出來る旨の、經過規程を設けて居るのである。此の執達吏規則は、第九十九條第二項に從つて將來制定せらるべき省令を以て變更することは勿論出來ないのである。

第九十四條註釋

【第九十四條　各區裁判所に第九條に從ひ相應なる員數の執達吏を置く。】

本條の法文の字句は全然事柄に相當して居ない。何故と云ふのに第九十七條に依ると執達吏は、獨り區裁判所丈に役立つのみに止まるものではなくて、寧ろ地方裁判所の全管區に亙つて權限を有するものであるからである。けれども司法行政上の考慮に因り、わけても司法監督上の理由に基いて區裁判所に配屬せしめられるものである。尚ほ第九條を參照。

本法第百三十五條第五號及び執達吏規則第四條に依ると、執達吏は區裁判所の一人の判事又は監督判事の監督の下に在るのであるが、併し場合に依つては、判事（例へば豫審判事）又は檢事が職權を以て執達吏に命令をしたときは、此の判事若は檢事の指揮命令に服從することを必要とするものである。執達吏はかくの如き指揮命令を拒むことは出來ない（第十條）。第五條に依ると、執達吏は判事が區裁判所の管轄區域內の地に居住するのを許可しない場合には、區裁判所の所在地に住居を定めることを必要とする。第六條に依ると、如何なる事情の下に於ても執達吏は區裁判所の所在地に役場を設くることを必要とする。第七條に依ると、判事、檢事の執達吏に命じ若は裁判所書記を執達吏に委任した事務は、成るべく地區に依つて區分された數人の執達吏の間に

分配することを必要とするのであつて、特に毎年當該の年度につき豫め一人の判事又は監督判事に於て分配を行ふのであるが、但し當該の行爲の效力はかくの如き分配に依つて豫斷される次第ではないのである。

執達吏が死亡、停職、免職又は勾留された場合に於ては、區裁判所判事は第二十條に依り官印、記錄、證書を裁判所に回收し、執達吏の職務上保管して居た物品竝に書類の保全の爲に配慮することになつて居る。また第二十一條に依ると、執達吏は他の事項に於ては官吏として取扱ふことを必要とするのである。

かやうな次第であるから執達吏の身分的地位は、全然區裁判所に依存する次第であるけれども、其の事務に至つては區裁判所に依存するものではなく、假令事務を分配する者は區裁判所判事であるにしても、區裁判所丈に依つて事務を左右されるものではない。從つて凡そ何人程の執達吏が必要なのであるかと云ふことは、區裁判所の事情に依つて判斷する譯にはいかないのであつて、寧ろ上級の裁判所に由來する事務をも大に斟酌することを必要とするものである。

尙區裁判所判事は此の事務を分配するに當つては、裁判所構成法第二十三條を準用して、收拾すべからざる紛糾の生ずることなからしむる爲に、一度開始された事務は同一の執達吏をして處理せしめるのに、特に大きな注意を拂ふことを必要とするものである。

第九十五條註釋

【第九十五條　執達吏は司法大臣之を任じ、及之を補す。司法大臣は控訴院長に其の管轄區域內の裁判所の執達吏を任じ、及補するの權を委任することを得。

執達吏に任ぜらるるに必要なる資格竝に試驗に關る規則は司法大臣之を定む。】

執達吏は判任であつて、卽ち明治二十三年三月二十二日の勅令第三十八號、換言すれば從來判任官について存して居た規定の適用を受ける。

執達吏を任じ及び補するの權限は、一般的にも、はたまた個々の場合についても、控訴院長に委任することが出來る。

執達吏は其の職務には屬さない事務を執行する場合にあつても、其の官吏としての性質を保有するのであつて（執達吏規則第二十二條）、制服を著用し、また臨時其の職務を執行する者も併せて其の職務の執行に際し、鑑札を携帶することを必要とする（第十四條）。此のことは云ふ迄もなく、只服務上に於てのみ考へられて居ることに止まるのであつて、特に其の事務の效力には觸れるものではない。併し制服と鑑札とは事務に對して異議の唱へられた場合に、主として事務の合法的のものであることを示すのに役立つと共に、此の合法的性質の表示は、其の職務行爲たるの性質を知らないことに由る免責を阻却する以上は、其の或は行はれる執達吏の職務上の行爲に對する抗拒に、かくの如き抗拒としての性質を與へるのに役立つ次第である。

第九十六條註釋

【第九十六條　執達吏は手數料を受く。其の手數料一定の額に達せざるとき補助金を受く。】

執達吏規則第十九條に依り問題たる手數料額は毎年百八十圓と定められ、不足額は國庫から支拂はれる。

執達吏規則第十六條に依ると、執達吏は同第三條に列擧した事務についての外は、手數料は受けないことになつ居る。併し第三條は其の職務に伴ふ事務を極めて一般的に規律して居る。裁判所構成法第九十八條を參照せられたい。執達吏にして執達吏規則第十一條の定める所に依り補助者を使用した場合にあつては、執達吏規則第十七條に依り手數料の十分の三以上を、此の補助者に交付することを必要とするものである。

執達吏差支ある場合に裁判所から臨時執達吏の職務の執行を命ぜられた者については、其の立替金の賠償の外特別の手數料が定められることになつて居るのである。（執達吏規則第十八條）。

恩給については其の外恩給法第十四條の定める所に依る金額が、恩給算出の基礎となるものである（執達吏規則第二十一條）。換言すれば其の服務中に受けた疾病若は損害の場合に於ては、其の所得の四分の一が供與されることになつて居るのである。

第九十七條註釋

【第九十七條　執達吏は其の所屬區裁判所を管轄する地方裁判所管轄區域內の何れの場所に於ても其の職務を行ふ。】

第九十四條について述べた所を參照せられたい。數人の執達吏の間に事務の分配を行ふのは、單に上官の命令 Offizialauftrag たるのみに止まり、此の點に關しても何等別段の權限を設定するものではないのである。

第九十八條註釋

【第九十八條　裁判所より發する文書にして送達を要するものは、執達吏を以て之を送達す。但し書記より直接に若は郵便を以て送達することを法律の許す場合は此の限に在らず。

執達吏は刑事に付警察官を以て執行を爲さざる場合に限り、裁判所の裁判を執行す。

前二項に揭げたるものを除く外、執達吏の權限は訴訟法又は特別法の定むる所に依る。】

裁判所構成法は常に裁判所の發する文書の送達について、裁判所書記を通じて執達吏に命ぜられるものである。

裁判所構成法は、民事事件に於ける送達は常に裁判所書記を通じてのみ規定して居る。

と云ふ、民事訴訟法に於ても確認されて居る前提から出發するものである。執達吏規則第一條は民事判決の執行の外、訴訟事件に於ける送達丈を擧げて居るに過ぎない。

警察がどの程度まで行刑の權限を有するのであるかについては、立法は今日の所まだ確定して居ない。

執達吏規則第三條の規定する所からして、事の懲罰償金 Busse、罰金、沒收、沒收物件の競賣に關する限りは、刑事事件に於ける執行は警察の擔當する所となつて居ることが判る。

それ以外の所管を定めるのは、訴訟法及び特別法の定める所に一任される次第であつて、其の後者としては明治二十三年七月二十四日の執達吏規則が存在し、此の規則は告知や計算書の送達や、拒絕證書の作成や、動產不動產の競賣やを當事者の委任に由つて爲すことを執達吏に許して居る（執達吏規則第二條）。動產不動產の强制競賣も亦執達吏の擔任する所であるけれども、併し是は民事訴訟法の定める所に由るものである（民事訴訟法第五百六十六條、第六十七條參照）。

此の當事者の委任も、官の命令も、執達吏としては正當な理由のない以上は拒むことは出來ない（執達吏規則第十條）。

執達吏規則第八條に依ると、執達吏は其の婦が當事者又は被害者と共同占有 Mitbesitz 若は共同責任 Mitschuld の關係に在るとき、自己又は其の婦が當事者の一方若くは双方又は被害者又は其の配偶者と親族であるとき、當該の事件に於て證言若は鑑定を爲すことを必要とするとき又は法律上代理人であつたときは、執達吏として行動する資格を持たないのである。執達吏は此の場合にあつては其の婦や自己若は自己の婦の親族の爲に法律上の補佐人又は法律上代理人として行動することがあり得るからである。

第九十九條註釋

【第九十九條　執達吏は其の職務を適實に行ふ爲保證金を出すことを要す。

執達吏の職務細則竝に保證金に關る規則は司法大臣之を定む。】

執達吏の擔保の提供については、勅令が一つ出來て居る。

執達吏の職務細則と云ふのは、明治二十三年七月二十四日の執達吏規則（第九十八條參照）を除けば、執務規程を指すものである。

第百條註釋

【第百條　執達吏は其の所屬裁判所の上官の命を受けたる書記、其の裁判所を管轄する地方裁所の上官の命を受けたる書記、及其の書記の上官の命令に從ふ。】

本條の隨分不手際な法文は、裁判所書記が執達吏に與へることを必要とする一切の命令、例へば送達の命令は何れも裁判所書記が上官から受けるのであるかの如く、また執達吏は裁判所書記を通じてのみ一切の命令や委任を受けるのであるかの如く、訴訟組織を誤解したのに基くものである。併し實際は執達吏は、例へば當事者から直接强制執行の委任を受けることがあり得るのである。裁判所構

成法草案の修正に際して、本條が民事訴訟法に關する間違つた前提から出發して居るのであつて、直ちに削除して了ふべき筈のものであるのを看過したのであることは、明白である。執達吏規則第四條は個々の命令に關して、執達吏をば命令を發する官吏の命に服せしめることとして、正しい見解を執つて居るのである。尙ほ第九十八條を參照ありたい。

何れの場合に於ても司法上の監督には觸れる所はないのである。

（譯者曰、原文此の間二三行の空白あり）。

明治二十三年七月二十四日の執達吏規則中には其の外に尙ほ、執達吏が自己に於て事務の處理を爲すべき特別の命令又は委任を受けなかつた場合に、其の事務を處理するに當つて使用することの出來る者を列擧して居る。それは

(1)、執達吏の登用試驗に及第した者、

(2)、三ヶ月以上執達吏役場に於て執達吏の職務修習者として職務を修習した者、

(3)、裁判所書記の登用試驗に及第した者、

(4)、判事若は監督判事が臨時執達吏の職務を果すの能力ありと認めた者。

是等の者は其の事務の執行を委任した執達吏の責任の下に於ても、乃至は執達吏の差支のある場合に直接區裁判所判事からも命を受けることが出來るのである。其の前なる場合に於ては執達吏は、手數料の十分の三を此の補助者に交付することを必要とするのであり、其の後なる場合に於ては補助者は一定の報酬を受けるのである。

第六章　廷　丁

第百一條及び第百二條註釋

【第百一條　廷丁は大審院、控訴院及地方裁判所に於ては裁判所長、區裁判所に於ては地方裁判所長之を雇ひ、及其の雇を解く。

第百二條　廷丁は開廷に出頭せしめ、及司法大臣の發したる一般の規則中に定めたる事務を取扱はしむ。

區裁判所は執達吏を用ゐること能はざるときは、其の裁判所所在地に於て書類を送達する爲廷丁を用ゐることを得。】

廷丁は現行の制度の下に於ては多少私的傭人 Privat-Lohndiener たるものであるが、裁判所構成法の下に於ては之を裁判所や檢事局の職員の中に擧げてある。廷丁の、特に開廷中に掌るべき職務にとつては其の公的の地位は、其の責任意識を大ならしめるにも適すれば、また裁判所の威信乃至は廷丁

に對する敬意を高からしめるのにも適するものである。此のことは囚人を引致するに當つて、囚人が廷丁に對して暴行を加へることあるべき場合に、非常に實際的の價値を有するのである。第百二條第二項に依り廷丁が送達の施行を命ぜられた場合にあつては、其の處理竝に證明は、公的の性質を有することなくしては不可能であること勿論である。けれども此の送達の權限は少くとも民事訴訟事件に於ては、民事訴訟法第百三十六條に依り除外されるのであるやうに思はれる。それ丈に益々以て非訟事件に於ては廷丁が使用せらるべきであらう。

第三編　司法事務の取扱

第一章　開廷（第百三條乃至第百十四條）

第一章註釋

帝國憲法第五十九條に依ると、裁判の對審判決は之を公開すとあるけれども、之を公行することが安寧秩序若は風俗の維持に有害である虞があるときは、法律又は裁判所の裁判を以て、審問の公行を停めることが出來ることになつて居る。尙ほ第百五條をも參照ありたい。

第百三條註釋

【第百三條　開廷は裁判所又は支部に於て之を爲す。
司法大臣に於て事情に因り必要なりと認むるときは、區裁判所をして其の管轄區域内の一定の場所に於て職務を行はしむることを得。】

第五十一條に依ると、大審院は控訴院又は地方裁判所に於て法廷を開くことが出來ることになつて居る以上は、本條第一項の規定は不當である。

本條第二項は施行條例第十一條に依つて施行されるものである。尙ほ第十一條について述べた所を參照せられたい。

第百四條註釋

【第百四條　訴訟審問の上席及指揮は、合議裁判所に於ては開廷を爲したる判事に屬す。
裁判長に屬する權は裁判上一人にて執務する判事にも亦屬す。】

訴訟審問の上席及指揮が開廷を爲したる裁判長又は開廷を爲したる判事に屬するものであることは、自明的のことであつて、全く大したことではない。只

(1)、合議裁判所にあつては裁判所長又は部長乃至其の代理官が上席を占めるものであること、

(2)、裁判長は審問を指揮するものであること（民事訴訟法第百九條を參照）、

を言明しやうと云ふ丈のことでしかない。

裁判長の訴訟審問を指揮する權限は、上席たることの性質であり、また其の結果でもあるのであつて、其の詳しい内容はいろいろの訴訟法に依つて定まることである。訴訟審問を指揮する權の外、上席は更に別段の權をも提供するものであつて、其の中では手續の一切の種類に共通な行爲として、法廷警察の行爲がここで擧げられて居る（第百六條以下）。

個々の判事、卽ち既に第一項に擧げられてある單獨判事丈に止まらず、地方裁判所に於ける受命判事、豫審判事、第五十五條の場合に大審院長から豫審を命ぜられた判事は、此の權限に關しては裁判長と同視される。換言すれば開廷に參與する判事又は期日を開く判事の單數なりや複數なりやは、此の權限の點に關しては何等の區別をも生ぜしめるものではなく、只判事が裁判官として行動することが要求される丈である。けれども個々の判事は自明的のことであるやうに職務外に於ても、はたまた職務上も非裁判官的に行動することがあり得る。卽ち第六條の場合に於て檢事の代理として行動する場合である。

第百五條乃至第百七條註釋

【第百五條　裁判所に於て對審の公開を停むるの決議を爲したるときは、其の決議は其の理由と共に公衆を退かしむる前之を言渡す。此の場合に於て裁判所の判決を言渡すときは再び公衆を入廷せしむべし。

第百六條　裁判長は公開を停めたるときも、入廷の特許を與ふることを至當と認むる者を入廷せしむるの權を有す。

第百七條　裁判長は婦女兒童及相當なる衣服を着せざる者を法廷より退かしむることを得。其の理由は之を訴訟の記錄に記入す。】

是等の諸條は帝國憲法第五十九條に、裁判の對審判決は之を公開するが、對審の方は——判決の言渡は然らず——法律又は裁判所の決議を以て之を停めることが出來るとあるのを施行する、施行細則たるものである。施行細則は此の後なる場合に關するものであつて、裁判所の決議を以て對審の公行を停める場合である。此の場合考慮しなければならないのは、伊藤伯も帝國憲法第八十九條の註釋中で指摘して居るやうに、所謂審問と云ふ中には豫審判事の面前に於ける審問は包含されては居ないと云ふことである。從つて次の如く云ふことが出來る。

(1)、決議は裁判所の決議であつて、裁判長の訴訟指揮上の處置たるものではない。

(2)、決議は公行を停めるについての理由を具へることを必要とする。理由は專ら帝國憲法第五十九條に依つて與へられるのであつて、(a)、公の安寧秩序の妨害又は(b)、風俗の壞亂に對する懸念が其の條件である。懸念は二つの方面の何れか一つに於て具體化されてあることを必要とする。例へば治罪法は別の關係に於て第四百五十一條中で、秩序の紊亂又は正義の自由な進行に反對する試圖を懸念

せしめるに適した若干の事情を列舉して居る。卽ち犯行の性質、被告人の數若は素質、地方的激情の昂奮等の如し。

(3)、かかる理由を具へた決議は、在廷する公衆の面前に於て言渡すことを必要とし、然る上で初めて公衆を法廷外に退去せしむることを必要とするのである。

(4)、また判決の言渡は絕對に公行することを必要とするから、判決の言渡の際には再び公衆を入廷せしめることを必要とする。

(5)、判決言渡の際不適法に公開を停めるのは、手續の無效の根據となる。治罪法第四百十條第八號民事訴訟法第四百三十六條を參照せられたい。

第百六條は公開を停めたにも拘らず或種の人物を入廷せしめる裁判長の權限を、第百七條は公開を停めることなくして或る種の人物の在廷を禁止する裁判長の權限を、それぞれ規定するものである。公開を停めたにも拘らず或種の人物の入廷を許す處置は審問にしか關することは出來ないのであるが、公開を停めることなくして或る種の人物の在廷を禁止する處置は開廷の全般に關し、審問にも判決の言渡にも關係するものである。此の特許に依つて審問の效力が妨げられるものではないが、理由を附すべき公衆退廷の處置に依つては審問の效力が妨げられることがあるのである。此の退廷の處置に依つて裁判長が其の權限を超越した場合にあつては、裁判長は妄りに對審判決の公開の法則に干涉を加へるものであつて、訴訟法の前揭諸條を適用することを得しめるものである。第百九條にあつては趣を異にするのであつて、此の規定は前記二條の規定のやうに對審判決の公開に關するものではなくて、寧ろ法廷內に於ける秩序の維持に關するものである。

第百八條乃至第百十三條註釋

【第百八條】開廷中秩序の維持は裁判長に屬す。

第百九條　裁判長は審問を妨ぐる者、又は不當の行狀を爲す者を法廷より退かしむるの權を有す。前項に揭げたる違犯者の行狀に因り之を勾引し、閉廷のときまで之を勾留するの必要ありと認むるとき、裁判長は之を命令するの權を有す。閉廷のときまで之を勾留するの必要ありと認むる以下の罰金若は五日以內の拘留に處することを得。

此處罰に對しては上告を許さず。且其の所爲の輕罪若は重罪に該るべきものなるときは、之に對して刑事訴追を爲すことを得。

第百十條　前條の規定は左の變更を以て當事者、證人及鑑定人にも亦之を適用す。

第一、裁判所は閉廷を待たずして本條の違犯者を卽時に罰することを得。

第二、違犯者原告なるときは、裁判所は處罰の上仍本人宥恕を請ふか、又は恭順を表して不敬の罪を謝するまで其の審問を中止することを得。

第百十一條　裁判所は不當の言語を用ゐる辯護士に對し、同事件に付引續き陳述するの權を行ふこと

を禁ずることを得。其の禁止は此の行狀に付懲戒上の訴追を爲すことを妨げず。

第百十二條　裁判所の開廷中秩序を維持する爲第百九條、第百十條及第百十一條を以て與へたる權は、豫審判事又は受命判事又は法律に從ひ其の職權を行ふ試補も亦之を行ふことを得。此の場合に於ての異議は二十四時間以內に其の判事又は試補に之を申出ることを得。豫審判事又は其の命を受けたる試補の命令を爲したる場合に於ては、其の判事の屬する裁判所の刑事部若は刑事支部に於て前項の異議を裁判す。受命判事又は其の命を受けたる試補の命令を爲したる場合に於ては、其の判事に命じたる裁判所に於て之を裁判す。

第百十三條　第百九條、第百十條、第百十一條及第百十二條を以て與へたる權を行ひたるときは、訴訟の記錄に之を記入し及其の理由を記す。

前項の場合に於て其の所爲の重罪若は輕罪に該るべきものなるか、又は懲戒上罰すべきものなるときは、詳細に之を記入し、裁判長は其の事由を更に處分するの權ある官廳に報告をなす。】

是等の諸條は、(a)、裁判長（第百八條）及び(b)、裁判長と同等の地位に在る判事（第百十二條）の法廷警察上の權限を、左の三つの異つた方向に於て規定するものである。

(1)、公衆に對するもの（第百九條）、

(2)、當事者、證人、鑑定人に對するもの（第百十條）、

(3)、辯護士に對するもの（第百十一條）。

併し乍ら辯護士に對する特別の取扱は、當該の辯護士の代理して居る事件に制限されるのであつて、其の他の事件に於ては辯護士と雖單なる公衆と選ぶ所はないのであつて、第百九條の適用を受けるものである。

第百九條に規定してある處罰は一種の秩序罰 Ordnungsstrafe であつて、違警罪刑としても、はたまた輕罪刑としても分類することは出來ない。そして是等の處罰に對しては上告を以てのみ不服を申立てることが出來ることになつて居るのであるが、何れの裁判所に向つて上告を爲すべきであるかは、別に言明してない。控訴院が處罰を言渡した場合にあつては、第五十條第一號に依り上告は大審院に屬するのであるし、區裁判所の處罰の命令に對しては、區裁判所の判決に對する何れの不服申立とも同じやうに、法律の錯誤に關しても控訴を以て地方裁判所に申立てることを必要とし、地方裁判所の處罰の命令に對しては控訴院に申立てることを必要とする。之に反して大審院の言渡した處罰の命令に對する不服の申立は、どう實施するかについての根據は全然存在して居ない。

此の秩序罰は、よしんば行爲中に違警罪、例へば甚しい不法の行爲 der groben Unfug を存することがあつても、其の違警罪の廉を以てする別段の訴追を阻却するのであるが、當該の行爲が輕罪若は重罪たる場合は此の限りではないのである。

第百十條第二號の規定は、被告には關係するものではない。何となれば被告が不當の行狀を爲すことに因つて審問が中止されるものとすれば、無辜の原告が却つて甚しく害を被ることとなる虞がある

からである。

第百十一條に依る陳述の禁止が當日の開廷中丈に限られるものなのであるか、それとも一般的に效力を有する次第なのであるかは疑はしい。法文の上から云ふと當日の開廷中丈には限らず、其の後も引き續いて一般的に效力を有するものと認むべく、當該の辯護士は他の開廷日に於ても、裁判所が許可しない以上は同一の事件に於ては再び陳述するの權を持たない。卽ち辯護士にして命を聽かないで引續き陳述するやうなことがあると、第百九條は公衆の何人に對しても適用があるのと同じやうに、辯護士に對しても適用があるのである。

第百十二條については第六十條及び第六十一條について述べた所を參照せられたい。

第百十三條の秩序的規定は、上告を許す以上は既にそれ丈で必要となるのである。蓋し上告にとつては記入の行はるべき訴訟記錄が其の基礎となる次第だからである。

第百十四條　判事、檢事及裁判所書記は公開したる法廷に於ては一定の制服を著す。

前項の開廷に於て審問に參與する辯護士も亦一定の職服を著することを要す。

（本條についての註釋なし）、

第二章　裁判所の用語

第二章註釋

【第百十五條　裁判所に於ては日本語を用う。

當事者、證人又は鑑定人の中日本語に通ぜざる者あるときは、訴訟法又は特別法に通事を用ゐることを要する場合に於て之を用う。

第百十六條　通事の任免及使用竝に訴訟手續上其の行ふべき職務に關する規則は、司法大臣之を定む。

第百十七條　通事の得難き場合に於て書記其の言語に通ずるときは、裁判長の承諾を得て通事に用ゐらるることを得。

第百十八條　外國人の當事者たる訴訟に關係を有する者、及其の訴訟の審問に參與する官吏の或る外國語に通ずる場合に於て、裁判長便利と認むるときは、其の外國語を以て口頭審問を爲すことを得。但し其の審問の公正記錄は日本語を以て之を作る。】

當局者は諸外國との間に締結された國際條約中で、諸外國の嫉妬心を宥和するやうな方法を發見するのに努め、日本の裁判所を外國人にとつて近付き易いものたらしめ、用語上の困難を除くのに努力した。

裁判所構成法は、苟も國際的に平等な權利を有する國民としてそれ以外に執ることの出來ない立脚地を占めるものであつて、簡單に其の國語を以て裁判所の用語と宣言して居るのである。そこで日本の裁判所の保護を求める者は、己れが日本の國語をどれ丈理解することが出來るかを省みなければな

らない。外國人との訴訟に際し適當な條件を具へる場合に、第百十八條に依り外國語を以てする口頭審問を許すのは、裁判長の一つの權限に過ぎない。また他の半面に於ては、外國人にも法律上の保護を與へるのは政府の義務であつて、當該の外國人に日本語に通曉せんことを請求する譯にはいかないのである。ここに於てか司法行政部は通事について配慮し、依つて以て訴訟法若は特別法が必要として居る場合には、通事を使用することを得しめる必要を生ずる。かくの如き制限は、苟も外國人が訴訟に登場しさへすれば常に通事が必要と認められると云ふ次第では決してなくて、寧ろ單に一面に於ては裁判所が司法權を執行するのに外國人の意思表示を必要とするけれども、他面に於ては此の外國人に日本語を使用せんことを要求する譯にはいかない場合に限り、通事を使用するのである。卽ち外國人が當事者として行動する場合でなく、また權利の保護を請求する場合でなく、寧ろ裁判所が外國人の意思表示を必要とする場合に通事を必要とされるのである。けれども外國人が當事者として行動する場合にあつても、本人自身の意思表示が必要とされる場合にあつては、通事を必要と認めざるを得ないであらう（民事訴訟法第三百六十條以下）。刑事事件に於ては當事者としても外國人が通事を通じて審問せられんことを要求したときか、又は裁判所が當該の外國人が未だ以て充分日本語に通曉して居ないものと認めたときは、常に通事を通じて外國人を審問することを必要とするであらう。蓋し防禦の權利は此の點に於ても制限する譯にはいかないからである。

されば司法通事の服務を規律する必要があるのであつて、特に司法大臣の定むべき通事規則を以て

する を要する。通事規則中に於ては、特に外國語中通事を使用することを許すべきものを制限的に定める必要がある。何となれば、日本と云ふ國が、極く種々雜多な國語の會合接觸する機會を具へた國であるにしても、地球上のありとあらゆる國語に對して用意を爲さんことを、司法行政部に向つて要求する譯にはいかないからである。此のことはまた決して第百十五條第二項の表明しやうとして居ることではない。例へば南洋諸島のポリネシヤ土人が日本に訴訟を起したけれども、日本にはポリネシヤ語を解するものが居ない場合（かかる場合は決してあり得ない場合ではない）を想像せよ、かかる場合にあつては何人も司法行政部に向つて、ポリネシヤ語の通事を使用せられんことを請求することは出來ないのであつて、裁判所も記號法 Zeichensprache に依つて、出來る丈意思を疏通させるのみで滿足しなければなるまい。卽ち第百十五條第二項は通事の範圍に關しては、第百十六條に基いて制限的に解釋することを必要とするのである。

第百十七條に依り裁判所書記を通事として利用する場合にあつては、通事が同時に裁判所書記の仕事をするのを妨げるものではない。

第百十八條に所謂「當事者」と云ふ中には、訴訟法上當事者の概念の下に包含されるすべての者、卽ち主參加人や從參加人等をも含まれるものと解すべきである。

第三章　裁判の評議及言渡

第百十九條註釋

【第百十九條　合議裁判所の裁判は此の法律に從ひ定數の判事之を評議し反之を言渡す。】

卽ち（豫審判事竝に受命判事の裁判を言渡す權限は別として）地方裁判所にあつては三人、控訴院にあつては五人乃至第三十八條の場合に於ては七人、大審院にあつては七人の判事が必要である。蓋し法律の定むる所に從つて審問に參與した判事が、裁判の評議に參與することを必要とする旨が條件となつて居るのであつて、此のことは當然言明せらるべかりし所のものだからである。卽ち是等の判事は訴訟的の意味に於て事件に通曉して居るのである。之に反して判決を起草した判事が、同時に之を言渡すことを必要とするものであると云ふ風に要求するのは、理由もなければまた不適當でもあることであると思ふ。蓋し言渡さるべき判決が言渡に由つて初めて存在するに至るものであるとしても、判決の言渡は判決の內容の完成には全然觸れるものではないからである。判事の人的同一を要求するのは判決の內容丈であつて、其の言渡は裁判所の一つの要式的行爲に外ならず、そしてかかる要式的行爲としてはそれを起案した個々の判事の個性には全然關係なく、甚しきに至つては起案に參與した判事の全部の死亡して了つた後にあつても、行ふことが出來るのである。

第百二十條註釋

【第百二十條　四日以上引續くべき見込ある刑事の審問に於て、裁判所長は補充判事一人を命じ之に立會はしむることを得。此の補充判事は其の審問中、或る判事の疾病其の他の事故に由り引續き參與することを得ざる場合に於て、之に代り審問及裁判を完結するの權を有す。】

本條は第三章に收めるよりも第一章に收めた方が遙に適當であつた。補充判事 Ergänzungsrichter は專ら判事の一人の差支のあつた場合に、審問や評議や裁判を續行することを得しめる爲に、また新に加入した判事の爲に初から辯論をやり直すことを必要としない——此のやり直しは此の規定がないとすれば實際上必要であらう——やうにする爲の目的を以て、審問に參與せしめるのである。されば裁判所構成法が脫退した判事に代る補充判事の「權限」について云々して居るのは、不精確である。それは權限でもあるが同時にまた義務でもあるのである。從つて「權限」と云ふ語辭に拘泥して、補充判事は脫退した判事の地位を占めることを請求する權利を有するのであるかの如く、卽ち例へば脫退した判事が裁判長であるとすると、補充判事が直ちに上席を引受けることを請求する、權利を有するのであるかの如く認めやうとするのは、法律の目的とする所を超越するものと謂はなければなるまい。法文の主意はそう云ふことを言明しやうと云ふのではないのであつて、寧ろ補充判事が合議體に於て如何なる地位を占めるのであるかは、通常の官等や代理の順序に從つて定まるのである。此の場合は脫退した判事の地位の代理ではなくて、寧ろ判事の合議體の補充に外ならないのである。

以上のやうな法律の精神からして、補充判事は獨り辯論中のみに止まらず、判決の言渡まで事件に

參與することを必要とするものであると云ふ論結を生ずるし、また本條の末文の字句の上からも此のことは問題にならない程明白である。

其の外補充判事は辯論に際し刑事訴訟法の定める所に從つて陪席判事の一切の權利、特に發問權を有するのであるが、評議の際には判事一人の脫退の場合を生ずるまでは、全然表決權は持たない。地方裁判所の當該の部に於て既に豫備判事一人が陪席判事であるときは、豫備判事を補充判事として審問に參與せしめるのは、非常に懸念すべきことであるのは論を俟たない。蓋し定員上の判事の一人が差支ある場合に於て、更に一人の豫備判事を補充判事たらしめることは、第三十二條に衣り不適法であるからである。

第百二十一條乃至第百二十四條註釋

【第百二十一條　判事の評議は之を公行せず。但し豫備判事及試補の傍聽を許すことを得。

判事の評議は其の裁判長之を開き且之を整理す。其の評議の顚末並に各判事の意見及多少の數に付ては嚴に祕密を守ることを要す。

第百二十二條　評議の際各判事意見を述ぶるの順序は官等の低き者を始とし、裁判長を終とす。官等同じきときは年少の者を始とし、受命の事件に付ては受命判事を始とす。

第百二十三條　裁判は過半數の意見に依る。

金額に付判事の意見三說以上に分れ、其の說各々過半數に至らざるときは、過半數に至るまで最多額の意見より順次寡額に合算す。

刑事に付其の意見三說以上に分れ、各過半數に至らざるときは、過半數に至るまで被告人に不利なる意見より順次に利益なる意見に合算す。

第百二十四條　判事は裁判すべき問題に付自己の意見を表することを拒むことを得ず。】

是等の諸條は裁判の評議に關するものである。

評議は獨り非公開で行はれることになつて居るのみに止まらず、評議の際に於ける經過については嚴重な默祕を守ることを必要とするやうな方法に於て、祕密であることになつて居る。卽ち公平の利益上竝にあらゆる外部よりの干涉から離れた、自由な意見發表の利益上絕對的に必要とする規定である。默祕の義務に違反すると云ふことは、重い懲戒罰の原因となるであらう。

裁判所構成法は參與しない豫備判事と試補との傍聽を許して居るに過ぎない。此の總括は曩に第六十二條について、豫備判事の不完全性について言明した所のものを確認するものに外ならない。裁判所構成法は第百二十一條の第一項に於ては、參與して居ない豫備判事丈を念頭に置いて居るに止まり、參與した豫備判事は評議に出席するのに決して許可を必要とするものでないことは、おのづから理解し得られることである。

尙ほ裁判所構成法がかくの如き判事竝に試補の傍聽を許して居る以上は、請求があつたときは傍聽

を許さなければならないものであるか、それとも傍聽を拒むことが出來るものであるか、そして傍聽を拒むことを得べきものとすれば、何人に於て傍聽を拒むべきであるかと云ふ問題を生ずる。評議に際して裁判長に與へられてある地位の上から判斷すれば、評議を指揮する權限の一部として、拒絕の權利をも裁判長に與へることを必要とするであらう。

裁判所構成法は第百二十一條の第二項に於て、審問の際の裁判長が評議の際の上席をも占めるものであることを言明して居る。けれども此のことは必ずしも絕對的に適切ではない。卽ち第百二十二條の場合に於て、長期間に亙る刑事辯論に補充判事一人を參與せしめるに當つて、辯論の終結後評議の開始前又は評議中に審問の裁判長が疾病に罹り、又は其の他差支を生ずるに至つたときにあつては、適當するものではないのである。かくの如き場合にあつては其の代理官（補充判事ではない。第百二十條を參照）が評議の際上席を占めるものである。

表決の順序は第百二十二條に依ると、官等低い者から高い者への順序に從つて定まる。それは官等の低い者、卽ち恐らくは同時にまた年齡に於て若い者が官等の高い者、卽ち恐らくは同時にまた年齡に於て老いたる者に依つて、意見を左右されるやうなこと無からんが爲である。只當該事件に於て受命判事の任命された場合丈に於ては、一番根本的に其の事柄に通じて居る判事としての受命判事の、意見を最初に聞くことになつて居る程度に於て、此の原則に異るものである。法律の理由とする所はかやうな點に在るのであるから、本條に稱して受命判事と云ふ中には、獨り狹義に於ての受命判事、

卽ち證據調とか書面主義的手續 schriftliches Verfahren とか、そう云つたことを命ぜられた判事のみには止まらないで、當該の事件に於て報告を爲すことを委任された、どの判事をも指すものと解さなければならない。

裁判所の裁判は多數決に因る意見を內容とする。多數の意見が出來上つた上からは、少數意見はもはや全然問題とはならない。蓋し大切なのは裁判所の裁判丈であつて、個々の判事の意見ではないからである。從つて異說を懷抱する者の獨立した判決案 Separatvotum eines Dissidenten の如きも、裁判所構成法上何等正當と認むべきものではなくて、かやうなものを記錄に添付するが如きは、全然不適法であると考へる。

尙ほ裁判と云ふものは、それが言渡されるまでは形式上まだ確定はしないのであるから、多數意見を構成する判事中の一人が、己れの表決の正しさについて重大な懸念を懷くに至つた場合にあつては、案件についての評議をもう一度開くことを妨げるものではない。そして裁判が的確に決議されたものと認められる場合に、どれ丈の間評議の再開を許すこととするかは、訴訟法上の問題である。

第百二十三條の第二項及び第三項は意見が簡單に「然り」若は「然らず」に歸著しないで、其の間に段階を生じた場合、卽ち民事事件若は刑事事件に於て金額の點に關し（第二項）、又は刑事事件に於て其の他の點に關して段階を生じた場合に關する。第三項は決して絕對的に解釋することは出來ないのであつて、例へば判事の一人は被告人に無罪を言渡さうと

し、一人は輕懲役を、また一人は徒刑を言渡さうとする場合などに、適用することが出來るものと考へる譯にはいかない。さもなければ此の例に於ては無罪を言渡すに歸著するであらう。かくの如きは決して法律の精神たるものではなく、法律は寧ろ一定の問題についての意見の相違丈を念頭に置いて居るものである。前記の結果の如きは問題の特定の提出方法が如何に重大な意義を有するかを明かにするものであつて、問題を正しく提出する場合にあつてはかくの如き結果は發生することはあり得ないのである。蓋し先づ最初に裁判することを必要とする所のものは、被告人は有罪なのであるかどうかと云ふことがあつたからである。此の先決的の問題にして前記の場合に、二票對一票を以て肯定された上で初めて、もう一つの處罰の問題を表決することが出來るのであつて、此の問題については第百二十四條に依り、無罪を言渡さうとする判事も意見を述べることを必要とするものであつて、此の判事が此の問題に於ても己れの同僚の二人と意見を異にして居る場合に、第三項を適用することを必要としたのである。

此の合體の義務は刑事事件についてのみ定められてあるのであるから、民事事件に於ける類似の場合は未解決の儘になつて居る譯である。例へば判事甲は全然訴を却下しやうとし、判事乙は「現在の場合としてのみ」訴を却下しやうとし、判事丙は訴を理由ありとして證據調を行ふ決意をしたとする。或は判事甲は訴を理由あり且顯著な事實であると認め、從つて簡單に被告敗訴を言渡さうとし、判事乙は訴は理由あるも顯著ならざるものとし、證據調を決議しやうとし、判事丙は訴を理由なしと認めて之を却下しやうとしたとする。此の場合にあつては地方裁判所の部に於ける絶對多數は如何にして形成すべきであるか。此の場合にあつても第百二十四條を適用して、全然的確に主要な問題についての多數を獲得するの目的を達成せんが爲には、一切は問題の提出方法の正否の如何に左右されるのである。卽ち此の後なる場合に於ては、訴が理由ありや否やの問題についての多數を先づ形成することを必要としたのである。卽ち甲と乙とが丙に對する多數に於て裁判所の判決として確認する所のものである。

次にかやうにして理由付けられた訴が同時にまた分明でもあるのであるかどうかと云ふ問題が來る。此の點については丙は第百二十四條に依り其の意見を表明することを必要とし、從つて此の點についても必然的に多數が形成されざるを得ないのである。

第四章　裁判所及檢事局の事務章程

第百二十五條註釋

【第百二十五條】　裁判所及檢事局の標準と爲すべき規則は司法大臣之を定む。

控訴院長及檢事長は前項の規則に依り、各自管轄區域內の裁判所及檢事局に對して、事務の一般の取扱に關り成るべく統一を旨とし、殊に裁判所及檢事局の開廳時間及開廷の時日に付訓令を發す。

大審院は自ら其の事務章程を定む。但し之を實施する前司法大臣の認可を受く。】

法律に擧げてある事項、特に開廷の時日や開廳時間の外例へば評議について、特に辯論と評議との間に存することを得べき時日について、副報告員 Korreferent の任設について、竝にまた判決案の作成について規定を設けるのが極めて適當であると思ふ。更に毎年の事務の監督、報告の形式、申請や報告の際遵守すべき審級順序の形式、第百四十一條の場合竝に裁判所の官吏に對する訴訟に際しての報告其の他に關しても、規定を設けるのが適當であると思ふ。

第五章　司法年度及休假（第百二十六條乃至第百三十條）

第百二十六條註釋

【第百二十六條　司法年度は一月一日に始まり、十二月三十一日に終はる。】

司法年度は事務の分配にとつて問題となるのであつて（第十一條、第十二條、第二十二條乃至第二十四條、第三十六條、第四十七條）、從つてまた地方裁判所に於て判事に豫審を命ずる上に問題となるのである（第二十一條）。併し或る點に於ては會計年度と一致させるのが一層適當であると思ふ。（第五條について述べた所を參照ありたい）。

第百二十七條註釋

【第百二十七條　裁判所の休暇は七月十一日に始まり、九月十日に終はる。】

草案は寧ろ事實上の狀態に從つて新年休暇（正月）をも提案したのであつたが、法律では新年休暇は削除されて了つて居るけれども、併しそれが爲に新年休暇がなくなつた譯ではない。けれども此の事實上の（併し法律上では認められて居ない）休暇は、法律の認めて居る休暇に與へられて居る丈の效果は持つて居ないのである。

休暇は本章に於けるの外、第二十三條、第三十六條、第四十一條に於て揭記されて居る。其の外民事訴訟法第百三十八條をも參照ありたい。

第百二十八條乃至第百三十條註釋

【第百二十八條　休暇中は左の事件の外、既に著手したる民事訴訟を中止す。且新なる訴訟に著手せず。

第一、爲替手形若は約束手形其の他の流通證書に關る請求、

第二、船舶又は運送賃又は積荷に對する請求、

第三、財產差押事件、

第四、住家其の他の建物又は其の或る部分の受取、明渡、使用、占據若は修繕に關り又は賃借人の家具若は所持品を賃貸人の差押へたることに關り賃貸人と賃借人との間に起りたる訴訟、

第五、養料の請求、

第六、保證を出さしむるの請求、

第七、取掛りたる建築の繼續に關る事件、

第八、前數項に揭げたるものを除く外、區裁判所の判事に於て又は民事訴訟法の定むる所に從ひ緊急のものと認めたる請求若は事件。

休暇部若は休暇部長に於て直ちに著手すべき緊急のものと認めたる請求若は事件。

第百二十九條　休暇中に拘らず刑事訴訟、非訟事件、判決執行、破產事件竝に民事訴訟法に依り略式を以て取扱ふことを得べき訴訟は之を停止することなし。

第百三十條　合議裁判所に於ては休暇中事務取扱の爲休暇部と稱する一若は二以上の部を設く。休暇部の組立は休暇の始まる前裁判所長之を定む。第二十三條は此の部にも亦之を適用す。

二人以上の判事を置きたる區裁判所の休暇事務取扱方法は監督判事之を定む。【Ferien-sache、換言すれば裁判所の休暇中であるにも拘らず處理することを必要とする事件を取扱ふものである。それは刑事事件及び破產事件竝に非訟事件にして其の性質上遲延を忍ぶことの出來ない所のものの外、民事爭訟裁判權の中で官廳が事件を

緊急なるものと思推したと否とを問はず法律上當然に處理すべき事件、判決の執行、略式を以て處置の行はれる事件、第百二十八條第一號乃至第七號に列擧してある案件、竝に區裁判所判事、休暇部若は休暇部長の裁量に從ひ、該當する場合に民事訴訟法に基き、當該の事件に執掌すべき是等三つの官廳に於て、緊急なりと思推した一切の事件である。當事者に對して羈束力を有せしめんが爲には、是等の事件は緊急なる性質を有するものであるから直ちに辯論する旨を、決定を以て確定することを必要とするものである。

第百二十九條中に於ては只停止することの出來ない事件についてのみ規定して居るのに反し、第百二十八條は一度開始せられるに於ては續行することも必要とすれば、新に提起された場合に開始することも必要とする事件を列擧して居るにしても、其の事實からして反對解釋として、第百二十八條に規定してある所は第百二十九條に擧げてある事件についても適用がないものと推論する譯にはいかない。是等の事件もそれが開始せられてあるにせよ然らざるにせよ、決して遷延すべからざるものなのである。それは事件の性質からして推論されることなのである。

其の他の事件は開始もすべきでなければ、また續行もすべからざるものである。それにも拘らず第百二十八條第八號の場合に於て、過失に因り、換言すれば休暇事件の決議をしないで開始若は續行の處置が行はれたとするも、手續は必ずしも無效ではないのであつて、當事者は之に對して應訴して差支なく、又は闕席した當事者の一方に對して手續を爲し、闕席判決を言渡しても苦しくないのであ

る。卽ちどの事件も裁判所の決議に依つて休暇事件 Feriensache となることが出來るのであるから、當事者の一方はかくの如き形式的の決議の懈怠からして、何等かの權利を演繹することは不可能である。況んや裁判所構成法に依ると、かくの如き決議は、申立をすら前提とするものではないに於てをや。卽ち此の規定は專ら訓令的の司法行政規定として、司法上の服務監督の利益の爲に制定されたものと見て差支ないのである。

逆にそれとは趣を異にするのは、當事者は休暇事件が休暇事件として取扱はれることを請求する確實な權利を有することである。蓋し休暇事件を休暇事件として取扱ふのは、專ら當事者の利益の爲に規定されてある所だからである。

されば當事者が、法律上當然に休暇事件である譯ではない事件を、休暇事件として取扱はれんことを申立てた場合にあつても、此の申立を却下する決定に對しては、抗告を爲すの權利を與へる必要がある（民事訴訟法第四百五十五條）。併しまた他の半面に於てはかくの如き申立（卽ち或る事件を緊急なる事件として休暇中に取扱はれんことを請求する申立）そのものは、決して法律上當然に休暇事件たるものではないのであることを、一言しないで置く譯にはいかない。かくの如き申立は第百二十八條第一號乃至第七號中には列擧されては居ないのであつて、卽ち裁判所は直ちに此の申立について處置することなく、之を後廻しとすることが出來るのである。けれどもかくの如き處置に對しては當事者は、裁判所構成法第百四十條に依り司法の遲延の故を以て、無條件で抗告を爲すの權利を有するであらう。

休暇中に休暇後の時期についての期日を定めるの權限は、決して第百二十八條に依つて阻却されるものではない。

第百二十八條第一號については民事訴訟法第四百九十五條、第四百九十六條、商法第六百九十八條以下を參照ありたい。其の外商業證券に屬するものは、特に小切手（商法第八百十六條）、船荷證券（同第八百九十九條）、船舶抵當契約證券 Bodmereibrief（同第九百四十九條）などである。

第二號については商法第八百四十九條、第三號については民事訴訟法第七百三十九條以下を參照せられたい。判決執行の目的を以て行はれる差押でない差押は、一般に第三號に屬する。蓋し判決執行の目的を以て行はれる差押は、第百二十九條に特に擧げてあるからである。第四號については第十四條第二號(a)について述べた所を參照せられたい。

第五號については民事訴訟法第四百七十二條、第四百七十四條を參照。第六號については民法第千三條以下（明治二十二年の草案）を參照。第七號については第二百十四條以下を參照。

第百二十九條に所謂略式手續と云ふ中には、第百二十八條の下に屬する證書訴訟、爲替訴訟及び假差押手續の外、督促手續をも含むものと解すべきである。

第百三十條の第二項に援用してある第二十三條を休暇部に適用することは、其の獨自の法文からして既におのづから明白である。蓋し同條は明示的に休暇事件を擧げて居るからである。

第六章　法律上の共助（第百三十一條乃至第百三十三條）

第六章各條註釋

【第百三十一條　裁判所は訴訟法又は特別法の定むる所に依り互に法律上の補助を爲す。
法律上の補助は別に法律に定めたる場合の外は所要の事務を取扱ふべき地の區裁判所に於て之を爲す。
第百三十二條　檢事局も亦各自の管轄區域内に於て取扱ふべき事務に付互に法律上の補助を爲す。
第百三十三條　裁判所書記課も亦其の權内の事件又は其の配下の執達吏の權内の事件に付互に法律上の補助を爲す。】

第六章は法律上の共助を囑託する官廳に從つて、三つの異つた方向に於て法律上の共助を取扱ふものである。卽ち

(1)、裁判所の法律上の共助（第百三十一條）、
(2)、檢事局の法律上の共助（第百三十二條）、
(3)、裁判所書記課の法律上の共助（第百三十三條）、

の各場合である。

(1)の場合丈は、裁判所の法律上の共助の囑託は關係の區裁判所に向つて爲すことを必要とする旨が定められてあるが、(2)及び(3)の場合にあつては之に反し、檢事乃至裁判所書記が法律上の共助の囑託を爲すに於ては、檢事局乃至は裁判所書記課は此の囑託に應ずることを必要とする旨が言明してある丈である。

是等の原則を定める上には、次のやうな考慮が基本になつたのである。

民事訴訟に於てにせよ、破產若は後見事件に於てにせよ、乃至は其の他の非訟事件に於てにせよ、事件について管轄權を有する裁判官廳が、かくの如き事件に於て爲すことを必要とする一切の行爲を、自身で親しく爲すと云ふことは、不可能に非ずんば不適當である。卽ち人又は問題たる行爲を爲す上に於ての目的物が、當該裁判所の管轄權の下にはない場合である。例へば或る裁判所の管轄區域外に居住する者が疾病に罹つたか、又は旅行不可能となつたとき、又は問題たる行爲の目的物が不動產であるとき、又は其の他の理由に因り輸送することが不可能であるときは、必然的に其の人又は目的物の存在する地で當該の行爲を爲さねばならぬ。かやうに人又は目的物を管轄裁判所の管轄區域内に持來すことの、物理的に不可能である場合と同視すべきものは、人又は目的物が裁判所の管轄區域内に存在するか、又は旅行若は輸送不可能と云ふ譯ではないけれども、當該の人又は目的物を裁判所の所在地までつれて來るなり、持つて來るなりするのには著しく面倒な手數を要し、困難であり、多額の費用を必要とし、乃至は公平を缺く嫌のある場合である。是等の場合に於てはすべて裁判所は、合宜

上の理由を斟酌して、當該の人又は目的物の存在する地を管轄する裁判所をして必要な行爲を爲さしめることを絶對的に餘儀なくされるのであり、換言すれば其の法律上の共助を請求する自由を裁判所に與へると云ふことは、法律としては絶對的に必要とする所である。以上述べた所からして直ちに推論し得られるのは、人の居住地若は物の所在地に最も近接した位置に在る裁判所、卽ち是等の人又は物をつれて來又は持つて來ることの一番たやすく出來る裁判所、又は是等の人又は物の所へ出かけて行くのに一番都合のいい裁判所、換言すれば其の管轄區域の一番小さな裁判所、卽ち區裁判所が當該の法律上の共助行爲を爲すのに、一番適當な裁判所であると云ふことである。但し具體的の場合に法律が明示的に別段の規定を設けて居るときは、此の限でないこと云ふ迄もない。

檢事が相互的に法律上の共助を爲すことを必要とするものであることは、素より明白である。けれども此の目的の爲に區裁判所の檢事に囑託することを、必要とするものである旨を規定する譯にはいかない。それは一面に於ては檢事が當該の事務の爲に絶對的に、且一般的に充分たるものとすることは出來ないからであるし、また他の一面に於ては檢事は司法警察官を使用することが出來るからである。法律は郡長、區長、戶長もそれが區裁判所に於ける檢事の事務を命ぜられてはない場合にあつても、檢事の囑託を處理するのを妨げるものではないのである。

裁判所書記課が執達吏に關する事件に於ても相互に法律上の共助を爲すことを必要とするものであることは、執行竝に送達が裁判所の當然に處理する所である場合にあつては素より明白である。執行竝に送達が裁判所の當然に處理する所でなくて、執達吏は民事訴訟法に依り當事者の直接の委任に基いて此の事務を處理することを必要とする場合にあつては、裁判所書記課が必要な法律上の共助を仲介する譯にはいかないのは當然の話であつて、寧ろ當事者は自身に於て管轄執達吏に依賴することを必要とするであらう。所が此の問題の解決はまだ確定的ではなかつたので、從つてまた法文も近々行はるべき制度に適合するやうに選んだのである。卽ち送達に關しては裁判所書記が囑託をするけれども、强制執行事件に於ては、强制執行の委任が裁判所書記を通じて執達吏に仲介された場合に限り、裁判所書記に於て囑託を爲すのである。

是等の囑託の場合にあつては、受託官廳が要求された行爲を爲すの權限を有することが常に條件である。若し受託官廳が要求された行爲を爲すの權限を有して居なかつたとしたら、囑託官廳は受託官廳に向つて此の行爲を爲すことを要求する譯にはいかないのであつて、それにも拘らず囑託の行はれた場合にあつては、囑託を拒むことを必要とする。卽ち檢事に向つて例へば證人の宣誓訊問を囑託することは出來ない。何となれば宣誓訊問は裁判所に專屬する權限であるからである。寧ろ特定の官廳の專屬的の權限に屬するかくの如き囑託を處理する爲には、常に此の特定の官廳をして之を行はしめることを必要とするのである。只問題たり得るのは、甲區裁判所の檢事局は乙區裁判所に依る證人訊問を直接囑託することが出來るのであるか、それとも此の囑託を爲すことを甲區裁判所に委任することが必要とされるかの一事である。第百三十一條と第百三十二條の二つの條文を比較對照して見る

と、後者を推論せざるを得ないであらう。

第四編　司法行政の職務及監督權

（第百三十四條乃至第百四十三條）

第百三十四條註釋

【第百三十四條　合議裁判所長、區裁判所の判事若は監督判事、檢事總長、檢事長、檢事正は、司法大臣の由て以て司法行政の職務を行ふの官吏とす。】

本條は標題の示して居る通り司法行政の職務についてのみ規定して居るに過ぎないけれども、それにも拘らず職務には常に之に對應する權限も存するものである。また逆に司法行政の發露としての司法上の監督は、獨り權限としてのみに止まらず同時にまた義務として表明されて居るのである。司法上の監督を除外すれば裁判所竝に檢事局の機構を物的竝に人的の點に於て整備し、保存する上に於ての一切の配慮は司法行政部の仕事である。司法行政部の仕事は訴訟事件たると非訟事件たるとを問はず、本來の裁判權の領域には屬することなくして、司法を運用する上に必要である一切の事務を包含し、司法の廳舍の監督であるとか、必要な備品目錄の調製其の他の如き純然たる形式的の事務も亦

之に屬する。

是等の事務はすべて司法大臣の手中に總括される。所が司法大臣は單獨で是等の事務の一切を掌理する譯にはいかないのであるから、司法行政を執行する爲には司法大臣は特定の機關を必要とする。裁判所構成法は裁判所竝に檢事局の長官を以て、かくの如き特定の機關たるものと表示して居るのであるが、是等の長官は第百三十五條に依り其のそれぞれの職務の範圍内に於て、司法上の監督の權限をも有するものである。けれどもかう云つたからとて、それは決して司法大臣が是等の機關を使用する、必要があるものであると云ふことを言明する次第ではないのであつて、寧ろ司法大臣は司法行政上の事項に於て、常に直接干渉を加へるの權利を有するものであると同時に、他の半面に於ては司法大臣に向つての請願、報告其の他の場合に於ける審級順序 Instanzenzug について、一定の規程を設ける必要があるであらう。

第百三十五條註釋

【第百三十五條　司法行政監督權の施行は左の規程に依る。

第一、司法大臣は各裁判所及檢事局を監督す。

第二、大審院長は大審院を監督す。

第三、控訴院長は其の控訴院及其の管轄區域内の下級裁判所を監督す。

第四、地方裁判所長は其の裁判所若は其の支部及其の管轄區域內の區裁判所を監督す。
第五、區裁判所の一人の判事若は監督判事は其の裁判所所屬の書記及執達吏を監督す。
第六、檢事總長は其の檢事局及下級檢事局を監督す。
第七、檢事長は其の檢事局及其の局の附置せられたる地方裁判所管轄區域內の檢事局を監督す。【第八、檢事正は其の檢事局及其の局の附置せられたる控訴院管轄區域內の檢事局を監督す。】
司法大臣は一切の裁判所や檢事局についての監督を執行する。此の場合に司法大臣は其の司法行政機關（第百三十四條）を使用することが出來る次第であるけれども、みづから直接干渉を加へることも出來る。併し乍ら一つの秩序立つた事務の經路を成立せしめ、權限ある關係の長官を差置いて恣意を以て處分の行はれることのないやうにしやうとすれば、辯論の經路について若干の規定を制定し、特に常に若は如何なる場合に司法大臣に報告を爲すべきやをも定めるのは、缺くべからざる必要であらう。そして本條第二項に由り大審院長は、大審院についての司法上の監督の外は司法上の監督にたづさはるものではなく、卽ち下級官廳の報告にして行はれる場合にあつては、大審院長の手を經由して行はれることを必要とするものではなくて、寧ろ必要に應じて控訴院長から直接司法大臣に提出されるものであることがおのづから推論されるのである以上は、裁判所構成法はみづから、如何なる場合に司法大臣に報告を爲すことを必要とするものであるかについての、基準を與へて居るものと謂はなければならない。草案とは趣を異にする此の規定は、最高裁判所の長官たるものをして出來得る限り司法行政上の機構の外に超然として、獨立不羈の地位を保たしめるやうにしやうと云ふ、企てに出づるものなのである。

第四號に於ては地方裁判所の支部を明示的に擧げて居る。所が第八號中でも支部を擧げて置く理由は少しも減ずるものではないのに、第八號中には支部は擧げられて居ない以上は、第四號に地方裁判所の支部の擧げてあるのは、誠に以て好ましからぬ次第と謂はざるを得ない。所謂支部は地方裁判所の支部に外ならないのであるから、第四號中に於ても之を擧げないで置くことにするか、又は第八號中に於ても之を擧げることにするか、何れか一途を選ぶべきであつたと思ふ。

第五號については、裁判所書記と執達吏と丈を區裁判所判事の監督を受ける者として擧げてあるのが目に立つて見える。此の字句は、區裁判所の判事以外の一切官吏が區裁判所判事の監督を受けるものと規定し、從つて區裁判所の檢事をも區裁判所判事の監督の下に立つやうな法文面として居る、草案の字句と同じやうに間違ひである。何となれば現在の法文に依ると、例へば區裁判所に司法官試補が服務して居るとすると、此の試補は區裁判所判事の監督は受けないこととなる次第だからである。かかる結果の間違つて居るのは素より言ふまでもないことである。また會計官吏もここには擧げてないけれども、第八條の定める所に依ると、區裁判所にもかかる官吏の置かれることがあり得るのである。

廷丁は本條の全部を通じて擧げられて居ないが、それは廷丁の官吏としての性質には、餘り多大の

意義を認めることが出來ない爲であることは明白である。けれども第六章では廷丁に職員としての性質が與へられてあるには違ひないのである。

第百三十六條註釋

【第百三十六條　前條に掲げたる監督權は左の事項を包含す。

第一、官吏不適當又は不充分に取扱ひたる事務に付其の注意を促し、竝に適當に其の事務を取扱ふことを之に訓令する事、

第二、官吏の職務上と否とに拘らず其の地位に不相應なる行狀に付之に諭告する事、但し此の諭告を爲す前其の官吏をして辯明を爲すことを得せしむべし。】

官吏、少くとも判事に對する懲戒手續をば法律を以て精確に定め、司法行政上の干渉は受けないで濟むことの出來るやうな方法で之を規律すると云ふことは、絶對的に必要なことであるが、また他の半面に於ては司法行政部に、詳しく云へば司法監督官廳に一定の狹小な範圍内に於て懲戒上の權限を與へ、秩序の紊亂や事務の運行の妨害にして即時に除去することを必要とする所のもの、又は不當の行狀であつて即時の制裁を必要とするけれども、其の性質上極く輕微であつて正式の懲戒手續を開始する（第百三十八條參照）には足りないものについて、之を適用せしめるのは絶對的の必要であるやうに思はれる。卽ち正式の懲戒手續に羈束されることなくして、必要な改善を致すのに充分であり且適當である權限を與へることが必要なのである。是が爲に適當と認められる手段は

(1)、改善の訓令と

(2)、諭告

である。

改善の訓令を與へるに當つて、少くとも判事以外の官吏に對しては、改善を强制する爲に秩序罰を以て威嚇する權限を司法監督官廳に與へやうと云ふ提案は、過大の權力と恣意を司法監督官廳に許すものとして非認された所である。卽ち司法監督官廳の當該の命令に對して官吏が服從しなかつたときは、之に對して懲戒手續を開始する外には途が剩されては居ないのである。

官吏が職務上若は職務外の行動に於て官吏たるに不相應であるときは、先づ官吏に辯明を要求すべく、辯明にして充分でない場合に初めて、司法監督官廳が諭告を爲すの權限を有する次第である。

其のすべての場合を通じて官吏は、監督官吏の上級服務監督官廳に抗告を爲すの權利を有する。裁判所構成法が抗告の權利を擧げて居ないと云ふことは、此の權利を阻却する次第ではない。けれども懲戒法は抗告と選擇的に、問題たる事情に關して己れに對する懲戒手續を申立てる權利をも、處分を受けた官吏に與ふべきや否やを定めるであらう。

第百三十七條註釋

【第百三十七條　第十八條及第八十四條に掲げたる官吏は、第百三十五條に依り行ふべき監督を受くるの官吏中に之を包含す。】

第十八條及第八十四條に掲げたる官吏と云ふのは、檢事の職能を委任された、司法部には屬さない官吏と、司法警察官【第八十四條】とを念頭に置いて居るものである。けれども本條は、其の云はんと欲する所のものを手際よく表明して居ない。本條の云はんと欲する所のものは、是等の官吏にして第十八條及第八十四條に依り委任を受けた、職務の執行中である場合にあつては、第百三十五條に依つて規定されて居る、司法上の監督に服するものであると云ふことに外ならない。是等の官吏が司法上の監督に服するのは、是等の司法事務を執行する上に於てのみに止まり、其の他の點に於ては是等の官吏は、其の主務官廳の監督に服するものである。所が第百三十六條は司法上の監督權中に包含されて居る二つの權限を擧げて居るのであるから、兩者共に是等の官吏に對して適用することが出來る。只曩に特に記した制限を高調する必要を生ずる。蓋し服務外の行狀の故を以て是等の官吏を諭告する權限（第百三十六條第二號）は、司法上の監督官吏の權限に屬するものと認めることは不可能であるからである。かくの如き權限は當該の官吏の主管官廳でなければ行使することは出來ないのである。

第百三十八條註釋

【第百三十八條　裁判所又は檢事局の官吏にして適當に其の職務を行はざる者、又は其の行狀其の地位に不相應なる者に付、第百三十六條を適用すること能はざるときは、懲戒法に從ひ之を訴追す。】

本條に裁判所竝に檢事局の官吏丈しか擧げてないのは、單に司法行政部は第百三十七條に擧げてある官吏の懲戒上の訴追とは、全然關係する所がない爲丈に過ぎない。

卽ち本條に依ると、正式の懲戒手續は第百三十六條の權限に對して未必的處分たるの關係に在るのであつて、此の處分は第百三十六條の權限が不適當又は不充分であることが明かとなつた場合に、初めて開始することを必要とする次第なのである。

第百三十九條註釋

【第百三十九條　前數條に掲げたる司法行政の職務及監督權は、判事若は檢事其の官吏たるの資格又は其の他の資格を以て爲したる事に對して起りたる請求に付、其の請求を滿足せしむる爲之を執行することを得ず。】

卽ち判事若は檢事は服務監督上の方法に於て、己れに對して起された請求を滿足せしめるやうに强制されることはないのである。是が此の規定の主意である。

此の禁止は獨り司法行政部自體又は一般國庫の請求に關係するのみに止まらず、何れかの第三者の何れかの請求にも關係するのである。

二つの點に於て少しく述べる必要がある。

(1)、司法行政部が國庫を代表して、例へば職務の懈怠に因つて生じた損害若は費用の賠償を求める請求を判事若は檢事に對して主張したとき、又は判事若は檢事が職務上金錢若は有價物を保管して其の失はれた場合に其の損害賠償の請求を主張したときは、國庫は本條に依り監督上の方法を以て、かくの如き賠償を爲さしめるべく命ずる譯にはいかない。併し乍ら民法上國庫が當該の判事若は檢事の俸給との相殺又は俸給を留置するの權を有するときは、司法行政部は此の民法上己れに歸屬する權限を、行使することを妨げられるものではないのである。

(2)、靴屋でも洋服屋でもいい。兎に角第三者が判事若は檢事に對して請求を主張し、其の爲に司法監督官廳に訴へ出でたとするも、司法監督官廳は此の債權者に向つて辨濟を爲さしめる爲に、判事若は檢事に對する其の監督權を行使することは、前記の規定に依り許されない。それは事實上に於て一種の濫用である。

司法監督官廳が間接に、此の結果を招來するの義務を負ふものではないかどうかと云ふことは、全然別個の問題である。かくの如き義務は請求の不履行とそれが爲に債權者が訴訟方法に訴へる處とが、判事若は檢事の地位にふさはしからぬものがあり、寧ろ服務外の不相應な行狀に因る讒告を來すこと必定である場合に、之を認めざるを得ないであらう。併し乍ら是は債權者に辨濟を與へないことが不當なことである場合に限り、認めることが出來るのである。されば判事若は檢事が債權者の請求を認めない間は、司法行政部の干渉は全然違法であり、且不當であらう。けれども判事若は檢事にして債權者の請求を認め乍ら、それにも拘らず債權者に支拂を爲す意思のない場合にあつては、第百三十六條第二號を適用する理由を存するものと謂ふべく、司法行政部はそれ所でなく第百三十九條の規定にも拘らず、其の適用の義務を負ふものと稱すべきであらう。それは債權者に辨濟を與へる——債權者に辨濟を與へると云ふことは別段の結果ではあるが、目的ではあるまい——爲と云ふよりも、寧ろ判事若は檢事の服務外の不相應な行狀を避け、乃至は讒告する爲である。司法行政部の此の權利は、不相應にも訴へられるやうな機緣を作つた判事若は檢事に對して、後に至つて第百三十六條第二號を行使し、又は之に對する懲戒手續を開始せしめる司法行政部の未必的の義務に於けると同樣、第百三十九條の規定に依つて廢止されるものではないのである。

されば司法行政部は、司法官に對して提起された一切の訴について、己れに報告を爲すべき旨の訓令を發することを必要とするであらう。

第百四十條註釋

【第百四十條　司法事務取扱の方法に對する抗告、殊に或る事務の取扱方に對し、又は取扱の延滯若は拒絶に對する抗告は、此の編に掲げたる司法行政の職務及監督權に依り之を處分す。】

本條の規定は、例へば權利の保護を求める公衆を不親切に取扱ひ、又は職務上の行爲履行を懈怠

し、又は履行することを拒絶した判事若は檢事に對しては、之に因つて害を受けた者が抗告の權利を有することを前提とする。抗告は司法監督上の方法で處理されることになつて居る。卽ち司法監督官廳に向つて指向されるのであつて、此の司法監督官廳が何れの官廳であるかは、第百三十五條の規定からしておのづから推論される次第である。形式や期間は規定されて居ない。後者は事實上問題たる職務の多趣多樣であるのに顧み、精々長期間の除權期間 Präklusivfrist に於て一般的に規定することが出來るのである。

此の司法行政上の抗告は、訴訟上の抗告とは區別する必要がある（民事訴訟法第四百五十五條）。訴訟上の抗告は處分其の他の內容を目的とするものである。けれども處分の內容は全然司法行政部の判斷の外に置かれてあるものである。司法行政部は只司法事務の取扱方法を監督することを必要とする丈に過ぎない。されば例へば法律上の共助の拒絕に基く抗告、竝に法廷警察上の處分に對する抗告も、司法監督上の方法に於て處理することを必要とするであらう。但し第百九條に於ける秩序罰の言渡に對する抗告は別であつて、此の抗告は寧ろ訴訟方法に依ることになつて居るのである。

第百四十一條註釋

【第百四十一條　裁判所及檢事局は司法大臣又は監督權ある判事若は檢事の要求あるときは、法律上の事項又は司法行政に關る事項に付意見を述ぶ。】

本條規律する所は裁判所と檢事局との意見の發表に關するものであつて、卽ち司法行政の機關の意見の發表とは異るものである。何れにしても裁判所や檢事局は、事務上の交涉に於ては司法行政の機關に依つて代表されるのであつて、卽ち司法大臣は司法行政の長官として其の機關に臨み（第百三十四條）、司法行政の機關は司法行政の機關で報告を爲すことを必要とするものである。裁判所や檢事局の意見は、どう云ふ風に抽出されるものであるかと云ふことは、別に言明されてない。唯一の方法は總會 Plenarversammlung の方法である。蓋しどう云ふことに想到せられやうとも、意見の交換と云ふことのない個々の判事其の他の意見の表明は、決して裁判所全體の意見を成すことは出來ないからである。されば第百四十一條に依つて導入されて居る義務は、判決官廳としての裁判所の憲法上の職務を超越するものである。けれども具體的の場合に於て司法行政機關の報告の外に、裁判所の意見を有するのが望ましいことはあるであらう。

第百四十二條註釋

【第百四十二條　司法官廳に對して起りたる民事の訴訟に於ては、其の訴訟を受けたる裁判所の檢事局は司法官廳を代表す。】

本條に稱して司法官廳に對して起りたる民事の訴訟と云ふのは、一體何を指すものとする法意なのであるか。司法省に制限しての國庫の代表者としての司法官廳に對する訴なのであるか。それとも職

務上の行爲に基く損害賠償義務者としての司法官廳に對する訴なのであるか。裁判官廳は司法上の事件に於ては國庫を代表するものではない。司法行政官廳（第百三十四條）は、其の裁判所構成法上の地位に應じて國庫を代表するに適するのであつて、そしてそれは司法行政上の事件に於てのみに限られることである。

卽ち司法官廳に對して起りたる民事の訴訟と稱するのは、裁判所の長官（Gerichtsvorstand）に對して其の裁判所の長官としての資格に於て起した、民事の訴訟であると解することが出來る。裁判官廳に對する民事の訴訟、例へば地方裁判所又は地方裁判所の支部それ自體に對する、其の判決方法を理由とする民事の訴訟は起すことは出來ない。訴訟上の審級制度は此の救濟を與へる爲に存在するのだからである。だが裁判官廳が其の職務上の權限を行使するに當つて爲したる行爲に基いて、何等かの訴の提起されることは想象し得られる。例へば地方裁判所が檢證を爲すに當つて民衆に何等かの損害を加へたとか、又は司法の延滯することに因つて財産上の不利益を被らしめたとか云ふ場合である。けれどもかくの如き訴は、此の形式に於ては既に第百四十條に依り阻却されるものと考へられるのであつて、それが民法上兎に角許される場合にあつては、國庫を相手取ることが出來るに止まるであらう。換言すれば此の場合に於ては、司法行政部が司法行政上の事項に於て國庫を代表して居る以上は、司法行政部を相手取ることが出來るに止まるものと考へられる。

以上に述べたやうな次第であるから問題たる民事訴訟は、司法行政上の事項に關する民事訴訟でしかあり得ない。そこでかくの如き訴訟に於ては、檢事が司法行政部を代表することになつて居る。蓋し司法行政を執行する裁判官廳、換言すれば所長若は區裁判所判事の所在の裁判所に訴が提起されるの故を以て、當該の司法行政官廳を、己れの監督の下に在る裁判所で被告として行動せしめるのは、誠におかしな見世物となるであらうし、當の判事は被告の裁判外の代表者として、兎に角當該の事件に於ける判事としては行動することは出來ないからである。

其の外本條が裁判官廳丈に制限され、卽ち司法行政の最高の代表者としての司法大臣を包括して居ないのは、其の法文餘りに狹隘に過ぎるものである。

第百四十三條註釋

【第百四十三條　此の編に揭げたる前各條の規程は、裁判上執務する判事の裁判權に影響を及ぼし、又は之を制限することなし。】

本條は裁判所竝に判決が、司法行政に對して獨立の地位を有することを明示的に確認するものであるが、裁判所の獨立についての此の保障は、草案に於けるとは異り裁判所構成法中に於ても、はたまた帝國憲法中に於ても別段表明されては居ない。「裁判上執務する」と云ふ字句は、例へば事務官として司法省に用ゐられた場合と對照する意味に於てであつて、判事は司法省に用ゐられると共に明治二十三年三月二十七日の勅令第五十號各省官制通則、特に其の第十四條の適用を受けるに至るもので

露光量違いの為重複撮影

裁判所構成法議事速記錄

ある。

附　則

第百四十四條註釋

【第百四十四條　此の法律の施行に關る規定、竝に從來の法律にして此の法律に牴觸すと雖も、當分の內仍ほ效力を有せしむるものは別に法律を以て之を定む。】

明治二十三年三月十九日の法律第二十二號裁判所構成法施行條例を參照せられたい。

露光量違いの為重複撮影

裁判所構成法議事速記錄

ある。

附則

第百四十四條註釋

【第百四十四條　此の法律の施行に關る規定、前に從來の法律にして此の法律に抵觸すと雖も、當分の內仍ほ效力を有せしむるものは別に法律を以て之を定む。】

明治二十三年三月十九日の法律第二十二號裁判所構成法施行條例を參照せられたい。

帝國司法裁判所構成法草案第一回議事筆記

明治廿年十一月十四日自第一條
至第十六條
午前九時開議

……(前略)……

第五條朗讀

第五條　軍事裁判所懲戒裁判所行政裁判所權限裁判所及ヒ例外裁判所ノ行フ裁判權ヲ除キ凡ソ民事及ヒ刑事ノ裁判權ハ此法律ニ依テ設ケタル通常裁判所及商事事件又ハ船舶事件又ハ製造人ト職工トノ間ニ起リタル事件ヲ裁判スル爲メ必要アリト認メ特別法ニ依テ設ケタル特別裁判所之ヲ行フ

（村田委員）　少シ御尋ネシマスガ之レハ修正ニナッタ方ニ因ルト分ラヌ樣ニナリマセウ一體民事及ヒ刑事裁判權ハ特別法ニ因リ特別裁判所之レヲ行フトカフ譯デ通常裁判所商事及ヒ軍事裁判所ト特別裁判所ハ別ニナッテ仕舞ヒ特別ノ分ハ特別裁判所之ヲ行フトカフニツニナレバ軍事裁判所ハ除ク樣ニナリ民事刑事ノ裁判權ト云フモノハ通常裁判官ガ行フハ勿論デアリマスガ併シナガラ此特別裁判所ヲ設クルトカ之レハ如何ナル所ニ設クルカ或ル場合ニ設クルトスレバ餘程意味ガ違ヒマスガ

（清岡委員）　原案ノ方ガ宜敷イ民事ト刑事ハ併セナイト言ヲ結バヌ樣デスガ

帝國司法裁判所構成法草案第一回議事筆記

明治廿年十一月十四日自第一條
至第十六條
午前九時開議

……(前略)……

第五條朗讀

第五條　軍事裁判所懲戒裁判所行政裁判所權限裁判所及ヒ例外裁判所ノ行フ裁判權ヲ除キ凡ソ民事及ヒ刑事ノ裁判權ハ此法律ニ依テ設ケタル通常裁判所及商事事件又ハ船舶事件又ハ製造人ト職工トノ間ニ起リタル事件ヲ裁判スル爲メ必要アリト認メ特別法ニ依テ設ケタル特別裁判所之ヲ行フ

(村田委員)　少シ御尋ネシマスガ之レハ修正ニナツタ方ニ因ルト分ラヌ樣ニナリマセウ一體民事及ヒ刑事裁判權ハ特別法ニ因リ特別裁判所之レヲ行フト云フ譯デ通常裁判所商事及ヒ軍事裁判所ト特別裁判所ハ別ニナツテ仕舞ヒ特別ノ分ハ特別裁判所之ヲ行フト云フ二ツニナリマス若シ二ツニナレバ軍事裁判所ハ除ク樣ニナリ民事刑事ノ裁判權ト云フモノハ通常裁判官ガ行フハ勿論デアリマスガ併シナガラ此特別裁判所ヲ設クルト之レハ如何ナル所ニ設クルカ或ル場合ニ設クルトスレバ餘程意味ガ違ヒマスガ

(清岡委員)　原案ノ方ガ宜敷イ民事ト刑事ハ併セナイト言ヲ結バヌ樣デスガ

（三好委員） 原案ノ解釋ハ今村田サンノ說モアリマスガ私ガ之レヲ修正シタハ刑事ハ特別裁判所デ行ハヌノデ刑事ハ勿論取除ケデ民事ハ商事船舶ノ事件ニアルノデス然ルニ此ノ原案ノ如クスレバ然ウ見ヘヌ刑事モ矢張リ特別裁判所デヤル如ク見フルカラ殊更ニソレデ修正シタノデアリマス

（西委員） ソレカラ起ツタ修正デ御座イマスカ

（箕作委員） 原文ハ民事ト刑事ノ裁判權ハ通常裁判權ト特別裁判所ト二個ノモノニ依テ行ハルヽト書テアリマス成程綿密ニ行ケバ三好サンノ樣ニ參ルカ知レヌガ如何ニモ原案ノ通リシナイト不都合デアリマス

（三好委員） 刑事ハ決シテ他ノ裁判所ニヤルベキモノデナカラウト思フ假令バ罰則ト雖モ特別ノ理由ガ何カアリマスレバ格別デアリマスケレドモ此ノ職工裁判所トカ或ハ商事裁判所船舶裁判所ト云フモノハ決シテ刑事ノ權ヲ與ヘルモノデナカラウト思ヒマスソレ故原文デ今御話ノ通リニナツテ居リマスレバソレハ文字ヲ盡サヌノデアロウト考ヘテ居リマス

（細川委員） 商事船舶事件デハ無イト思ヒマスガ如何ナルモノカ御尋ネ申シマス

（箕作委員） 刑事ニナツテモ特別法デ扱フカラ差支ヘナサソウナモノデス

（西委員） 製造人ト職工人ノ間ニ係ル時亂暴デモ働キ家ヲ毀ハシタトカ云フ時製造人ト職工ノ間ニ起ツタ事ヲ裁判所デ裁判ガ出來ヌトシタナラバ別ニ設ケタ甲斐ガナイ樣デス

（清岡委員） 特別法ニ依テ特別裁判所其裁判權ヲ行フト云フハ其人ニ區別ハナイカ

（三好委員） 其理由ハ商事ハ商事ニ委シキ人デナケレバナラン卽チ通常人ノ組立テタル裁判所ト思フ。決シテ其裁判官ハ法律學科ヲ經其學科ニ就テ法律上ノ能力ヲ具ヘタ人ヲ以テ組立ル裁判所トハ思ハヌ裁判所ノ名ハアツテモ取モ直サズ仲裁位デアルカラ人ノ權利身體ヲ束縛シ人ノ財產ヲ取上ル權ハソウ云フ裁判所ヘ與ヘルコトハ出來ヌ話デアリマス

（清岡委員） 特別法デ便利ヲ設ケタ都合ハドウ云フ譯デスカ

（尾崎委員） 一體事柄ハ心得テ居ル者デナケレバナラヌガ惟フニ決シテ刑事ニ關係アル主意デハナイト思フ

（清岡委員） 商事裁判所ノ權限ヲ定ムルニ船舶ノコトニ付テ罰則モアレバ商事裁判所ヲ設ケテ之レガ裁判官モ不馴デ適用ニ困ルコトアリト看做セバ構成法ニ於テ之レヲ幾分カ斟酌シテ或ハ重大ノ事件ヲ裁判スルトカ云フ時ハ商事裁判所デ別ニ裁判官ヲ備ヘテヤラセルトカ云フコトモ出來樣ト思フ

（三好委員） 事實ノ上カラ御考ヲ願ヒタイ商事裁判所或ハ船舶裁判所ト云フ特別裁判所ノアル所ハ必ラズ通常裁判所ガアルト云フテモ宜敷イノデ之レガ二三十里モ離レタ場所ニ在ルト云フコトナレバ成程其裁判所デ直チニ刑事ノ權ヲモ與ヘナケレバナラヌ必要モアルケレドモ特別裁判所ノアル所ハ必ラズ通常裁判所ガアルトシタナレバ決シテ其裁判所ニ刑事ノ權ヲモ與ヘナケレバナラヌト云フ必要ハナイト思フ直チニ調ベテ刑事ニ關スルモノナレバ刑事裁判所ヘ付スルトシテモ實際差支ヘハナイ夫レデ今云フ通リ特別ノ能力ヲ持テ居ランデ宜敷イ通常ノ裁判所ハ皆能力ヲ持テ居ル人ノヤル裁判デ御座リマ

ス

（細川委員）　尤モデアリマスガ御尋ネシテ見様ト思フノハ五條ノ原案デハ民事刑事ノ裁判所之レヲ行フトアルガ抑モ原案ノ成立ト云フモノハ如何ナルモノカ今ノ様ナ議論ガアリソウナモノデス

（都筑報告委員）　區別スルニ及バヌ話デ英吉利西ニ因レバ總テ民事刑事ハ通常裁判所及ビ特別裁判所之ヲ行ツテ居リマスカラ其内民事又ハ刑事丈ケヲ行フハ構成ノ上ニ區別ハアリマセン

（清岡委員）　構成法デハ刑事ヲヤラセヌト云フコトハ其時ノ見込デ事物場所其他種々ノ場合ニ依テ商事裁判所ヲ構成スル時定メテ宜敷イ

（西　委　員）　通常裁判所ガアリナガラ別ニ刑事裁判所ヲ立ルコトハ要シマスマイト思フ三好サンノ云フ通リ詰リ通常裁判所ガ存シテアリナガラ態々刑事裁判所ノ權ヲ分ケテヤラセル必要ハアリマセン

（村田委員）　此ノ文面デハ民事モ出來ヌ

（西　員　委）　民事ハ生レテ來ル故商法カラ取テ民事丈ケヲサセル夫レハ其人ガ其コトヲ知テ居ルカラデス又職工ノコトモ然ウデス

（南部委員）　三好サンハ商事件ニ必要アル爲メ民事裁判ヲスルト云フ主意デスカ

（三好委員）　商事丈デアリマス

（南部委員）　然ウナレバ刑事ト云フ字ハアツテモ差支ヘナイ何トナレバ民事ハ總テスルカナレバ然ウデナイ、即チ商事事件ニ關シタモノヲヤルノデ、然シテ見レバ刑事ノ文字ガアツテモ宜敷イ

（西　委　員）　修正ノ如クシタイ

（三好委員）　爭ヒナレバ商事裁判デナケレバナラヌ若シ罰ヲ犯スト云ヘバ刑法ノ罰則ニ依テ定メテ居リマス

（清岡委員）　ケレドモコウ云フシ方ハ罪ニナルカ否ヤハ六ケ敷イ

（鶴田委員）　今日ノ訴訟モ民事ハ刑事ノ審問判決ヲ俟テ民事ヲヤルコトニ治罪法ニナッテ居ル然ウスルト民事ト刑事ト分テ來ナケレバナラヌ何方（ドチラ）ニ依テモ宜シイ様ナル時ニ商事バカリデナイカ

（箕作委員）　細カイコトハ云ハンデ裁判權ハ民事刑事ノ二ツヲ前ニ列記シタ外通常裁判所特別裁判所デ民事刑事ヲ行フゾト廣ク指シタノデアリマス

（委　員　長）　原案維持ノ方ハ起立ナサイ

起立　六名

（委　員　長）　原案ニ決シ次ニ第六條ニ移リマス

……（中略）……

第七條朗讀

第七條　保安官ノ行フ裁判ノ權ハ違警罪事件ニ限ル但シ此權ハ當然區裁判所ノ審問ヲ請求スルコトヲ妨クルコトナシ

（清岡委員）　ココデ裁判トシナクツテモ差支ヘハアルマイト思フ併シ第九條ニ至テ審問判決スルト云フノモ裁判ト云フコトニ看做シテ仕舞ヘバドウモ其精神デハ往クマイト思フガ

（都筑報告委員）　之レハ審問及ビ裁判ト云フノデ修正案ニ審問及ビノ字ガ脱ケマシタ

（三好委員）　實ハ昨日段々研究シテ審問ハ裁判ノ中ニナラヌト云フコトニ組合ノ方デ定メマシタカラ御取消シヲ願ヒマス

（箕作委員）　裁判ハ判決ト命令決定丈ケデ審問ハ別デスカ

（三好委員）　左様

（委員長）　審問丈ケデ宜敷クハナイカ

（清岡委員）　之レハ九條ノ方ヲモ「審問判決スルモノヲ云フ」トアルヲ「裁判スルモノヲ云フ」トシタイ

（委員長）　三好サン。審問丈デ宜イトシテ此ノ說ヲ退イテハドウカ

（三好委員）　ドウモ審問ト裁判ト分テ置カヌト先キヘ行ツテ始終審問ト云フ字ガアツテ之レモ裁判ト見ラレテハ差支ヘマス

（委員長）　私ハ「ヘアリング」ト云フ字ハ聞ク丈ケノ意味デハナイカト思フカ審問ト云フト日本語デ言テモ裁判所ヘ行ツテ審問シテ下サイト云テ跡ハ御斷リ申ストスレバ好キニナルト思フ

（清岡委員）　審判ナレバ宜敷イ

（箕作委員）　審判抔トソンナ曖昧ノ字デハ困ル

（三好委員）　審問ト云フ字ヲ入レタノハ退キマシテ裁判ト變ヘテ更ニ提出シマス

（委員長）　皆サンハ異論ハアリマセンカ

（西委員）　審理判決トスレバ宜イ

（箕作委員）　審問トシテ置テ下サレバ英吉利抔デハ都合ガ宜イ「ヘアリング」ハ審理デモ宜イガ裁判ト云フニハ六ケ敷イ

（清岡委員）　私ハ全體ヲ云ヘバ原案ノ儘存スルカ宜イガ審問及ヒ判決トナレバ裁判ノ方ニ同意シマス

（委員長）　裁判ト云フ方ニ同意ノ方ハ起立ナサイ

起立　二名

（委員長）　少數ニ付消滅シマス併シ西サンノ審理ト云フコトハ箕作サント相談シテ下サイ

（村田委員）　文字上ノコトハ敢テ云ハヌガ保安官トシタルハ如何ナルモノデアリマスカ

（都筑報告委員）　警察官ヲ保安官ト變ヘタ所以ハ警察官ト云フハ穩カナラヌ意味デ警シメ察スルト云フト人民ニ對シテ上カラ壓ヘ付ケル感覺ノ意味ガアルカラ保安官トスレバ安寧ヲ保護スル穩カナ意味トナルカラ斯クシマシタ

（渡委員）　私ハ法律規則中警察官トアルヲ悉ク改メマシテ此ノ文字ニ改メルナレバ尙ホ可ナリ然ルニ警視廳ガアリ警シメ視ルト書テアレバ此ノ法律丈ケヲ保安官ト書直シテモ本元トナル警視廳ガア ル以上ハ格別効能ガ無サソウニ思フ元トヲ直サズ末ヲ改メルト云フハ理由ガ分ラヌト思フ故ニ敢テ利

益ナク五分五分ナレバ人民モ聞馴レテ居ル警察官ト云テモ差支ヘハナイ殊更ニ改メルノ必要ヲ感ジマセン

（委員長） 文字上ニ歸スルコトハ止メテ他ニ異議ガナケレバ次ニ移リマス

第八條朗讀

第八條　通常裁判所及ヒ特別裁判所ノ裁判權ハ官吏官廳又ハ政府ニ對スル訴訟ニ付キテモ之ヲ行フ但特別法ニ依テ裁判スヘキモノハ此限ニ在ラス

右訴訟ヲ裁判スルニ付此等ノ裁判所ノ權限ニ係ル爭ハ權限裁判所之ヲ判決ス

（三好委員） 之レハ別ニ修正案ヲ呈シテ置キマセンデシタガ後チニ一寸氣付イタコトガアリマスカラ提出シマスガ此ノ官吏官廳又ハ政府トアリ此官廳ト云フハドレ丈ケノモノ政府トハドレ丈ケノモノト云フコトノ區別ニ苦シミマス草案第三十三條第一ノ（イ）ニ政府又ハ中央政府ト官廳ヲ問ハズト云フコトガアル此所デ政府ト云ヘバ官廳ヲクルメテ云フコトニナリマスカラ官ノ字ハ何トカ修正シナケレバナラヌ此八條ノ政府ト云フハ單ニ中央政府デアルト云フナレバ三十三條ヲ改メナケレバナラヌ樣ニナリマスカラ御考ヲ願ヒマス

（鶴田委員） 詰リ三十三條ト合ヒサヘスレバ宜敷イカ

（三好委員） 夫レト今日人ガ迷ハヌ樣ニシナケレバナラヌ

（箕作委員） 三好サンノ御氣付キハ御尤モデアリマスガ本條ハ此儘措テ三十三條ノ方ヲ改メレバ宜イト思ヒマス

（三好委員） 組合報告委員ノ方カラ此八條ニ付修正ヲ提出シマスガ官吏官廳トアルヲ公吏公廳トシテ官吏ハ皆ナ這入ル積リデアリマス

（委員長） 文字丈ケノコトナレバ箕作サンニ御考ヲ願ヒ他ニ異議ガナケレバ次ニ移リマス

第九條朗讀

第二編　司法裁判所及檢事局

第一章　總則

第九條　左ノ裁判所ヲ通常裁判所トス

第一　區裁判所

第二　地方裁判所

第三　控訴院

第四　大審院

區裁判所ヲ除クノ外ヲ合議裁判所トス合議裁判所トハ數人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ訴訟法治罪法若クハ特別法ニ別段規定セサル總テノ事件ヲ審問判決スルモノヲ謂フ

（清岡委員） 如何ナル譯デ審問判決ヲ裁判ト改メマシタカ

（都筑報告委員） 命令ヲ含ンデ居ル時ハ裁判ト云ハナケレバナラヌ

（清岡委員）　ココデ審問ヲ裁判ト修正ニナツタ旨意ハ審問スルコトト裁判スルコトト二ツノ意味デ修正ニナツタカ又一ツノ意味デスカ

（三好委員）　別デアリマス審問モスレバ裁判モスルト云フノデ原案ノ審問判決トアル判決ヲ裁判トシタ丈ケガ修正デアリマス、ソレデ裁判トシタノハ判決ト申セバ本案最終ノ判決ヲ云フ法律語ニシタイ意望ガアリ、裁判ト申セバ命令決議總テ訴訟手續ニ於テ裁判官ノ下ス所ノモノヲ包含シテ裁判ト云ヒ廣イ字ヲ使ハナケレバナラヌ

（細川委員）　裁判トスルガ宜イト思フ

（三好委員）　委員長ニ申シマスガ私共共有ト云フ共ノ字ヲ削ツタコトニ付テ飜譯局ヨリ打込マレテ謝シマシタガ其替リ飜譯局デハ單ニ訴訟法トアルニ治罪法ト入レタハ飜譯局ヘ向テ攻撃シマス

（西　委員）　治罪法ト云フハ穩カナラヌ字デアリマス

（村田委員）　民刑ト入レテハドウデス

（三好委員）　民刑ト入レルト始終民刑ト云ハナケレバナラヌ單ニ訴訟ト云ヘバ民事ニノミ見ヘマス

（村田委員）　訴訟法ト云ヘバ民事許リニナツテ居リマスカ

（三好委員）　日本デハ刑事ハ訴訟ト云ハヌ樣ニナツテ居リマス

（村田委員）　單ニ訴訟法ト云フト治罪法ハ脫ケタ樣ニ見ヘル

（鶴田委員）　訴ヘルコト許リデナイ多ク治罪デ罪ヲ定メルコトニナツテ居ル

（南部委員）　訴訟法デ宜敷イ

（委　員　長）　之レモ文字論デアリマスカラ出品者タル飜譯局ト相談シテ定メルコトニシテ治罪法ト入レルニ同意ノ方ハ起立ナサイ

起立　五名

（委　員　長）　正半數故私ガ決シナケレナラヌガ私ハ治罪法ト云フ字ハ入レル方ガ宜イトハ思ヘヌ此ノ法律ハ民事訴訟法刑事訴訟法トスルコトニ決ス他ニ異論ガナケレバ次ニ移リマス

第十條朗讀

第十條　裁判所ニ裁判所長部長ヲ合セテ相應ナル員數ノ判事ヲ置ク

此員數ハ毎年司法大臣ノ報告ヲ得テ歳計豫算中ニ內閣之ヲ定ム

（箕作委員）　私ハ原案ガ宜イト思フ他日國會ガ建ツモノト看ナケレバナラヌガ國會ノ建タ以上ハ何ウナルカ知レヌガ何レ歳計豫算ハ國會デ定メルト思フ其時分凡ソヲ見据ヘテ會計豫算ヲ立テ國會ヘ下付シナケレバ仕樣ガナイト思フ之レハ西洋立憲國ニ做ヒ會計豫算ト云フコトハ目下ハ無イ方ガ宜イガ將來ハアル方ガ宜イト思ヒマス

（清岡委員）　無論原案ガ宜イ

（三好委員）　之レハ實ニ困難デアロウト思ヒマスガ。ドウシテモ之レ丈ケノ人間ハ居ナケレバナラヌト內閣デ定メテ貰ヒ度イ

（箕作委員）　國會ガ建テバ行政官ノ苦マヌ様ニハ往カヌ之レヲ内閣デ定ムルトシタラソレコソ國會デ直グ攻撃サレマス

（委員長）　原案ニ同意ノ方ハ起立ナサイ

起立　六名

（委員長）　多數デアリマス故原案ニ決シ之レニテ暫時休憩シマス

午時正午十二時休憩ス

午後一時開會

（委員長）　十一條ニ移リマス

第十一條朗讀

第十一條　各裁判所ニ檢事局ヲ附ス檢事局ハ刑事事件ニ付キ公訴ヲ起スト之ヲ取扱フトニ必要ナル總テノ手續キヲ爲シ法律ノ適用ヲ請求シ及ヒ裁判所ノ判決カ適當ニ執行セラルルヤヲ監視ス又檢事局ハ裁判所ニ屬シ若クハ關スル總テノ司法事件及ヒ行政事件ニ付キ公益ノ代表者トシテ法ニ從ヒ其權内ニ在ル監督權及ヒ監督職務ヲ行フ

檢事ハ裁判所ニ對シ獨立シテ其事務ヲ取扱フ

檢事局ノ管轄區域ハ其附セラレタル裁判所ノ管轄區域ニ同シ

若シ一人ノ檢事若クハ數人ノ檢事悉ク差支ヘアリテ或ル事件ヲ取扱フコトヲ得サル時ハ裁判所長又ハ區裁判所ニテハ判事若クハ監督判事ハ至當ト思量シ且其事件猶豫スヘカラサルニ於テハ檢事ノ代理ヲ命シ其事件ヲ取扱ハシムルコトヲ得

右代理ハ必要ナル場合ニハ判事ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

（委員長）　他ニ異議ナケレバ原案ニ決シ次ニ移リマス

第十二條朗讀

第十二條　檢事局ニ檢事正檢事長若クハ檢事總長ヲ合セテ相應ナル員數ノ檢事ヲ置ク

此員數ハ毎年司法大臣ノ報告ヲ得テ歳計豫算中ニ内閣之ヲ定ム

（三好委員）　檢事總長ト云フ字ハ始メテ出來マスノデ御座イマスガ之レヲ檢事總監ト致ス建言ヲ致シマス

（尾崎委員）　檢事總監トハ一番上デスカ

（三好委員）　左樣大審院ガ檢事總監控訴院ガ檢事長地方裁判所ガ檢事正デ御座イマス

（尾崎委員）　之レハ其ノ方ガ宜イ樣デ御座イマス

（委員長）　他ニ異論無ケレバ原案ニ決シ次ニ移リマス

第十三條朗讀

第十三條　各裁判所ニ書記局ヲ設ク書記局ハ總テノ往復計算出納記錄其他此法律又ハ他ノ法律ニ特定シタル事務ヲ取扱フ

裁判所ニ附セラレタル檢事局ニ於テ右ノ如キ事務ヲ取扱フ爲必要アリト認メタル時ニ限リ別ニ書記局ヲ設クルコトヲ得但合議裁判所ノ檢事局ニ限ル

裁判所ノ計算及ヒ出納ヲ專任スル爲メ必要ナル時ハ一人若クハ二人以上ノ特別官吏ヲ置クコトヲ得

（清岡委員） 一寸質問致シマス書記局ノ書記デ御座イマスガ之レハドウナリマスカ今迄ヤツテ居ル通リデ會計ト云フモノハ裁判所ニモアリマスガ計算出納ノコトハ其中ニ這入テ居ラヌ樣ニモ思ハルルガ如何デアリマスカ

（都筑報告委員） 夫レヲスルノデアリマス

（三好委員） 今日ハ矢張リ書記ト云フ名デヤツテ居リマス

（清岡委員） 俸給其他ノコトモ左樣デスカ

（三好委員） 何ンデモ箇デモ會計上ニ係ルコトハ書記ニ書記ヲ置ク其置クコトハ箇樣箇樣又檢事局デモ特ニ書記局ヲ設クルコトヲ得ソコデ小サイ裁判所デ計算出納ノコトハ行カヌカラ其時書記局ト云フモノデナク特別ノ官吏ニ命ジテ計算出納ノコトヲ准書記局ト云フ樣ナル者ニ遣フノデハナイカト思フ

（清岡委員） 計算出納ノ事務ヲ引受ケテ特別ノ官吏ニ取扱ハセルト云フノデスカ

（都筑報告委員） 左樣

（三好委員） 今細川サンノ仰シヤルノハ小サイ方デ私ノ解釋ハ大キイ方デ一ツデ行カヌカラモウ一ツ別ニ拵ヘル方デアリマス

（委員長） 他ニ異議ナケレバ原案ニ決シ次ニ移リマス

第十四條朗讀

第十四條　裁判所ヨリ發スル文書ニシテ送達ヲ要スルモノハ總テ執達吏ヲ以テ之ヲ送達ス但書記ヨリ直接ニ若クハ郵便ヲ以テ送達スルコトヲ法律ノ許ス場合ハ此限ニ在ラス

又執達吏ハ刑事事件ニ付キ保安官ヲ以テ執行ヲ爲ササル場合ニ限リ裁判所ノ判決命令及裁判ヲ執行シ其他此法律又ハ他ノ法律ニ定メタル特別ノ職務ニ任ス

（清岡委員） 執達吏ト云フ者ハ今ノ書類送達ノ如キ者デスカ

（三好委員） 今ハ執達吏丈ケデスガ罰金取立財產取押ヘニ執行吏ヲ置カルル積リデアリマス

（清岡委員） 書記ヨリ直接ニ若クハ郵便ヲ以テ直接ニ送達スルト云フノハ執達吏ヲ以テシナイノデスカ

（三好委員） 左樣裁判所ノ小使又ハ出テ來タ者ニ渡シ執達吏ハ遣ハヌノデアリマス

（清岡委員） 判決命令ハ矢張分ケタ方ガ解シ易クハアリマセンカ唯裁判デハ分リ兼ル樣ナ心持ガスルガ

（三好委員） 裁判ト云ヘバ判決命令決議ヨリ外ハナイコトニナリマス

（委　員　長）　假リニ裁判ト定メ若シ命令デハ惡イト云フモノガ出テ來レバ改メルトシテ修正ニ決シマス

（鶴田委員）　保安官ノ命令ヲ以テ執行スル場合ニナリマスカ

（三好委員）　其積リデ保安官ノ補助ヲ藉ランデハナリマセン

（清岡委員）　原案ノ通リ補助ト云フ字ハ入レヌ方ガ宜イト思フ

（三好委員）　刑事事件ニ付テハ保安官ノ補助ヲ以テ執行スルケレドモ保安官ノ補助ヲ以テ執行セヌ場合ニ執達吏ヲシテ總テ裁判ヲ執行サセル意味デアリマス

（委　員　長）　一體飜譯論ヲスル樣デスガ飜譯ニ付テ異議ガアルナレバモウ一應飜譯局ニ聞クトシ私ノ一寸見ル所デハ執行吏ハ裁判所ノ命令裁判ヲ執行シ刑事ニ付テハ保安官ノ補助ヲ以テ執行スル場合ヲ除キト云タノデ併ナガラ此ノ法律又ハ他ノ法律ニ定メタル特別ノ職務ニ任ズト云フ風ニナリハセヌカ執行吏ノ全體職務ト云フハ裁判ヲ執行スルガ當然デ其中刑事ニ付テハ保安官ノスル丈ケノコトヲ除イテ其他總テ執行吏ノヤル意味デナケレバナラヌト思フ

（鶴田委員）　私モ其通リノ文面デナケレバナラヌト思フ

（西　委　員）　刑事事件ニ付テ保安官ノ補助ヲナサザル場合ニ裁判所ノ裁判ヲ執行トスレバ原文デ差支ヘナイ

（細川委員）　此「又ハ」ト云フ字ガ大變力ガアルト思フ

（三好委員）　モウ一ツ卽席ノ修正ヲ提出シマス「但シ刑事事件ニ付保安官ヲ以テ執行ナス場合ハ此限ニ非ラズ」トシマス

（清岡委員）　然ウナレバ原案ト同ジデアリマス

（委　員　長）　他ニ異議ナケレバモウ一應飜譯局ノ方ト相談スルコトニシ次ニ移リマセウ

第十五條朗讀

第十五條　裁判所ノ設置及ヒ廢止ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

裁判所ノ位置及ヒ其管轄區域ノ變更ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

（委　員　長）　異論ガナケレバ原案ニ決シ次ニ移リマセウ

第十六條朗讀

第十六條　法律ヲ以テ特定セサル左ノ場合ニ於テ適當ノ請願アル時ハ其各裁判所ヲ管轄スル一階上級ノ裁判所ハ何レノ裁判所ガ本件ヲ裁判スルノ權アルヤヲ判決ス

第一　當然權限アル裁判所カ法律若クハ特別ノ事情ニ因リ差支アリテ裁判權ヲ行フコトヲ得ス且此法律第十九條ニ依テ代理ヲ命セラレタル裁判所モ亦同樣ニ差支アル時

第二　裁判所ノ管轄區域ノ境界確カナラサルカ爲メ其權限ニ付キ疑ヲ生シタル時

第三　法律ニ從ヒ又ハ二以上ノ確定判決ニ因リ二以上ノ裁判所裁判權ヲ互有スル時

第四　二以上ノ裁判所權限ヲ有セサルノ判決ヲ爲シ又ハ判決ヲ受ケ其判決確定シタルモ其裁判

所ノ一裁判權ヲ行フヘキ時

（細川委員）適當ノ請願ト云フハ如何ナルモノデスカ

（都筑報告委員）下カラ賴マヌ時ハヤラヌノデアリマス

（細川委員）此裁判ト云フハドチラナリ訴訟人ノ請願丈ケデスカ

（都筑報告委員）訴訟本人ニ與ヘルカ或ハ裁判所ヘ與ヘルカ少シモ定メテナイモノヲ裁判所ヘ申立ル
ト云フ樣ナ意味デアリマス

（細川委員）第一ノ場合ハドウ云フ場合デ御座イマスカ

（都築報告委員）裁判所ガ有シテ居ル所ノ裁判權ヲ行フコトノ出來ナイ場合デ御座イマス

（細川委員）成程、第三ハ

（都筑報告委員）例ヘバ犯罪事件ニ付其人ノ不動產ガ甲裁判所ノ管轄區域ト乙裁判所ノ區域ノ跨ツタ
場合ヲ云フノデアリマス

（清岡委員）事實止ヲ得ザル事情ト云フ故特別ト入レル方ガ相當ト思フ

（三好委員）之レハ事實差支ヘトシタ方ガ宜イト思ヒマス

（村田委員）私共ハ特別ト入レタ方ガ宜イト思フ

（鶴田委員）特別差支ヘアル時ハ事情デハナイ事實デアリマス

（三好委員）私ハ「特別」ト云フ字ヲ削テ「事實」トスル修正ヲ提出致シマス

（鶴田委員）請願ト云フト建白ノ樣ニ見ヘマスガ

（三好委員）報告委員ヨリ之レハ申立トシタイ趣デアリマス

（渡委員）申立ノ方ガ宜敷イ

（細川委員）申立デ宜敷イ

（尾崎委員）申立ハ甚ダ宜敷イ

（西委員）四項ノコトハ如何ナル場合デスカ

（都筑報告委員）乙裁判所デ裁判權ヲ有セヌト判決シタ場合ニ東京始審裁判所デモ橫濱裁判所デモ權
限ハナイト云フトキ何レノ裁判所ガ判決シナケレバナラヌカト云フ場合デアリマス

（村田委員）之レハモウ一應飜譯局ヘヤツタ方ガ宜敷イト思フ

（委員長）此第四ノ所ハ今一度飜譯ヲヤツタラドウデスカ

（三好委員）多數ノ人ニ分ラヌトナレバ飜譯局ニ御廻ハシヲ願ヒマス

（委員長）之レハ飜譯ヲ直シ解スル樣ニ致シマセウ今日ハ之レデ置キマス

午時午後三時四十分閉會

帝國司法裁判所構成法草案第二回議事筆記

明治廿年十一月十五日自第十七條
至第三十一條

午前九時開議

（委　員　長）第十七條ヲ議シマス

第十七條朗讀

第二章　區裁判所

第十七條　區裁判所ノ裁判權ハ其裁判所ニ判事二人以上ヲ置キタルモ一人ノ判事之ヲ行フ
判事二人以上ヲ置キタル區裁判所ニ於テハ其裁判事務ヲ司法大臣ノ定メタル通則ニ從ヒ判事中ニ分配ス
此事務分配ハ毎年地方裁判所長豫メ之ヲ定ム
區裁判所判事ノ爲シタル事ハ裁判事務分配ニ從ヘハ其裁判所ノ他ノ判事ニ屬シタリトノ事實ノミニ因リ其効力ヲ失フコトナシ
判事二人以上ヲ置キタル區裁判所ノ行政事務ハ監督判事タル其中ノ一人ニ司法大臣之ヲ委任ス

（尾崎委員）鳥渡御尋ネ申シマスガ此第三項ニ判事ニ屬シタリトノ事實ノミニ因リ其効力ヲ失フコトナシト云フノハ事實ノミデナク外ニモ効力ヲ失フコトガアリマセウガネー

（小松報告委員）之レハ定メテアリマセウ

（尾崎委員）ソレハドウ云フ場合デアリマセウ

（南部委員）種々ノコトガアルカラ。事ト書イタト思フ

（尾崎委員）己レニ屬セヌモノヲ取テシタコトヲ云フノデアリマセウカ

（南部委員）左樣デス

（委　員　長）今日カラ飜譯局ノ代理者トシテ出浦君ガ出席シテ説明シマス

（三好委員）ココハ別ニ修正ハ出シマセンガ恰度今南部サンノ云フ通リ判事二人以上ヲ置キタルモ一人ノ判事バカリガ行ッテ外ノ判事ガ裁判デナイコトヲシテ居ルト云フ鳥渡ココニ嫌ヒガアルト云フコトハ報告委員ノ會デモ説ガ出マシタガ其儘ニシテ置キマシタ

（鶴田委員）區裁判所ニハ判事二人以上ヲ置クモ其判事之レヲ行フト云フ意味デアリマセウ

（細川委員）外ノ裁判所ト違テ區裁判所ハ一人ノ判事デヤル。併シ人ハ二人以上アルト云フコトヲ示シタノデアロウ

（委　員　長）之レハ文字ハ直スコトニシマセウ

（三好委員）之レハ元トハ單獨裁判官之レヲ行フトアリマシタ

（細川委員）事實ト云フ字ヲ直スコトハ飜譯局ヘ御回シ申シタイ

（出浦報告委員）之レハ屬シタリトノ事ニノミニ因リトシテ宜シイノデアリマスカラ實ノ字ヲ消セバ宜シイ

（委　員　長）其次ノ項ハ

（細川委員）之レデ宜シイ

（委　員　長）ソレデハ十八條ニ移リマス

第十八條朗讀

第十八條　事務ノ分配一度ヒ定マリタル時ハ一人ノ判事ノ事務過多トナリ又ハ判事轉職シ又ハ疾病其他ノ事故ニ因リ久シク缺勤スルガ如キ繼續スル不都合ヲ生シタルニアラサレハ司法年度中之ヲ變更セス

（清岡委員）之レハ過多トナツタ時ハ變更スルコトガ出來マスカ

（尾崎委員）左樣

（清岡委員）多クナツタレバ變更スルコトニナリマスカネー

（小松報告委員）釣合ヲ取ルコトニナツテ居リマス司法大臣ガ、ソレヲ定メラレルコトニナツテ居リマス

（清岡委員）此分配ハ。ドウ云フ樣ナ凡ソ御目的デアリマセウカ

（小松報告委員）之レモ後ニ在リマスカ其事件ノ性質ニ因リ事柄ノ出來タ場所、其他被告ノ姓名ノ頭字ヲ以テ分配スル積リデアリマス

（西　委　員）事務ノ分配ハ或ハ事件ノ種類土地ノ區域ニ因ルコトハ今日現在ノ、ヤリ方デアリマス

（三好委員）之レモ今日ノ、ヤリ方ト同ジデアリマス只被告人ノ頭字ト云フコトガアリマス

（清岡委員）大層一人ノ判事ノ事務ガ淹滯シテ多クナツテ、クルト實際ノ運ビ方カラ云フト、多クナレバ變更シテヤルコトガ出來マスカ

（三好委員）土地ノ區畫デ分ケテヤレバ假令バ東京橫濱ヲ持ツトカ或ハ浦和前橋ヲ持ツテ居タ所ガ東京橫濱ノ方ガ非常ニ事件ノ多カツタ時變更スルコトノ出來ルト云フ意デアリマス

（清岡委員）裁判所ノ區域ダカラ固トヨリ東京橫濱ノ樣ニ接近（クッツク）セハナイ

（尾崎委員）一方ハ存外ニ詞訟ガ出テ一方ハ存外少ナカツタトキヲ云フノデアリマセウ

（細川委員）心得ノ爲メ伺マスガ司法年度ハ只今ハ、ドウナツテ居リマスカ

（委　員　長）只今ハ別段年度ハアリマセンガ一月カラ十二月迄ヲ一年度ト云フノデ會計年度トハ違ツテ居リマス

（村田委員）繼續スル不都合ヲ生ジタルニアラサレバト云フコトハ皆サン能ク御分リニナリマシタカ

（細川委員）鳥渡風ヲ引ヒタ位デハ此中ニハ這入ルマイト思ヒマス

（尾崎委員）何レ長イ間缺席シタ時デアリマセウ

（**清岡委員**）之レダケノコトヲ變更スルト云フト此外ニハ變更スルコトハアリマセンカ。疾病缺勤轉職等ハ固トヨリ變更シナケレバナラン唯事務カ過多トナリト計リデハ、オカシイ

（**小松報告委員**）轉職モ轉任モ這入ルノデ所ヲ轉ズルト云フ字ハ別ニアリマス

（**渡委員**）判事ガ他ニ轉ズルノヲ云フノデ判事ハ何處迄モ判事デアリマセウ。行政官ニ轉ズルコトハ這入テハ居ナイ

（**尾崎委員**）判事ガ大藏省ノ役人ニナツテモ此場合ニ這入リマスカ

（**南部委員**）ソレハ這入リマセウ本人ガ承知シタ場合ニハ

（**三好委員**）ソレハ轉任轉職ト云フコトハ云ハンデモ宜シイカト云フ論モアリマシタカ職ト云フコトガアレバ無論這入ル。任ガ變レバ必ラズ從テ職ガ變ル。ココニ轉職トアレバ宜シカロウト云フコトデアリマシタ

（**委員長**）御異論ガナケレバ十九條ニ移リマス

第十九條朗讀

第十九條　區裁判所ノ判事ハ毎年地方裁判所長ノ豫メ定メタル順序ニ從ヒ互ニ代理ス

區裁判所ニ於テ法律若クハ事情ニ因リ差支アリテ事務ヲ取扱フコトヲ得サル時之ヲ代理スヘキ區裁判所ハ右同樣ノ手續ヲ以テ毎年豫メ之ヲ定ム

（**清岡委員**）順序ニ從ヒ互ニ代理スト云フト一年ノ中ニぐる〳〵回ル樣ナ順序ヲ立テマスカネ。十七條ニ事務分配ハ毎年地方裁判所長豫メ之ヲ定ムトアツテ一年間ノコトヲ定メル樣ニ見ヘル。處ガ十九條ニ順序ニ從テ定ムルトアツテハ不都合デハアリマセンカ

（**小松報告委員**）夫レハ司法大臣ノ定メル通則ガ出來マス。所謂庶務規定ノ樣ナモノガ出來マス。夫レハ三十二條ノ地方裁判所ノコトノ中ニ其コトガ粗ボ見ヘテ居リマス

（**鶴田委員**）之レハ代理ノ順序ダカラ少シ違ウ樣ニ見ヘル

（**清岡委員**）此レデハ少シ解シ兼ネル樣ニ見ヘル

（**尾崎委員**）代理ノ立ツベキコトハ皆ンナガ差支ヘガ出來タ樣ニ見ヘル

（**清岡委員**）夫レデハ互ニト云フ字ガ入ラヌ樣ニ見ヘマス

（**小松報告委員**）此構成法ニハ豫備判事ヲ必ラズ置キマス夫レガ區裁判所ニ限テハ時アツテ代理スルコトガ出亦ル此第二項ハ裁判所ノコトデアリマス

（**清岡委員**）第一項ハ人ノコトデアリマセウ

（**小松報告委員**）假令ハ判事ガ二人アレバ各代理ヲ仕合ウノデアリマス

（**清岡委員**）ソウスルト一年度中定メテアツテ一年度ヲ變更セスト云フ所ト牴觸スル

（**小松報告委員**）或ル場合デハ代理ヲスルコトガ出來ルト云フ通則ガ出來ル積リデアリマス。ソレヲ云タノデアリマス

（**清岡委員**）ソレデハ之レハ別段ノコトヲ云フノデアリマスカ

（西　委　員）前ノハ事件ヲ分ッテ差支ヘタ時。後チノハ引受ケタ人ガ差支ガアッテ出ラレナイ時ハドウスルカト云フト豫メ代理順序ヲ定メテ土地ノコトヲ引受ケテ居ル人ガ其日ニ出テ其事ダケヲ引受ケル。前ノハ事件。後チノハ人ノコトデ別ノコトト思フ

（清岡委員）自ラ別ノ様ニナッテ居ルガ人ガ變レバ事務モ變ル。事務ハ人ニ就テ居ル。全體十七條ニ事務ハ司法大臣カ定メタル通則ニ因ルトアルカラ此處ハ變更スルコトガ出來ナイ之レデハ〳〵同リノ様ニ見ヘル

（村田委員）ソレハ要用デアリマセウ。之レハ差支ヘノアル場合ニ違ヒナイ。明カニハナッテ居ナイガ

（清岡委員）ソレデハアルマイ

（小松報告委員）何レ其人ニ差支ヘノアッタ場合デアリマス

（西　委　員）之レデ現行構成法ガ改マルデアリマセウ

（三好委員）現行ノ通リノ積リデアリマス。今日諸君ガヤッテ居テ差支ガアレハ之レヲ變ヘナケレバナリマセン

（鶴田委員）今日デモ。ソウデスカ

（三好委員）左様

（鶴田委員）地方裁判所ノ人ガ缺ケテ區裁判所カラ呼ンテ使ウコトガアリマス。ソレハ之レヘハ這入マセンカ

（西　委　員）ソレトハ違ヒマス缺ケタ跡ノ代リハ矢張リ此順デ行キマス

（三好委員）代理順序ハ細則ニ據リマス

（鶴田委員）地方裁判所カラ呼出スニハ人ヲ指シテ云フノデアリマセウ

（三好委員）指名セズシテ判事一人ヨコセト云テヤルノデアリマス

（西　委　員）唯一人出セト云フト向ウデ代理順序ガ立テ居ルカラ其順序デ出スノデアリマセウ

（三好委員）此處ハ區裁判所バカリダカラ其積リデ御覽下サラスト困リマス

（清岡委員）廿五條ニ檢事ノコトガアリマスガ都テ次席ガ支ヘレバ上席デヤルノガ普通ノ定則ニナッテ居ルガ處ガ互ヒニトアルト同等ノ者デヤル様ニ見ヘル

（三好委員）十九條ハ卽チ普通ノ代理法デヤル。或ハ刑事ノ人ガ民事ヲヤッタリ民事ノ人ガ刑事ヲヤッタリスルコトヲ云フノデス

（細川委員）右ト云フノハ。オカシイ

（小松報告委員）ソレハ飜譯局ヘ掛合テ削ル様ニシテアリマス

（出浦報告委員）ソレハ「シミラルレー」ト云フノデアリマスカラ丸デ削ル譯ニハ行キマセンガ何ントカ直ス積リデアリマス

（委　員　長）別ニ異論ガナケレバ先ニ行キマス

第廿條ヲ朗讀

第廿條　區裁判所ハ民事訴訟ニ於テ特ニ第三十三條ニ定メタルモノヲ除キ左ノ事項ニ付キ裁判權ヲ有ス但豫案及ヒ反訴ニ關シテハ訴訟法ノ條項ニ從フ

第一　百圓ヲ超過セサル金額若クハ價格百圓ヲ超過セサル物件ニ係ル請求

第二　價格ニ拘ハラス

（イ）總テノ住家其他ノ建物又ハ其或ル部分ノ占有明渡使用若クハ占據ニ關シ又ハ借主ノ家具若クハ所持品ヲ貸主ノ抑留シタコトニ關シ貸主ト借主トノ間ニ起リタル爭論

（ロ）不動產ノ境界ノ位置ノミニ係ル爭論ニシテ公ノ登記簿ニ照シテ定ムルコトヲ得ルモノ

（ハ）占有ノミニ係ル爭論

（ニ）雇主ト雇人トノ間ニ起リタル爭論但雇期限一年ヲ超過シタル契約ニ係ラサル時（製造人ト職工トノ間ノ爭論ニシテ之ヲ裁判スル爲メニ設ケタル特別法ニ規定シタルモノヲ除ク）

（ホ）左ニ揭タル事項ニ付キ旅人ト旅店若クハ飯食店ノ主人トノ間ニ又ハ旅人ト水陸運送人トノ間ニ起リタル爭論

（一）賄料又ハ宿料又ハ旅人ノ運送料又ハ之ニ伴フ旅行荷物ノ運送料

（二）旅店若クハ飮食店ノ主人又ハ運送人ニ旅人ヨリ保護ノ爲メ預ケタル之ニ伴フ旅行荷物金錢又ハ有價物

（村田委員）　區裁判所ハ百圓デモ多ウ過キル

（本多報告委員）　外國デハ百圓デモ多ウ過キルト云フ。日本ハ今日百圓ダカラ百圓トシマシタカ三百圓トシテハ外國人ハ。ドウ云フコトヲ云フカ知レマセン

（三好委員）　三百圓ハ國家ノ經濟上據ナイ。今日實際ヲ問フテ見レハ百圓以上ハ始審裁判所迄數十里ヲ隔テ行カナケレバナラヌカラ三百圓ヲ貸ス者ハ證書ヲ百圓ヅツ別々ニシテ置カナケレバナラヌ。餘程取引ノ間ニモ不便ヲ起シテ居ルト云フ事實ニ承ツテ居リマス。ソレ故ニ成ルベク近イ所デ人民ニ裁判ヲ受ケサセルコトニシタイト云フ考ヘデ御座リマシタ

（清岡委員）　三百圓ナラバ證書ヲ三通ニスレハ宜シイ

（三好委員）　ソレガ區裁判所ノ裁判權ハ三百圓デモ宜シイト云フ證據デアリマス區裁判所ノ裁判ヲ人民ガ悅ブ證據デアリマス、成ルベク近イ所デヤツテ貰ヒタイ證據ニナリマス、矢張リ三百圓ニ併セタモノヲ區裁判所デヤツテ充分デアルト思フ故デアリマス

（小松報告委員）　地方裁判所テハ餘程費用カ掛リマス

（清岡委員）　コウ云フ樣ナ便宜法ヲ與ヘルコトハ行カナイカ知ラヌ。區裁判所ノ權限ヲ百圓迄トシテ三百圓迄ハ原被相談ノ上區裁判所テ裁判シテ貰フ樣ニシテハ如何デ御座イマセウ

（小松報告委員）　ソレハ上ヘモ下ヘモ行ケル勘定デ御座リマス訴訟人カ互ヒニ合意上ナレバ孰レニデモ出來ル筈デ御座リマス

（清岡委員）　ソレハ百圓ト定メテモ三百圓テモ四百圓デモ區裁判所ノ裁判デヤッテ貰ウト云フナレハ強チ之レヲ三百圓トシナイデ宜シイ

（三好委員）　金ヲ引掛ケテ居ル者ハ成ルヘク逃ルカラ合意ヲシナイ

（清岡委員）　合意ヲセヌ時ハ遠方ノ入費ノ掛ル所ヘ出ナケレバナラヌカラ二十里モ三十里モ喚出サレテハ大變ダカラ合意ヲスルダロウ

（村田委員）　コウ云フ金高ハ變ヘナイ方ガ宜シイ今一般百圓ト云フコトガ頭ノ中ニ染付ヒテ居ルカラ變ヘル効能ハナイ

（南部委員）　效能ハ澤山アリマス遠方ニ行カナイカラ

（委員長）　此案ニ付テハ委員長ノ資格デナク皆サンニ申シマス三百圓ガ何程ニナッテモ此議ノ決スル處ダカラ仕方ガナイガ實ハ困ル。若シ此案通リニスレバ只今ノ支廳ヲ悉ク始審ニシナケレバナラヌ治安裁判所ヲ五百程增サナケレバナラヌ、ソウスルト幾ンド國庫ノ今日司法省ニ遣フ三分ノ二以上ヲ增サナケレバナラヌ、ソレデハ全國ノ經濟ヲ考ヘテ大ニ法權カ大事ト云ヒツツモ餘リ金ガ多クテ全體ニ効能ガナイト思ヒマスサニ成ルベク節減シナケレバナリマセン。併シ人民ヲ保護スル點ハ保護シナケレバナラヌ、ソレ故ニ治安ハ一郡一箇所置カナケレバナラヌ、幾ンド現今ノモノト併セテ七百以上置カナケレバナラヌ、所ガ支廳ハ判事三人ヅツ置クコトガ出來ナイ又支廳ヲ成ルベク治安ニシテ萬止ムヲ得ナイ處ガ二、三箇アルカ知レナイ。始審ニシテ三人置ク處ヘ地方裁判所ヲ合議裁判所トシテ成ルベク治安デ持タセル、治安デ持タセルケレドモ自分ノ望ミデ本廳ニ出テ來ル者ガアッテモ地方裁判所デシテヤル。其事ハ今日ヤル支部ト同ジコトデ區裁判所ハ年ニ幾度トカ出テ行テヤル。其期ガ待タレヌ時ハ本廳ニ來ル今日ハ重モニ金貸借デ千圓ト云テモ何デモナイコトデアルカラ三百圓位迄ハ宜シカロウト云フノデソウスレバ人民ガ態々本廳迄出ナクモ濟ム。區裁判所ナレハ朝飯前ニ出來ルモノガ本廳迄行テ一宿スル。一宿ドコロデハナイ二宿モシナケレバナラヌ。當用ノ便ハ三百圓ニスレバ充分出來樣。ソウスレバ今日ノ便利ト左程變ッタコトハアルマイト思テ箇樣ニナッタノデアル。是レハ畢竟經濟ノ點カラ申スノデ之レガ百圓デナケレバナラヌ。合議裁判所デ何處迄モヤラナケレバナラヌト云フコトニナレバ「インポシブル」デ何處デモ出來スコトニナルカラ能ク御考ヘヲ願ヒマス

（鶴田委員）　遠イ所ハ始審裁判所迄廿里モ隔ッタル所ガアリマセウ

（清岡委員）　支廳ニ二十里モ離シタ所ハ百圓以上ノ金ノ貸借ハ極メテ稀デアロウ

（西委員）　ソレハ。ソウハ行カナイ。廿里モ本廳カラ離シテ居ルカラ寒村ト云フ譯ニハ行カナイ現ニ信州ノ飯田ナドハ立派ナ諸侯ノ居タ所ノ五萬石ノ城下デ御座リマシタ。ソレガ長野ノ松本ノ本廳迄行カナケレバナリマセン。本廳ガ遠イカラト云テ百圓以上ノ貸借ガナイトハ云ヘナイ

（委員長）　畢竟云フト三人寄テ一人ノ働キヲスルトノ差ヒガアル。ソンナラ區裁判所ノ如キハ。アレデ宜シイカト云フニ之レハドウシテモ增サナケレバナリマセン

（委員長）　ソコデ本多サンノ云フ通リ外國人ハ百圓デハ困ルト云フデアリマセウガ外國デハ判事

ノ資格ヲ得タ者デナクモヤル。併シ日本デハ判事ノ資格ヲ得タ者ガヤルノトノ差ヒガアリマス

（出浦報告委員） 民事ト刑事トノ權衡ガ三百圓ニナツテモ宜シイカト云フニ刑事トノ權衡ハ矢張リ百圓迄ニ止ツテ居リマス本刑百圓ニ二ケ月以下ノ禁錮或ハ單ニ百圓ノ罰金デアリマス。ソレデ刑事モ百圓民事モ百圓デ恰度權衡ガ宜シイ刑事ノ三百圓ト云フコトハ出來マセンカラ

（小松報告委員） 民事ヲ三百圓トシテモ必ラズ三百圓デナケレバナラヌト云フコトデナイ。三百圓以下デアリマス今日治安ニ百圓迄ハ許シテアルガ刑事デ百圓ノ罰金ハアラナイノデアリマス

（出浦報告委員） 刑事ハ今日輕罪裁判所ト違警罪裁判所ト種類ガ分ケテアリマスガ之レデスレバ地方裁判所デ重罪裁判モシマスカラ。ソレト民事ト比ヘテ裁判ノ權衡ヲ取ルコトハ出來マセン

（三好委員） 之レハ實行シ能ハサルト云フトコニぴつたり嵌マリマスカラ幾ラ論ジテモ詰ラヌ樣ニナリマス

（渡委員） 實行シ能ハヌトシテハ仕方ガナイガ研究デアリマス

（小松報告委員） 第二價額ニ拘ハラヌノ訴訟ノ中ナドハ金額デ論ジラレナイ

（出浦報告委員） ソレ程ノ大權ガ與ヘテアリマスカラ金額ハ百圓位ニシタイノデアリマス

（南部委員） 三百圓あんまり甚イ

（渡委員） 實行スルコトノ出來ヌ點ト權衡上ノ點デ御座イマスガ經濟上三百圓デナケレバ實行スルコトハ出來ナイト云ヘバ經濟上ノ點モ考ヘマス此權衡上カラ取テ之レダケ殖セバ實行スルコトガ出來ル權衡上カラモ之レダケ加ヘレハ權衡ニ妨ケナイト云フコトヲ研究シテ標準ヲ立テナケレバ百圓ト三百圓トハ入札ノ高ガ大變違ツテ居リマスカラ

（細川委員） 數字ノ所デ云ヘバ水掛ケ論ニナリマスカラ

（清岡委員） 之レヲ百圓トスレバ百十圓ノ者ハ本廳ニ行カナケレバナラヌ。三百圓ニスルカラ區裁判所ヲ減ジテモ宜シイト云フコトハ出來ナイ

（南部委員） 百圓以上トスレバ始審ノ方ニ人ガ多ク要ルコトニナル

（三好委員） 今日始審裁判所ハ千圓デモ一人デヤツテ居ルガ此構成法ニ因レバ合議裁判ニナリマス

（南部委員） 是レ迄ハ判事補デヤツテ居テ今度ハ判事ニナツテ仕舞フト云フコトトナレバ幾分カ上ヲ裁判スル理由ノ一ツニナル

（三好委員） ソコガ一ツアルデス

（清岡委員） 外國人ハ之レヲ百圓トシテモ三百圓トシテモ議論ハアリマセンカ

（三好委員） ソレハアルニ違ヒナイ。ソレハ多ク委員會ノ時ニ百圓ノ處ニ議論ハアリマセンダガ併シ下ノ裁判所デ多クヤルコトヲ主張シマシタソレハ攻撃ヲ受ケマシタケレドモ區裁判所トシテ詰ラヌモノトシテ居ル處カ南部サンノ云フ通リ今度ハ判事ノ試驗モ致シ實際ノ練習モスルカラ裁判官ノ資格ハ始審ノ裁判官モ區裁判所ノ裁判官モ資格ガ高クナツテ今日ノ治安裁判所ノ判事補ノ樣デハナイ

（清岡委員） ソレガ爲メニ今日合議裁判所ヲ設ケテ三人デヤルコトニナツタノダカラ是レ迄判事補

デヤツタノハ變則デアル區裁判所ノ方デ見レバ獨立デヤルカラ其方デ見レバ議論ガアリマセウ

（小松報告委員） ソレニ訴訟法ニモ關係ガアリマス

（三好委員） 報告委員ノ意見モ百圓ノ說ト半數ニ岐シテ居リマス

（委員長） 報告委員ノ說ガ三說ニ岐シテ居ルト云フ其二ツハ分リマシタガ其一ツハ

（小松報告委員） 其一ツハ是レカラ先キノ裁判官ハ大學校ヲ卒業シタ不熟練ノ者一人ニ三百圓迄ヲ任セテ置カレヌト云フノデアリマス

（三好委員） 反對ノ報告委員ノ說ヲ御聽キ下サイ

（本多報告委員） 元ト合議裁判デヤルト云フ精神デ其中區裁判所ニ任セルハ何處ヲ目的トシテ定メルカト云フニ其國ノ相場ニ因テ定メナケレバナラヌ。此位ノ金ナレバ合議裁判デナク一人デヤツテモ大抵間違ガナイト云フコトガナケレバナリマセン。ソレハ國ノ相場モアリマスカラ。ソウスレバ中等ヲ以テ定メナケレバナリマセン。處ガ日本ハ百圓ハ餘程高イ所ト思ヒマス百圓以上ノ訴訟ガ多ヒカ勘イカト云フト誠ニ勘イ若シ三百圓ノモノガアレバ三百圓ニスル必要ハナイト思フノガ反對ノ點デアリマスカモ三百圓ニスル必要ハナイト思フノガ反對ノ點デアリマス

（委員長） 報告委員ハ日本デハ百圓デモ多イ況ンヤ三百圓ニ於テオヤト云フノデアリマスカ

（清岡委員） 少シ困ルノハ激進急進シテ西洋人ノ氣ニモ入ル樣ナレバ宜シイカ西洋人ガ不服ヲ云フ樣デハ條約改正ニモ響キマスカラ外國（アチラ）デハ五百圓迄ヤツテ居ルカラ日本デ三百圓ナラバ極ク宜イト云フナレバ宜シイガ。ソレガ反對ニナレバ却テ進テ不滿足ヲ取ル樣ニナルト困ル私共ハ少シ頑固論カ知リマセンケレドモ三百圓ト云テ飛バスニハ少シ必要ヲ感ジナイ。幾分カ五人カ十人ハ便利ヲ得樣ケレドモ一體ノ得失カラ論ズレバ却テ餘リ大キク過ギテ少數ノ者ガ便利ヲ得ル丈ケデ却テ一體ノ構成法ノ廉ニナツタトナリハシマイカト思ヒマス

（三坂報告委員） 鳥渡私モ申上マスガ私モ百圓ヲ限ルトスル者デ御座リマス。全體日本ノ便利上カラ云ヘバ或ハ三百圓トスルモ二百圓トスルモ宜シイカト知リマセンガ此法律ヲ以テ外國人モ支配サルヽ樣ニナロウト思ヒマス只今モ清岡サンノ說ノ通リ若シ條約改正ノ談判ニナツテ是レデハ出來ナイト云テ此法律ヲ改正サルヽ樣デハ誠ニ不都合ト思ヒマス固トヨリ經濟ニ關シマスケレドモ詰リ外國人ヲ支配スル上ニ取テ此法律デ支配ガ出來ナケレバ實ニ困ツタモノト思ヒマス。ノミナラズ都筑君ノ說ニ因テモ此百圓デモ原案デハ外國人ハ餘程議論ガアツタト申シマスカラ鳥渡申シテ置キマス

（今村報告委員） 私ハ三百圓ト殖ス方デアリマス今日迄治安裁判所デハ他ノ訴訟ハ十圓ノ價ノモノデモ裁判ヲ與ヘルコトハ出來ナイ。此規則デハ雇人ト雇主トノ間ニ起リタル爭論ノコトガ許サレテアリマス現ニ二、三日計リ前外國人ノ雇ハレテ居ル者ガ或ル會社ヲ訴ヘマシタ。ソレハ一ケ月百圓ノ約束デ御座リマスソレヲ一年繩メテ參リマシタカラ二ケ月削ツテ十ケ月卽チ千圓拂ハセルコトニシマシタ。處ガ雇主ト雇人トノ關係ハ鳥渡見ルト僕婢ノ樣デアリマスガ此範圍ハ一ケ月百圓ノモノヲ一ケ年

分裁判スル權利ヲ有テ居ルトスレバ千圓ニ及ビマス又旅行荷物ノ中ニハ何千圓デモ區裁判所デ裁判スル。何百圓ノ時計ヲ宿屋ヘ預ケテ置テモ裁判スル又屋ニ付テ契約ノコトヲ裁判スル又旅人ガ時計トカ手行季トカヲ預ケテ置タコトノ裁判ト孰レガ簡易カト裁判官ニ問タナレバ之レハ旅人ト旅店トノ方ガ貸金ヨリ至難デ御座リマス又「ホ」ニ御座リマス運送人旅人ノ關係ハ契約ガ粗漏デ御座リマシテ貸金預金ノ樣ニ證券印紙ヲ貼タ契約ナドハアリマセンカラ極ク至難デ御座リマス貸金預金ハ日本デハ僅カ五圓デモ證券印紙ヲ貼テアッテ簡易ノ裁判ガ出來マス其外「イ」カラ後ノ事件ハ約束ガ判然シナイコトガ多イ一人ノ裁判官ガ裁判スルノハ至難デアルニモ拘ハラズ額ニ拘ハラズ一萬デモ二萬デモ裁判ガ出來ル。唯々金錢ノ貸借ニ百圓ヲ超ヘテハナラヌト云フノハ實際裁判ヲシテ居ル者ニ分ラヌ位デ御座リマス併シ額ニ拘ハラズト云フコトヲ區裁判所ニ任セルコトハナラヌト外國人ガ云フナレバ仕方ガナイガ第二以下ヲ承知シテ三百圓ガ不承知ト云フコトハナカロウト思ヒマス

（三坂報告委員） 第二ノ價格ニ拘ハラサル方ハ事柄ガ瞎易イ處カラ此草案ヲ立テル時外國人モ承諾シタト思ヒマス其中ニ難イコトガアリマセウカ概シテ瞎易イコトデアル然ルニ第一ノコトニナレバ百圓ヲ超過セザル金額ハ大變廣イ。今日貸金ダケデハ第二以下ヨリ易イコトガアリマスガ之レハ大變廣イカラ其中ニ餘程困難ノ事件モアリマス第二以下ヲ以テ金額ニ拘ハラズ權限ヲ與ヘ第一ノ方ニモ三百圓デ承諾シロト云テモ外國人ガ承知シマイト思ヒマス何トナレバ第一ハ大變廣イカラ第二ハ取除ケデアリマス尚ホ先辯ノ說ヲ敷衍致シマス

（本多報告委員） 第二ノ方ハ至急ヲ要スルト云フコトガアリマスカラソレヲ御承知ヲ願ヒマス

（三好委員） 易イヨリモ急ナノガ主眼デアリマス

（出浦報告委員） 第二以下ヲ外國人ガ承知シタノハ瞎易イカラデアリマス「ロ」モ登記簿ニ記載スレバ直グニ分リ又「ハ」モ同樣雇主トノ關係モ飯炊女ヤ車夫ナドヲ見テ居テ其給金ハ僅カノモノト見テ居リマシタソレカラ「ホ」以下ハ非常ニ金額ノモノモアリマセウ故ニ旅人ハ極ク急イデヤッテ貰ヒタイト云フノデ自分ノ危險ヲ冒シテ區裁判所ノ裁判ヲ許スダケデ必ラズ區裁判所ニ行カナケレバナラヌト云フノデハアリマセン旅人ノ荷物ニハ數千萬ノ金剛石モ這入テ居レバ地方裁判所ヘ行テ宜シイガ唯急ク時ニハ區裁判所デ裁判ヲ仰グコトガ出來ル。ソレ故ニ百圓ト極メレバ。ドウデモ。コウデモ區裁判所デ裁判ヲ受ケナケレバナリマセン第一トハ大變違ヒマスカラ外國人ハ第二以下ヲ承知シタコトト思ヒマス

（村田委員） 外國デハ何處デモ百圓ト云フ處ハアリマスマイネー

（出浦報告委員） 何處デモアリマセン

（委員長） 外國人ガ彼レ此レ云フ論ハ或ハ一人デハ抵抗スル論ヲ以テ居ル。今日治安デ一人ノ裁判官ガ千圓デモ萬圓デモヤッテ居ルデハナイカ。然ル以上ハ是レ迄トハ違ヒ判事ノ登庸モアルカラ三百圓ニナッテモ宜シイト云ハナケレバナラヌ

（鶴田委員）大抵承リマシタガ百圓ノ御方ハ經濟上ノコトハ如何思ヒマスカ。裁判所モ多ク立テナケレバナラヌ。判事ノ人數モ多クシナケレバナラヌ。ソレテ儉約スル方法ハアリマセンカ

（出浦報告委員）其時國家經濟上ノ論ガ出マシタガ外國人ハ經濟上ニ目ヲ着ケテ居リマセンカラ定メシ承リマシタラ。アツタカ知リマセンガ

（鶴田委員）イヤ諸君（アナタガタ）ノ考ヘハ

（出浦報告委員）ソレハ飜譯局ニハアリマセン

（本多報告委員）支部ガ出來レバ差支ヘナイト思ヒマス又人民ニ必要ト思ヘバ三百圓ノモノヲ三ツニシテ訴ヘルコトモ出來マセウ又廿里モ隔テ居ル所ニハ多イ金額ノ訴訟ハナイト思ヒマス

（清岡委員）私ナドモ。ソウ思フ。第二以下ハアリマセウガソレハ範圍ガ廣クシテアルカラ宜シイ。純粹ノ百圓以上ガ澤山アツテソレガ爲メニ合議裁判ノ人ヲ增サナケレバナラヌト云フコトハナカロウト思ヒマス

（三好委員）ソウスレバ三百圓ハ多ウ過ギルカラ外國人ニ向テ云ヘマイト云フノデアリマセウ

（清岡委員）日本ノ內國人ニイケルトシタ處ガ三百圓ハ餘リ過當ニシテ條約改正ノ時三百圓デハイケナイ。二百圓ニシロト云フ樣デハ困ル。

（委員長）尤モ此法律ハ外國人ニ相談シナイ日本ニ布告シテ之レデ宜ケレバ條約改正ヲシヤレト云フ樣ニシマス

（渡委員）外交モアリマスガ日本ノ經濟ト法律上ノ權衡ト人民ノ便利トヲ考ヘテ。ヤラナケレバナラヌ內地ニ便ニシテ且外國ノ贊成ヲ得ルト云フコトハ出來ナイ

（清岡委員）ソレハ御尤モデアリマスガ幾ラカ省ミナイト困ル

（尾崎委員）私ハ三百圓デ充分宜シイト思ヒマス

（細川委員）私ハ百圓デ宜シイ。只今ノ出浦君ノ說ノ樣ニ外ヲ措テ此處ヲ二百圓トスルハ權衡ニ合ハヌト思ヒマス

（今村報告委員）出浦君ノ說明ハ反對デアリマスカラ一言シマス。私ハ訴訟法ノ委員デ御座リマスガ決シテ價格ニ拘ハラズトアツタカラト云フ方ニ金數ガアツタカラト云テ一ヘ行ク精神ハ訴訟法ノ精神ニモ此ノ精神ニモアリマセン一番仕舞ヒノ預ケテ置タ荷物金錢ハ區裁判所デヤルカラ出浦君ノ云フ樣ニ第二以下デモ金圓ナレバ第一ニ行クト云フコトハアリマセンカラ千圓ニナツテモ二千圓ニナツテモ地方裁判所ニ受ケルト云フコトハアリマセン

（委員長）刑事ノ方ハ今度ハ權限ガ增シテキタ。刑事ヲ增シテ民事計リ昔日ノ樣ニシテ置クト云フノハ宜シクナイ

（南部委員）支部ヲ御置キニナレハ支部デ悉ク御ヤリニナルコトハ差支ヘマスカ

（委員長）支部ハ定期ニ開キマスケレドモ此事ハ常ニヤリマス是レヨリ以上ノモノハ定期ニヤリマス假令ハ千葉ノ北條邊リハ三百圓位ノ件ハ幾ラモアルガ千葉迄出テ來ナケレバナラヌ或ハ定期迄待

タナケレバナラヌ。ソウスルト日數ト費用ニ大變關係ガ多イカラ。ソレヲ考ヘテ見レバ此區域ヲ廣ク
シタ方ガ便利デアロウ。成程百圓以上ノモノハ定期ヲ待テバ濟ムモノガ其所迄出テ行カナケレバナラヌ様ニナレバ人間ノ感ジハ
待タレヌ者ハドウカ。今日支廳デ濟ムモノガ又本廳迄行ケバ何時デモ出來ルガ
甚イ。件數ノ邇迄アルモノナレバ宜シイカ百圓カラ三百圓ノ間ガ一番多イ
（鶴田委員） 權限ハ三百圓トシテモ原告人ノ見込ニ因テ地方裁判所ニ持タセルトシテハ如何デス
（委員長） 合議ノ上ナレバ宜シ
（鶴田委員） 合議デナクモ
（委員長） ソウスルト原告人ガ云ヘバ肯クガ被告ガ云フコトハ肯カヌトシナケレバナラヌ。ソウ
ハ行カヌ
（小松報告委員） 被告人ノ逃回ルノハ。ソウデアリマセンガ合意ノヤツガ六ケ敷イ。歐羅巴ノ人ハ三
百圓ト云フト喫驚シマスガ日本デハ利息迄込ンデ居リマス西洋デハ利息ハ込ンデ居リマセン元金計リ
デアリマス
（南部委員） 只百圓ヲ三百圓ニスルト云フト人ガ喫驚スル
（出浦報告委員） 政府ノ不便ハ省ミナケレバナリマセン
（南部委員） ソレハ宜シクナイ
（清岡委員） 之レハ委員長ニ願ヒマスガ此條ヲ只今起立デ多數ニ決スルノハ困リマス之レハ外ノ條

ニ關係ガアリマセンカラ暫ク後トニ回シテ載キタイ
（委員長） ソレダカ議論ハ單簡ナモノデスデ
（清岡委員） 議論ハ單簡デアリマスガ實地ノ表ナドヲ見テ話シ合ヒヲシテ定メタイ。別ニ外ニハ關
係ガアリマセンカラ
（委員長） 統計表ヲ御覽ニ入レタ處ガ三百圓カラ五十圓迄ガ一番多イ其多イノハ人民ノ便不便ニ
關シマスカラ。ヤリタイ又金ノ入用デ云ヘバ三百圓ニスレバ單獨裁判デヤル方ガ殖ヘテ合議裁判ガ少
クナル。ソレカラ人民ノ便利ガアル。ソレカラ裁判官ガ良クナルト云フコトデアリマス。今統計ヲ御
目ニ掛ケマスガ御覽ニナツテモ同樣デアリマセウ
（委員長） 先ヅ廿條ノ本條ヲ決シマセウ本條原案ニ同意ノ方ハ御起チナサイ

起立者　五名

（委員長） 多數デアリマスカラ原案ニ決シマス決ニ第一ノ所ハ清岡君ノ說ガアリマシタガ皆サン
御意見ヲ聞イテ後トニ延スカ延サナイカヲ決シマセウ若シ後チニ延ス方ガ宜ケレバ延シマス
（南部委員） 私ハ支部ノ所モアリマスカラ彼處迄御延シニナルガ宜シイト思ヒマス
（渡委員） 無期限ニ延スモ宜シクナイソウセヌト此先キ復タコウ云フコトガ出テ來マセウ。後ト
ニ遺リ々々スルト困リマスカラ
（三好委員） 據ナク議事上後トヘ戻ラナケレバナラヌコトガ生ジマセウケレドモ成ルベク決シタイ

（西　委　員）　此項ヲ後チニ御延シニナツチ幾許（ドレホド）ノ御考ヘガ出ルカ知リマセンガ先辯長官ノ御話シノ通リ三百圓ニスルハ彼レヨリ外ニナイ之レヲ法律上ノ權衡ニスレバ百圓デモ高イ位デアリマス之レヲ三百圓ニスルノハ其爲メニ增スノデアリマス又百圓ニスレバ支廳ヲ潰サナケレバナラヌ。ソウスルト近イ所デ裁判ヲ受ケタ者ガ廿里モ行カナケレバナラヌ不便ヲ人民ニ與ヘルカラ夫レ此レヲ斟酌シテ三百圓ニスレバ宜シカロウト云フノデ此御修正ガアツタノデアリマスカラ別ニ考ヘルコトハアルマイト思ヒマス。此上ドウ云フコトヲ御調ベニナルカ知リマセンガ外國ノ裁判ヲ調ベテモ百圓ニモナリマスマイ又地方ノ裁判ヲ調ベテモ三百圓位ノ訴訟ガ最モ多イニ違ヒアリマセン。ソレヲ御調ベ上ゲニナツタ處ガ少イカラ。ドウ。多イカラ。ドウト云フ御調ベハナカロウト思ヒマス。地方デ百圓モ二百圓モノ訴訟ヲスル人民ノナイ所ガアルカ知リマセンガ私ガ實地東京控訴院管內ヲ段々見マスルニ何處ノ地方ニ行キマシタ處ガ三百圓位ノ訴訟ノナイト云フ場所ハ一ケ所モナイト思フ眞ニ先辯委員長ノ御話シノ樣ニ五十圓カラ四、五百圓迄ノ所ガ一番多イ。ソレデ段々少イ人ガ多クナツテクルカラ三百圓ノ訴訟ノナイ村ハナイト思フソレヲ御調ベニナリマシタ處ガ御參考ニナルマイト思ヒマスルデ實ハソレ丈ケノ調ベヲ要シマセント思ヒマスカ。ソウシテ見レバ。ドウカ此處デ御延期ニナリマセンデ今日直樣御議定ニナル樣ニシタイ

（委　員　長）　延期シタイト云フノハ清岡サント南部サンデスネ

（南部委員）　私ハ支部ノ處ヲ議ス時迄延期スル意見デアリマス

（清岡委員）　表ヲ見テモ分ラヌカ知リマセンケレドモ報告委員ニモ彼レ丈ケ動議ガアツテ膀胱ヲ異ニシテ居リ我々モ膀胱ヲ異ニシテ居ル又委員長カラ經濟上ニ就テノ御說モアリマシテ成程不便ト云フコトハ幾分カ不便ニ違ヒナイ經濟上ヨリ費用（モノ）ガ多ク要（イ）ルカ知リマセンガ明細ノコトヲ以テ人民ニ。ドレ丈ケ不便ガアリ經濟ニモ之レ丈ケ不經濟ガアルト云フコトヲ御示シニナツタコトハナイ成程經濟モ幾分カ不經濟。不便モ幾分カ不便ト云フコトハ感ジテ居リマスガ經濟モ不便モ數ガアリマスカラ之レヲ今決スルハ早計ニ過ル。尙ホ報告委員モ調ベ我々モ此外ニ相談スル所モアルカラ相談シタイ。此處デ二百圓トカ三百圓トカニ決シテソレヲ復タ動カスハ宜シクナイ。一遍決シタ以上ハ人ノ說ハ移リ難イ。勿論兩三日御延ベニナツタ方ガ宜シカロウト思ヒマス私ハ百圓ノ說デアリマスガ段々ノ御說ニ因テ固執スルコトガ出來ナイ幾分カ動イテ居リマスガ未ダ贊成スルコトハ出來マセン

（渡　委　員）　私モ一己（キ）ノ了簡ハ決メテ居リマスガ之レヲ響ヲ以テ居ルト思ヒマスデ決議ハ請求者ノ意ヲ採用サレテ之レヲ決スルハ何日ト猶豫ヲサレタ方ガ宜シカロウ。ソウスレバ再思熟考スル時間ガアリマス且調ヘ樣ト思フ人モ充分調ヘタ處デ決スレハ宜シイト思ヒマスカラ此建議ハ御採用ニナツテ宜シイト思ヒマス

（村田委員）　起立ニ御問ヒヲ願ヒマス

（清岡委員）　私ノ延ヘルト云フコトハ御採用ニナラナケレバ止ヲ得ナイ命ニ換ヘテモト云フノデハアリマセン

（委　員　長）　起立ニ問ハズトモ延期スル説ハ少數デアリマス

（三好委員）　鳥渡申シマスガ三百圓ニスルト云フコトハ修正ニ持出シマシタガ必ラズ三百圓デナカラニヤナラヌト云フノデハアリマセン百圓ノ上ナレバ何程（ナンボ）デモト云フノデアリマスカラ左様御承知下サイ

（渡　委　員）　ソコニ至ルト私モ意見ガアリマスガ徒ラニ直切（ネギ）ツタ處ガ仕方ガナイ百圓デハ惡イカラ三百圓ニスル三百圓デハ多イカラ二百圓ニスルト云フコトハ今少シ研究シナケレバナリマセン

（委　員　長）　先ヅ三百圓ト百圓トノ決ヲ採リマセウ百圓ニ同意ノ方ハ御起チナサイ

起立者　三名

（委　員　長）　ソレデハ三百圓決（キマ）リマシタ

（鶴田委員）　私ハ二百圓ノ説ヲ出ソウ

（渡　委　員）　賛成シマセウ

（委　員　長）　二百圓ニハ御不同意ハアリマスマイト思ヒマス二百圓ト決メマセウ

（細川委員）　鳥渡注意ノ爲メニ申シマスガ到底原案デナケレバナラン之レガ二百圓ニナレバ外ノ事ハ措テ此法律丈ケノ權衡ヲ失スルト思ヒマス之レハ存議錄ニ留メ置テ貰ヒタイ。ソレデ私ハ二百圓モ不同意デアリマス

（委　員　長）　ソレデハ二項ニ移リマス

（南部委員）　「豫案」ノ文字ハ如何デスカ

（小松報告委員）　之レハ新出來ノ文字デ英語ガナクテ佛蘭西語ヲ直クニ以テ來マシタ「豫審」ト云テハ惡イカラ「豫案」トシマシタ

（尾崎委員）　「占有」トハドウ云フコトデスカ

（出浦報告委員）　民事ハ「占有」ト云フ字ガアリマスカラ之レト釣合ハンニハ「引渡シ」ガ宜シカロウト思ヒマス

（清岡委員）　引渡シハ賣買ノコトデ所有權ト一緒ニ渡ストカ何トカ云フ時ノ文字デアリマス之レハ貸渡シトカ明渡シトカ云フコトデ賣買ノコトハ些（チツ）トモ籠テ居リマセン。占有明渡シ使用ト三ノ場合ノ說明ヲ乞ヒマス

（小松報告委員）　住家建物或ハ其中ノ一部分ヲ貸借スレバ質ト云テ貸スコトヲ引渡スカ引渡サヌカガ引渡シソレヲ占有ト譯シタノハ英語ヲ直譯シタカラデアリマス能ク民法ニ在ル占有ト紛ラハシイカラ引渡シト直シマシタ

（出浦報告委員）　占有ハ貸シマスル契約ヲシテソレデ貸主ガ出テ行キマシテ借主ニ倳テ御這入リナサイト云テ這入リマシタソレガ占有。貸シタ方カラハ引渡シデ御座リマスガ借リタ方カラハ占有デ御座リマス使用ハ物置キニナツテ居ルノヲ使用スルノヲ云ヒ占據ハ身體ガ其處ニ居ルノヲ申シマス

（清岡委員）　引渡シハ賣買上ニ能ク云フカラ紛ラハシイ

（出浦報告委員）之レハ貸借丈ケデアリマス賣買ハ這入テ居リマセン。鳥渡御注意迄ニ申上マスガ「イ」ノ處ハ英文ニ因レバ單リ家建物ニ限リマセン地所迄モ貸借ハ這入テ居リマシテ困リマシタガ。ソウセンデ家ト建物計リデ御座リマスカラ譯ハ不當デ御座リマセウ勉メテ不當ナ文字ヲ使ヒマシタ

（村田委員）英文デモ明カニハ這入テ居ナイ

（鶴田委員）地面ハ入レラレナイノデ御座イマスカ

（出浦報告委員）地面ハ此處デハ這入テ居リマセン

（委員長）何カ理屈ガアツテ書キマセンカ

（出浦報告委員）英吉利デハ家ヲ借レバ地面モ借ナケレバナリマセンガ日本デハ家ヲ借リテ地面ヲ借ランデモ宜シイ。ソレ故ニ非常ニ支ヘマシタ。前ニハ地所ト云フコトモ這入テ居リマシタガ。ソレデハ區裁判所ノ權限ニモ響キヲ起シマスカラ地所丈ケヲ除ケイト云フコトデ除ケマシタ。ソレデ英文モ改メナケレバナリマセンカト申シタガ日本デ用フル英文ノ解釋ヲ用フレバ宜シイ。ソレ故ニ法律デ用フル英文ノ字書ガ必要ニナリマシタ

（委員長）文字ノ論ハ結局ガ付カヌカラ今一遍飜譯局ヘヤリマセウ

（小松報告委員）願ハクハ占據カラ若クハ迄削ツテ貰ヒタイト思ヒマス

（委員長）「ロ」カラ先キニハ御意見ガアリマスカ

（尾崎委員）公簿ニ土地ノ境界ヲ示シテアルコトハアリマスマイソレヲ定メルハ六ケ敷イ

（小松報告委員）繪圖面ガ戸長役場ニ在レバソレデ出來マス。只「位置」ト云フ字ハオカシイノデ御座イマス

（尾崎委員）境界ノ位置ナドハ定マルモノデハナイ

（委員長）公簿ニ書イテアルノデハナイ爭ノ起ツタ時ノ話シデアリマス區役所ノ地券臺帳ハ卽チ境界ヲ定メルモノデアル。村分ケデ權兵衞ハ何レ八兵衞ハ何レト云フ圖ガアリマス土地ノ爭ヒニハソレガ元トニナリマス

（細川委員）ソレハ出來タモノガアリマスガ公ケノ官廳ニ備ヘタル圖ト云フモノナレバ宜シイ

（出浦報告委員）鳥渡申シマスガ不動產ノ位置ノミニ係ル爭ト云フノハ界論ト云フノハ日本デモ重大ノ事件デ容易ニ定メラルヽモノデナイ。然ルニ區裁判所位ニ任セルノハ宜シクナイト云フノデ制限ヲ定メマシタ戸長役場ノ臺帳デ定メラレルモノヲ定メルコトニシマス

（南部委員）境界論ハ重イト云フト百圓以下デモ區裁判所デハ出來ナイ

（清岡委員）公簿ト云フ字ハ穩カデナイ。是レ迄使テ居タコトハアルガ見付ケナイ

（委員長）是レモ文字論ヂヤカラ一ト通リノ論ガ濟メバ飜譯局ニ任セ樣ト思ヒマス

（尾崎委員）文字論デハアリマセン。ソンナモノヲ以テ境界ヲ定メルノハ甚ダ危險デアリマス繪圖ヒヲ定メル爲メノモノデハアリマセン。ソノ定マラヌモノヲ裁判權ガアルト云テ定メレバ甚ダ困難デ御座リマス決シテ輕クナイコトデアリマス

今アル帳簿ヤ繪圖ハ爭ヒノナイ時出來タモノデ甚ダ粗略ノモノデアリマス

（委　員　長）ソンナラ「ロ」ヲ一項取リマス

（南部委員）ソウ云フ境界ニ爭ヒノアルコトハ此處デ定メラレナイ只簿冊ニ照シテ見ルモノガアル

墻壁等ニ屬スル些細ノモノヲ金額ガ多イト云テ上ノ裁判所ヘ持テ行カンデ區裁判所デ定メサセルノデアリマス

（尾崎委員）不動產ノ境界ト云ヘバ專ラ土地ノコトデアリマス公簿ト云フモノガ裁判ヲスル爲メニ拵ヘテアレバ慥カデアリマスガ一體ノ公簿ハ決シテ左樣ナ爲メニ拵ヘタノデナイ。ソレガ或ハ之レデ見タカラ分ルト云フ裁判ヲスレバ不慥カナモノニ因テ裁判シタノデスカラ宜シクナイ

（委　員　長）「定ムルコトヲ得ルモノ」ト云フコトヲ御覽ナスッタカ

（出浦報告委員）此公ノ登記簿ト申シテ居リマスノハ廿一條ノ二項ニ不動產ノ所有權ニ關スル證書類及ビ事件ヲ相當ノ檢查ヲ爲シ云々トアリマス此不動產登記簿ハ裁判所ニ出來マスソレニ照シテ定メルコトヲ云フノデ村ノ繪圖トカ戶長役場ノ繪圖トカハ見テ居ラヌ積リデ御座リマス

（三好委員）ソレダカラ此ノ處ヲ直シタノデ所有權ヲ爭ウノデナク唯此處ガ境界ダト云フコトヲ定メル丈ケデアリマス

（清岡委員）ソレハ反別坪數ハアルガ測量シタモノハナイ

（三好委員）ナケレバ仕方ガナイガ。アレバヤル

（細川委員）都テ不動產ノ登記簿ヲ新ニ拵ヘマスカ

（委　員　長）ソレハ現行ノ登記簿デアリマス

（尾崎委員）アレデハ出來ナイ

（出浦報告委員）現行ノ登記簿ハ不完全デ地所ノコトハ分ラヌ到底登記簿ヲ改正シナケレバナラヌト云フノデ此處ガ變ッテ居リマス後チニ充分ノモノガ出來ルト思ヒマス

（三好委員）登記簿ハ質入書入ノコトハ分ルガ境界ノコトハ之レデハ分ラヌ報告委員デハ公ノ登記簿ト云フコトヲ修正シマシタ。公ノ爭論ト云フト大變廣クナル。ソンナ大キナモノヲ區裁判所デヤラセルハ危イ。極ク睹易イモノヲヤラセル積リデ入レタノデスカラ此登記簿ト云フコトハ入レテハアリマセン此字ハ外國人ガ入レタノデアリマス

（委　員　長）私ノ思フニハ極ク分リ易イモノデアリマス明カニ帳簿デ分ルモノデナケレバヤラヌト云フノデ清岡サンノ云フ樣ニ木ヲ植ヘタト云テ小戰爭（コゼリアイ）ヲスルソレヲ役場ノ帳簿デ直ク分ルモノヲ云タノデアリマス

（尾崎委員）僅（タッタ）二坪ノ爭ヒデ大審院迄來マシタ中々境界ニ係ルコトハ帳面ヲ定メラレヌ

（三好委員）ソウ云フ六ケ敷イモノハヤラサヌ。私ノ考ヘデハ裁判所ハ境界ヲ能ク知ルコトガ出來ルカラ行（イッ）テヤルコトト思ヒマス

（鶴田委員）　私ノ考ヘデハ行カヌモノト思フ行テ見ルナレバ宜シイ
（三好委員）　行ク積リデアリマス
（渡委員）　之レハ削ツタ方ガ宜カロウ
（西委員）　照ストアレバ行テ見ルニ違ヒナイ
（委員長）　決ヲ採リマス「ロ」ノ項ヲ置カヌト云フ方ハ起立
　起立者　三名
（委員長）　少數デアリマスカラ置クコトニシマス此處デ晝飯ヲ食ヒマス
　午後零時四十五分喫飯ノ爲メ退場
　午後一時廿分開議
（細川委員）　地所ノ御話ガアリマシタガ「イ」ノ所ハ家ヲ見テ地所ヲ見ナイト云フ併シナガラ地ノ貸借ト家ノ貸借トハ相伴フテ離ルベカラザルコトデ家ヲ貸シテ居ル者モ地ヲ貸シテ居ル者モ地ト家ヲ借リテ居ル者モアリマスソレヲ家ノ貸借ヲ云テ地所ノ貸借ノコトヲ云ハヌノハ不完全デハアリマスマイカ
（出浦報告委員）　ソレハ澤山議論ガアリマシタガ英文ノ精神デハ地所ハ入レラレナイ
（委員長）　占有ト云フノハ一ノ穢譯局デノ問題ダロウト思ヒマス英吉利文佛蘭西文デハ占有ト云フ字ガナケレバナリマスマイカ

（清岡委員）　斷然地所ヲ入レテハドウデス
（委員長）　之レハ元ト前會デ地所ヲ入レヌコトニナツテ居ルソウデ御座リマスカラ。ドウ云フコトヲ入レヌカヲ定メナケレバナラヌ此處デ入ルノハ大變權利ノ違ヒガアリマスカラ
（鶴田委員）　向ウニ構ハズ此方デ入レルト定メレバ彼方（アチラ）ヘ話ヲシナケレバナラン。家ト地面ヲ一緒ニ借リテ地面ハ地方裁判所ニ行キ家ハ區裁所ニ持テ行カナケレバナリマセン
（委員長）　今ハ這入ラヌト定メテ他日原案者ノ意見ヲ聞イテ今一度之レヲ議サナケレバナラヌコトニナルカ知レナイ其時迄御待チヲ願ヒマセウ「ハ」ハ如何デ御座リマスカ
（出浦報告委員）　之レハ本統ノ占有デ御座リマス
（村田委員）　「ハ」ハ之レデ宜シイ
（南部委員）　占有トハ唯持ツテ居ル丈ケデスカ
（出浦報告委員）　穢譯局ノ考ヘデハ土地ヲ耕シテ居ルノガ占有デ御座リマス
（三好委員）　之レハ保有ノ積リデアリマス
（出浦報告委員）　民法ノ占有權トハ違ヒマス
（委員長）　民法ノ占有權ト此處ト違ウト困ル
（出浦報告委員）　民法ニ占有權ト譯シテ居ルモノモアリマスガ英文ノ占有權ハ「ホツセシオ」ガ佛蘭西ノ「ポツセシオン」ニナツテ居リマスガ「ホツセシオ」ハ占有ニハ當リマセン
（三好委員）　之レハ餘程穢譯ニ關係ガアリマス現有ト譯シテアリ訴訟法草按デハ保有ト譯シテアリ

マスソレハ佛蘭西ノ占有ニ區別シテアリマス此占有ハ保有現有ノ意味デアリマス

（委　員　長） 佛蘭西文デハ「ポツセシオン」ト云フ字ガ書テアルソレデ實際保有トカ何トカ云フコトニシテ人ノ地面ヲ借テ居ルモノニ及ボスカ及ボサヌカト云フ區裁判所ノ權限カラ云テハ如何デセウ

（南部委員） 占有ハ幾分カシテ居リマスガ保有ナレバ持テ居リサヘスレバ取換ヘス

（委　員　長） 佛蘭西文ノ占有ヨリ狹クナルカラ宜カラロウト云フノデセウカ

（南部委員） 家ヲ借リテ居ル者デモ矢張リ保有デアリマセウ

（委　員　長） 鳥渡質物ニ取テ私ガソレ丈ケノ地租ヲ拂テ居レバ占有ニナル

（三好委員） 質物ニ取テ持テ居ルノハ保有デアリマセウ

（委　員　長） 占有權ガアレバ地主ヘ話サンデモ何デモ出來ル

（三好委員） 人ノ物ダト思テハ占有デハナイ自分ノ物ト思テ三十年經（タ）テバ自分ノ物ニナル。自分ノ物ト思テ持テ居ルノヲ占有ト云フ

（委　員　長） 自分ノ物ト思テ居ランデモ家ナラ家。土地ナラ土地ヲ自分ガ抵當ト云フカラ何カ知ラヌガ使用スル事丈ケヲ自分ガ勝手ニスルコトノ出來ルモノナレバ占有權ノ中ニ入ルト思フ強チ人ノ地面ト云フコトヲ知タ計リデ占有ト云ヘヌコトハナイ

（三好委員） 佛蘭西ノ占有權ハ假令ハ人ノ物デモ自分ノ物トシテ持テ居ルノヲ占有ト云ヒマス

（委　員　長） 人ノ物デモ自分ノ物トスル。船ナラ船ヲ勝手ニ御使ヒナサイト云ヘバ船ハ外ノ人ノ所有デ用フル丈ケハ占有權ニナル

（南部委員） ソウスレバ占有シテ自分ノ物ニナルカト云フニソウデナイ

（委　員　長） ソレハ貸主ガ催促シナケレバ自分ノ物ニナル

（村田委員） 假令バ境界ガ分ラヌ。自分ノ部分ト思テ他カラモ故障ヲ云ハズ持テ居ルノガ占有デアリマス

（渡　委　員） 「ハ」ノ方ハ占有ト云フ字ガ佛蘭西民法ノ占有ノ文字上ノコトニ渉ツテ來マスカラ飜譯局ノ報告委員ニ委ネラレテ第二カラ先キニ運ブコトヲ望ミマス

（尾崎委員） 占有ノミト云フガ遂ニ所有ノ爭ヒニ這入リハシマスマイカ

（三好委員） 所有ノ爭ヒハ入レナイ積リデアリマス

（南部委員） 之レヲ區裁判所デヤラセル精神ハ急速ヲ要スルカラデアル

（本多報告委員） 一人ハ我（ワレ）ノ占有。一人ハ我ノ占有ト云テ爭フ其時孰（ドチ）ラカヘ占有權ヲ與ヘナケレバナリマセン

（委　員　長） 此處ノ壁此處ノ溝ナドト云フ占有權ノコトガ幾ラモアル

（三好委員） 本多サンノ云フ通リ私ガ之レヲ持出シタタニ違ヒアリマセンガ。ソレハ「ルードルフ」ノ意見ヲ聞イテ持出シマシタ私ガ唯自己流ニ捏ヘタノデハアリマセン其例ヲ申セバ鳥渡煉化ノ製造所

ト云フモノガアツテ煉化ヲ製造シテ居ル其煉化製造所ハ土地モ家モ機械モ借リテ造テ居ル其處ニ爭ヒガ起テ所有者カラ今煉化ヲ焼クコトハナラヌト云フ。ソレハ我ガ何處迄モヤル。其燒テ居ル煉化ハ我ノダ焼カセル焼カセヌト云フ。焼キ掛ツテ居ルノハ借リテ居ル者ガ焼テ居ル。ソウ云フ時ハ極ク至急ヲ要スル貸シタ期限ガ過ギタカラ焼カセヌト云フ證據ハ勿々六ケ敷イ。證據ヲ調ベテ裁判スルハ餘程長クナル併シソレヲ焼カセルカ焼カセヌカハ經濟上ニ關係ガアルカラ焼カセル丈ケハシナケレバナラヌ。ソンナラ誰ニ焼カセルカト云フコトヲ決シナケレバナラヌ甲ガ來タ時乙ノ焼テ居タノハ誰モ認メテ居ル極ク睹易イコトデアル極ク睹易クテ極ク急速ヤランデハ一時間休メバ一變損ヲスル。ソウ云フ時ハ一時間デモ早ク決シテヤラナケレバナラヌ。ソウ云フ時ハ乙ノ者ガ燒テ居タト云フナレバソレ丈ケノモノヲ燒カセルノハ必要デアルノデス借リタ期限ガ切レタカ切レナイカハ貸借上ニ就テ裁判所ニ訴ヘ出ロト云フコウ云フ極ク睹易イ事件デアリマス

（鶴田委員） ソレハ前ノ使用ニナリハシマセンカ

（三好委員） 地所ヲ借リテ今麥ヲ刈テ居ル借リテ居ルコトハ直キ分ル作タ者ガ取テ仕舞ウ。取テ仕舞タ時ハ區裁判所迄貸借上デ來ルノデヤナイカト云フカ知リマセンガソウデナイ

（委員長） 三好サンノ云タ丈ケノ急ナコトヲ捗取ラセルハ宜シイカ宜シクナイカソレガ定マレバ文字ハ飜譯局デ定メルコトニシマセウ

（細川委員） ソウ云フノハ土地モアリマスカアリマセンカ

（本多報告委員） 占有ノコトナレバ動産不動産ニ拘ハラズアリマス

（委員長） 急速ナモノニ係ルコトハ區裁判所ノ權限内ニ入レテ置カヌカト云フコトノ決ヲ採リマスサニ原案ヲ存シテ置クニ同意ノ方ハ御起チナサイ

起立者　全員

（委員長） ソンナラ置クコトニシテ「ニ」ハ如何デスカ

（清岡委員） 文字丈ケヲ直シタイト思ヒマス「雇期限一年ヲ超過セサル契約ニ係ル雇主ト雇人トノ間ニ起ル爭論」トシテ但書ハ削除シタイ

（委員長） ソレモ飜譯局ニ回ストシテ「ホ」ハ如何デスカ

（鶴田委員） 商事裁判ハ區裁判所ニナイカラ

（委員長） 今訴訟法ニ在ル商人ト云フコトモ此構成法ノ上デハ論ジラレマセンカラコウ云フ急クモノヲ區裁判所デヤツテ商法ノ方デ取除ル積リデアリマス

（委員長） 格別論ガナケレバ「ホ」ノ中ノ一、二ニ行キマス

（細川委員） 一ノ之レニ伴フハ能ク利イテ居リマスガ二ノ之レニ伴フハ。オカシイ

（出浦報告委員） 之レモ旅人ニ伴フデ御座リマス之レニ伴フハ旅行ノ荷物ヲ制限シテ居リマス旅行シテモ二百個モ三百個モ持テ居リマスガソレハ伴フタモノデハアリマセン

（細川委員） 之レハ携帯荷物デスカ

（出浦報告委員） 携帯荷物デ御座リマス併シ携帯トスレバ自分デ提ゲタモノ計リニナリマスカラ之レニ伴フト致シマシタ

（南部委員） 此先キニ督促手續ト云フコトガアリマスガ督促手續ハ訴訟法ニモ定メマシタガ督促手續ハ卽チ命令ニ因テ執行スル樣ニナツテ金額價格ニ關係致シマセンカラ一番仕舞ヒニ持テ行キマシテ督促手續ト云フコトヲ御加ヘニナツテハ如何デ御座リマセウ

（村田委員） 督促手續ハ裁判權ニ屬シタコトデハアルマイガ

（南部委員） 裁判ガ付キマシテモ額ハ二百圓以上ノモノデモ出來マスカラ

（小松報告委員） 立派ナ裁判權デアロウト思ヒマス

（委員長） ソンナラ入レルカ入レナイカノ決ヲ採リマセウ

（三好委員） 報告委員ハ南部サント同意シテ居リマス

（委員長） 入レルコトガ多數ナレバ議ヲ採リマセンガソレハ起案者ニ相談スルトシテ入レルコトニシマセウ次ギニ廿一條ニ移リマス

第廿一條朗讀

第二十一條　區裁判所ハ無訟事件ニ付キ法律ニ定メタル範圍及方法ニ從ヒ左ノ事務ヲ取扱フノ權ヲ有ス

第一　未成人癲癇人白痴人失踪人其他法律若クハ判決ニ因リ自ラ事務ヲ執ルノ禁ヲ受ケタル者ノ後見人ヲ指揮監督スル事

第二　不動產ノ所有權ニ關スル證書類及事件ヲ相當ノ檢查ヲ爲シタル後登錄スヘキ不動產登記簿ヲ主管スル事

第三　一人若クハ組合ニテ商業ヲ營ム者ノ登記簿會社ノ登記簿船舶ノ登記簿及既ニ中央登記所ニ登錄シタル專賣權商標及ヒ模樣見本ノ登記簿ヲ主管スル事

（出浦報告委員） 未成人ハ民法ニ未成人トアリマスカラ未成人トシマシタ

（委員長） 之レモ一項ヅツ片付ケマセウ先ヅ廿一條ノ本條丈ケ議シマス「定メタル」ヲ定ムルト修正シテアリマスガ之レハ如何デスカ

（出浦報告委員） 之レハ原案ノ通リ定メタルト願ヒマス

（委員長） 之レハ飜譯局ノ委員ト相談スルコトトシテ次ノ第一項ニ移リマス未成人ノコトハ之レモ飜譯局ト相談ノ上直シマス「管財人」ヲ入レルコトニハ論ハアリマセンカ

（細川委員） 元トハ管財人迄モ入レル積リデアリマシタカ

（出浦報告委員） 元トハ氣ガ付カヌモノト見ヘマス

（委員長） 次ニ第二項ニ移リマス

（南部委員） 修正案ノ御旨意ハ如何デ御座リマスカ

（出浦報告委員） 原案ノ意味ハ不動產ノ書類ハ地券或ハ讓渡シ證書トカ云フ樣ナ不動產ノ所有權ニ影

譽ヲ及ボス様ナ證書類ヤ事柄ヲ登記シテ下サイト持テ來タ時ハ檢査シテ登記シテヤルト云フコトデ御座リマス或ハ書入質ノコトモ御座リマセウ

（南部委員）主管ト云フノハ。ドウ云フ譯デスカ

（出浦報告委員）主管トハ登記簿ヲ備ヘテ附ケ込ムコトヲ云ヒマス

（清岡委員）登錄シタルト云フト登錄シタ様ニナル。登錄シテ行クヘキ帳簿ヲ主管シテ行クノデアル

（三好委員）權利ト義務ヨリ外登記スルモノハアリマセン

（清岡委員）權利義務ヲ登錄スルトハ云ヘナイ

（鶴田委員）事件ヲ登記スレバ權利義務ヲ登錄スルコトニナル

（三好委員）證書類ト云テモ證文ヲ遣ラズ書キハシマスマイソレダカラ何年間ニ質入レスル或ハ何程ヲ以テ讓渡シタト云フコトデアル

（村田委員）原案ノ方ガ宜シイ併シ相當ノ檢査ヲ爲シタル丈ケハ取ルガ宜シイ

（小松報告委員）所有權ト申スト書入質入ハ御入ニナリマセンカ

（尾崎委員）入レマス

（出浦報告委員）家屋ヲ不動產トスレバ船舶モ這入リマス

（委員長）修正說ニ同意ノ方ハ起立

起立者一名

（委員長）ソレカラ尚ホ修正說ガアレバ御述ベナサイ

（鶴田委員）「相當ノ檢査ヲ爲シタル後」ト云フ字ヲ削ル修正說ヲ提出シマス

（委員長）ソレデハ第三ニ移リマス

（村田委員）中央登記所ガアリマスカ

（出浦報告委員）中央登記所トハ農務省ニ在ル中央登記所ト云フ積リデアリマス

（尾崎委員）修正ガ宜シイ

（委員長）不動產ノ中ニ船ガ這入ルト云フコトハ出來ナイ

（出浦報告委員）船ハ商法ニ這入リマス

（村田委員）中央登記所ハ後チニハ出來マセウカラ孰レデモ差支ヘナイ様ナ字ヲ置ケバ宜シイ

（南部委員）拵ヘル積リデアリマスガ一時ニハ出來マセンカラ孰レデモ差支ヘナイ様ナ字ヲ置ケバ宜シイ

（三好委員）商法ニ定メレバ宜シイ

（出浦報告委員）一人若クハ組合ニテ商業ヲ營ム者ト會社ト此三ツニ洩レルモノハアリマセン網羅シテアリマス

（清岡委員）一人若クハ組合デ即座ニシナケレバナラヌコトハ困リマセウ

（出浦報告委員）　此法律ガ御發布ニナレバヤラナケレバナリマセン

（三好委員）　商法ニ定ムルトアルト商法ハドウナツテモ此方ハ差支ヘマセン。ソレデ修正シマシタ

（委員長）　修正ニスレバ船舶ハドウナリマスカ

（三好委員）　船舶ハ商法ニ這入リマス

（委員長）　小サイモノデモ這入リマスカ。ソレガ制限ガナイト荷物船トカ人船トカ云フコトガナケレバ困ルソレハ商法ニ定メ遊山船渡船ハドウシマスカ

（三好委員）　ソレハ登記スルノ必要ガナカロウト思ヒマス

（委員長）　今現ニ登記シテアルモノヽ扱ヒ所ガナイ

（鶴田委員）　今小イサイノヲ登記スルノハ稅ノ爲メニ登記スルモノデアル之レハ稅ノ爲メデハナイ

（委員長）　世ノ中ニ出ナイモノナレバ宣シイガ今行ハレテ居ルノヲ取消スノハ宜シクナイ

（鶴田委員）　今ノハ裁判所デスルノデナイ戸長役場デ登記スルノデアル

（委員長）　築地區裁判所ナドハ茶船ノ發記ヲ現ニシテ居ルカラソレハ取テモ宜シイガ取ランデモ宜シイト云フコトニシテ於テ貰ハント困ル

（三好委員）　大キイノハ商法デ定メテアルカラ。ソレト抵觸シテ來ル

（小松報告委員）　ソウナレバ第二ノ不動產ノ下ヘ入レバ宜シイ

（鶴田委員）　第二ノ不動產ノ下ヘ船舶ヲ入レテ第三ノ修正ヲ採用シマス

（出浦報告委員）　關スルト云フコトハ英吉利デハ動カスト云フコトデ御座リマスカラ日本ノ關スルヨリ餘程深イ意味ニ御取リ下サラスト困リマス

（西委員）　不動產船舶ト云フト。オカシイカラ地所建物船舶トシタイ

（委員長）　第二ハ濟ンデ仕舞ツタカラ第三ノ修正ヲ採ルカ原案ニ置クカヲ決メテソレカラ船舶ヲ入レルカ入レナイカニ移リマス一體第三ニ就テハ名說ガ出ルカト思ヒマシタガ出マセンカラ採決シマス修正ニ同意ハ起立

起立者　三名

（委員長）　少數デアリマスカラ消滅シマス。ソレカラ新タナ說ガ出レバ御出シナサイ

（清岡委員）　商法裁判所ガ出來レバ之ガ行ハレルガソレデナケレバ行ハレナイ

（三好委員）　之レニモ必要ト認ムル時ハトアツテ必ラズ商法裁判所ガ出來ルト云フコトハアリマセン

（委員長）　商法ガ出レバ第三ニ在ルコトハ商法デヤラナケレバナラン

（細川委員）　登記所ト云フモノハ之レニナルノデヤロウ

（委員長）　一人ガ良イトカ組合ガ良イトカ云フコトハ商法デ論ジナケレバナラン

（三好委員）　修正案ガ潰レタ以上ハ原案ニシマス

（委員長）　第三ニ論ガナケレバ第廿二條ニ移リマス

第廿二條朗讀

第二十二條　區裁判所ハ債務者ノ財産ノ價額百圓ヲ超過セサル時破産事件ニ付裁判權ヲ有ス

（委　員　長）　修正ニ手續キト云フ字ガ這入テ居リマスガ。ドウ云フ理由デアリマスカ

（小松報告委員）　破産事件ニハ一々判決ヲ下サヌノデアリマスカラ破産事件ハ只手續キ上ノ取扱ニ止リマスカラソレ故ニ修正案ヲ提出シマシタ之レデハ訴訟事件ト同ジク價額ガアリマスガ破産ハ判決ヲ下サヌカラ修正シマシタ

（鶴由委員）　破産宣告ト云フモノハアリマセンカ

（小松報告委員）　判決シ申渡シマス

（鶴田委員）　額ヲ定メズニ大キナモノデモ區裁判所デヤラセルト云フノデアリマセウ

（小松報告委員）　左樣

（村田委員）　ソウスルト大變ナ變リニナリマスネー

（三好委員）　之レハ訴訟法草案ニ因テ此修正ヲ出シマシタ訴訟法デ執行ハ總テ區裁判所デスルコトニナツテ居リマス今日ハ始審モ治安モ執行權ヲ持テ居ルガソレヲ改メテ執行ハ區裁判所ニ任セテ一名之レヲ執行裁判所ト名付ル位デアリマス破産事件ハ總テ執行吏デヤル控訴院デ裁判シタノデモ地方裁判所デシタノデモ破産ハ區裁判所デ執行スル破産ハ判決ハナイ故ニ處分ニシタノデアリマス

（鶴田委員）　ソウスルト執行ノ裁判權ヲ有スルトモ云ヘナイ

（細川委員）　此百圓ハ元トノ百圓ガ見合ヒニ出タノデアリマセウカ

（小松報告委員）　破産ヲスル額ハ百圓ト云フノデアリマセウ

（出浦報告委員）　三十五條ノ地方裁判所ヱ破産事件ノ管轄權ガ總體與ヘテアルノガ此精神デ御座リマス其中僅カノ權限ヲ割テ區裁判所ニ與ヘタニ過ギマセンデ其實ハ破産事件モ勿々重イコトデアリマスカラ成ルベク區裁判所ニ持タセタクナイト云フ論デ御座リマシタ。此百圓ト云フノハ所有ノ財産ヲ見テ負債ハ見マセン負債ハドノ位アリマセウトモ財産ガ百圓アレバヤル。ソレヨリ上ハ地方裁判所デナケレバ出來ナイ筈デ御座リマス

（三好委員）　先ノ原案デハ破産事件ハ總テ區裁判所ノ管轄デアルト云フノデコウ云フニ修正シテ區裁判所ハ僅カノモノヲ待ツコトニナリマスソレデ前ノ原案ニ恢復シタイ云フノデアリマス

（清岡委員）　破産事件ハ隨分大キイノガアリマス小野組島田組ナドト云フ者ガ破産シタコトモアルソレヲ悉ク區裁判所ニヤルト云フ精神デ持出シタト云フ譯デスカ

（三好委員）　裁判執行ハ百萬圓デモ區裁判所デスルコトニ訴訟法ニナツテ居リマス

（清岡委員）　執行ハ人ノシタ裁判ヲ執行スルノデソレト此レトハ大キニ違ヒマス

（西　委　員）　執行シテ財産ヲ分配スルトキニ權利義務ヲ爭ウコトガ出來マセウソレヲ裁判スルノデアリマセウ

（三好委員）　其積リデアリマス

（村田委員）　破産ヲシタ者ハ公權ノ一部ヲ剝奪サレルカラ大變重イ

（尾崎委員）　裁判ヲスルノデハナイ執行スル丈ケノコトデアリマセウ

（三好委員）　ソウデス分配スル手續キ丈ケデス

（出浦報告委員）　極ク元トノ原案ノ潰レマシタ旨意ヲ申シマスガ成程手續キヲスル樣ニナツテ居リマスガ手續キヲサセルニ就キマシテ百萬圓デモ千萬圓デモ執行ガアリマス時其手續キヲ何處デスルカ區裁判所デスル。區裁判所ハ百萬圓デモ千萬圓デモ執行ヲ任セルコトハ出來ナイソレハ地方裁判所ニ持テ行クコトニシヨウ。手續キ丈ケ止メラレマイト云フコトデアリマシタ

（三好委員）　ソウスルト訴訟法草案ガ悉皆（マル）デ消ヘテ來マス區裁判所ヲ執行裁判所トシテ手續キノ盡セルコトヲ皆ナヤラセル積リデアリマス執行ハ何處ノ裁判所デモ一番下ニ居テ一番能ク知テ居ルト云フノデ此區裁判所ヲ働キ人（テ）ニシテアルノデス

（清岡委員）　ソウスルト地方裁判所ノ裁判通リ執行スルモノトスレバ一方ガ十萬デモ宜シイガ若シ其間ニ紛紜ガアリテ甲ガ曲トカ乙ガ直トカ手續キニ就テ裁判ヲスル樣ニナツテ來ルト區裁判所デ裁判シナケレバナラヌ

（三好委員）　身代限ヲシロト云フ裁判ハシナイ財產ノ賣拂ヲ裁判シロト云フ。ソウスルト破產裁判デ執行スル

（西委員）　身代限ノ裁判ヲサセルトナツテハ大變ダカラ破產スルコトヲ甘ンジテ裁判スル

（三好委員）　破產宣告ハ裁判々決トハ違ヒマス

（鶴田委員）　ソレデハ破產人ニハ裁判々決ハナクナツテ仕舞ヒマス

（三好委員）　破產ヲ以テ濟方セヨトハ裁判所デハ申シマセン

（鶴田委員）　宣告シテ三人モ五人モ係ル樣ニナツテ宣告シテハ執行シ宣告シテハ執行シト云フ樣ニナツテ居ル

（三好委員）　今ノ譯ハ違ヒガアリマス貴君ノ仰シヤル通リデ裁判所デ破產ヲ宣告致シマス破產ニハ無理往生ニ破產サセルコトハ精神デ訴訟法モ出來テ居ル此原案モ出來テ居タノデアル。ソコデ「ロエスレル」ノ商法ノ如クナレバ大變違ウ

（鶴田委員）　商法ヲ以テ見レバ區裁判所デハ出來ヌト思フ別ニ專問デ立テ來テ破產裁判ガ始終分ツテ居ラナケレバナリマセン

（尾崎委員）　執行スルト云フコト計リニシテハ如何デ御座リマセウ

（鶴田委員）　執行ニシテ二百圓迄モ破產ナレバ地方裁判所ニヤリタイ

（委員長）　貴君（アナタ）ハ破產裁判所ヲ立テヤラナケレバ滿足シマスマイ

（渡委員）　何ゼ破產事件ハ二百圓以下デモ區裁判所デサセヌト云フ理由ガアリマスカ

（鶴田委員）　餘程事件ヲ增加スル又大變手ガクツテ一人デハ出來ナイ

（渡委員）　ナレドモガ二百圓以下ノ裁判權ヲ許シタ以上ハ二百圓以下ハ無論裁判スル權利ガアル

單リ破産ノ裁判ガ出來ナイト云フコトハナイ

（鶴田委員）私モ執行ハサセル積リデアリマス

（委員長）英吉利デハ「バンクロフ」ト云フコトハ私ハ借金ガ澤山アッテ濟方ガ出來ナイカラ財産ヲ分ケテ取テ呉レト云フコトハ何ト云ヒマス

（出浦報告委員）「バンクロフ」ト云ヒマス

（本多報告委員）獨逸デハ通常「コンクロス」ト云フ字ヲ使ヒマス

（委員長）獨逸デハ今少シ輕イノハアリマセンカ

（本多報告委員）「コンクロス」ト云フ字ガ「分ケ取ル」ト云フノデス

（細川委員）小サイモノト見レバ之レデ宜シイト思フ

（三好委員）處分權ヲ有スト云ヘバソレデ宜シイ

（細川委員）最初ニ御尋ネ申シタ財産ノ額ハ。財産ノ額ガ百圓負債モソレニ準ジタモノデアルト云フ推測デ御座リマセウナ

（出浦報告委員）多分左樣デ御座リマセウ

（細川委員）處ガ第三者ガアッテ。ドノ位貸シテ居ルカ分ラナイカラ其負債ノ金額ハ分ラヌ

（西委員）ソレダカラ借リタ百萬圓ノ財産デモ此處デ裁判ガ出來ルコトニナル

（清岡委員）百圓ノ高デ訴ヘラレテ破産シテ追々某ガ破産シタト云フコトヲ聞傳ヘテ訴ヘ出テハ幾ラナルカ知レナイ

（三好委員）修正案ノ裁判權ヲ處分權ト直シテ御考ヘヲ願ヒマス

（西委員）ソウスルト一圓デモ裁判スルコトガ出來ヌ譯ニナル

（鶴田委員）建言ヲ致シマスガ。破産ノ積リデアリマシタガ文字ノ色ガ違ウ。之レハ飜譯局ノ人ニ相談シテ貰ハナケレバナラヌ私ハ全ク「バンクロウ」ノ積リデアリマシタ

（渡委員）處分ヲスルト云フコトニナリマシテモ二百圓以下ノ裁判權ハ無論有スルノデアリマセウ

（三好委員）ソレハ。モウ出來マス

（委員長）修正案デ御意見ハアリマセンカ。ナケレバ修正案ニ決シテ廿三條ニ移リマス

第廿三條朗讀

第二十三條　區裁判所ハ刑事々件ニ於テハ左ノ事項ニ付キ裁判權ヲ有ス

第一　違警罪

第二　本刑五十圓以下ノ罰金ヲ附加シ若クハ附加セサル二月以下ノ禁錮又ハ單ニ百圓以下ノ罰金ニ該ル輕罪

第三　區裁判所ノ管轄區域內ニ於テ犯シタル輕罪ニシテ其本刑二百圓以下ノ罰金ヲ附加シ若クハ附加セサル二年以下ノ禁錮又ハ單ニ三百圓以下ノ罰金ニ該リ其情前項ニ揭ケタル刑ヨリ更ニ重

キ刑ニ處スルコトヲ要セスト見ユルヲ以テ地方裁判所若クハ其支部ノ檢事局ヨリ區裁判所ニ移付シタルモノ

右手續ニ因リ訴追ヲ爲シ犯罪ノ證明アリタル場合ニ於テ判決ヲ爲ス前何時ニテモ其情第二項ニ揭ケタル刑ニテハ相當ニ罰スルコトヲ得スト見ユル時ハ區裁判所ハ之レヲ裁判スル權限ヲ有セサルコトノ言渡ヲ爲ス此場合ニ於テハ檢事ハ被告人ヲシテ相當ノ裁判所ニ於テ裁判ヲ受ケシムル爲メ適當ノ手續ヲ爲ス

（委　員　長） 之レモ一項ヅツヤリマセウ第一項ニ意見ガナケレバ第二項ニ移リマス

（村田委員） 本刑ト云フノハオカシイ

（委　員　長） 第二ニ意見ガナケレバ第三ニ移リマス

（南部委員） 「犯シタル輕罪」ト云フノハドウ云フ譯デアリマスカ

（出浦報告委員） 他ノ管轄ハ持テ來マセヌ自分ノ管轄ニ於テノミ犯シタノデアリマス

（細川委員） 之レハ宜シク便利法ラシイ

（鶴田委員） 訴追ト云フ字ハドウ云フ意味デスカ

（出浦報告委員） 訴追ハ餘程苦ミマシタ文字デ御座リマス初カラ終リマデト云フコトデ御座リマス假令バ公訴ヲ起シテ其間ニ色々ノ手續キガアリマスガソレヲ手續ヲ逐フテ判決ニ至ル迄ノ間ヲ云フノデアリマス

（清岡委員） 續ケルト云フコトデ御座リマスカ

（出浦報告委員） 原文ハ「逐ヒ驅ケル」ト云フ意味デ御座リマス

（鶴田委員） 「何時ニテモ其情第二項ニ揭ケタル刑ニテハ相當ニ罰スルコトヲ得スト見ユル時ハ」ト云フノハ罪ハ二ケ月デアルケレドモ之レハ惡イ奴（ヤツ）デ二ケ月ハ輕イ他（ワキ）ヘ移シテヤル。其時ハ移サレタ裁判所ハ三ケ月ニヤルコトガ出來マスカ

（出浦報告委員） モウチツト罰シナケレバナラヌト思フ時ハ元トヘ戻スカ或ハ他ノ裁判所ニヤルカ。相當ノ裁判權ノアル裁判所ヘ移スノデアリマス

（清岡委員） 訴追ハ必要デアリマスカ

（出浦報告委員） 何ト書キマシタラ宜シウ御座リマセウカ御名案ガアレバ御直シ下サイ

（細川委員） 原語ハ何ト云フ字デ御座リマス

（出浦報告委員） 「プロセキウシヨン」ト申シマス

（村田委員） 「プロセキウシヨン」ハ告訴ト云フコトデセウ

（尾崎委員） 之レハ置テモ支ヘナイ

（鶴田委員） 右手續以下ハ削除ヲ願ヒマス

（委　員　長） 訴追ノ文字ニ論ガアレバ良イ文字ヲ發明シテ貰ヘバ宜シイ

（出浦報告委員） ナケレバ之レデ置キマス

（委　員　長）　此廿三條ハ三項ニ分ツテ決ヲ採リマセウカ

（渡　委　員）　一緒デ宜シ

（委　員　長）　別段異論ガナケレバ第廿四條ニ移リマス

第廿四條朗讀

第廿四條　其他區裁判所ノ權限ハ破產事件及ヒ此章ニ揭ケタル事件ニ關スル特別法訴訟法及ヒ治罪法ニ之ヲ載ス

（細川委員）　修正案ガ宜シイ

（委　員　長）　ソレデハ修正案ニ決シ廿五條ニ移リマセウ

第廿五條朗讀

第廿五條　各區裁判所ノ檢事局ニ少クトモ一人ノ檢事ヲ置ク

司法大臣ハ豫備檢事若クハ試補又ハ必要ナル場合ニ於テハ豫備判事ヲシテ檢事ヲ補助シ及ヒ之ヲ代理セシムルコトヲ得

（細川委員）　之レモ原案デ宜シ

（村田委員）　異議ナシ

（委　員　長）　原案ニ決シテ廿六條ニ移リマス

第廿六條朗讀

第廿六條　地方裁判所ヲ第一審ノ合議裁判所トス

各地方裁判所ニ一若シクハ二以上ノ民事部及ヒ一若クハ二以上ノ刑事部ヲ置ク

若シ必要アレバ商事々件船舶事件若クハ製造人ト職工トノ間ニ起リタル事件ヲ裁判スル爲メ特別法ニ依テ特別裁判所トシテ他ノ部ヲ設クルコトヲ得

（鶴田委員）　一若クハ二以上ト云フト二重ニナル

（出浦報告委員）　英文ニアリマスカラ共通リ譯シマシタ

（委　員　長）　ソレハ英文ノ方ヲソウ直サセマセウ

（細川委員）　ソレデ宜シイ

（委　員　長）　別ニ御異論ガナケレバ廿七條ニ移リマセウ

第廿七條朗讀

第廿七條　各地方裁判所ニ地方裁判所長ヲ置ク

地方裁判所長ノ職務ハ裁判所ノ一般ノ事務ヲ指揮シ其行政事務ヲ監督シ必要ナル時ハ其管轄區域內ニ住居スル官吏ノ署名捺印ヲ認確スルニ在リ

地方裁判所ノ各部ニ部長ヲ置ク其職務ハ部ノ事務ヲ監督シ其分配ヲ定ムルニ在リ

（尾崎委員）　署名捺印ヲ認確スルトハドウ云フ譯デアリマス

（小松報告委員）　之レハ登記處分ナドノコトヲ申シマス

（尾崎委員）　認確ハ

（出浦報告委員）　認確ハ「イカリセーション」ト申シマシテ他カラ此公證人ノ印形ハ本統ノモノカト聞カレタ時ニ保證シマス、ソウスレバ其證書ガ効力ヲ持チマス之レハ外國裁判ナドニ必要デ御座リマス。外國ノ裁判所デ僞物ダロウト云フ疑ヒノ起ツタ時問合セニ來ル其時ノコトヲ申シマス

（細川委員）　此官吏ハ總テノ官吏ヲ云ヒマスカ

（出浦報告委員）　裁判事件ニ關係ノアル官吏ヲ申シマス或ハ區裁判所ノ官吏位ハスルカ知リマセンガ重モニ公證人執行吏戸長區長ト云フ樣ナ者ニ定ツタ樣ナモノデアリマス

（清岡委員）　必要ト認メナイ時ハ請求シテモシマセンカ

（出浦報告委員）　假令ハ縣令ノヲシテ吳レト云フトキハシマセン

（尾崎委員）　「裁判所ノ一般ノ事務ヲ指揮シ其行政事務ヲ監督シ」トアリマスガ一般トハ裁判所ノコトヲ云フノデアリマスカ

（出浦報告委員）　左樣デ御座リマス

（尾崎委員）　裁判上ハ監督シマセヌカ

（出浦報告委員）　指揮ハ致シマスガ監督ハシマセン

（小松報告委員）　區裁判所ニ監督官吏ヲ置カレマスカラ此處デハ所長ガ監督モシマス

（尾崎委員）　併シ所長ハ裁判ニ喙ヲ容ルヽコトハ出來ナイソレデ行政事務ハ所長ガ荷ウカラ適樣ニシタモノト思ヒマス

（委員長）　此文字ハ。アレ丈ケノ學者ガ揃テヤツタノデアリマスカラ彼レ此レ言ハヌ方ガ宜シイト思ヒマス次ニ移リマス

第廿八條朗讀

第廿八條　司法大臣ハ毎年各地方裁判所ノ判事一人若クハ二人以上ニ其裁判所ノ裁判權ニ屬スル刑事々件ノ豫審ヲ爲スコトヲ命ス

（委員長）　之レハ議論ガアリマセンカラ第廿九條ニ移リマス

第廿九條朗讀

第廿九條　各地方裁判所ノ事務ハ毎司法年度ノ終ニ臨ミ次ノ年度ノ爲メ各部及ヒ各豫審判事ニ之ヲ分配ス

此分配ハ事務ノ性質又ハ其出所其他被告人ノ姓名ノ頭字ノ如キ明白ナル區別ニ從フコトヲ要ス

各地方裁判所ノ各部長及ヒ部員モ亦毎年豫メ之ヲ定ム

以上揭ケタル件ハ地方裁判所長ノ報告ヲ得タル後控訴院長命令ヲ以テ之ヲ定ム此報告中地方裁判所長ハ次年已レノ居ラントスル部ヲ指スノ權利ヲ有ス

（細川委員）　出所ハ所ノ樣デスナ

（出浦報告委員）　土地ヲ申シマス

（細川委員）控訴院長ノ命令ト云フノハ控訴院長ノ命令ヲ以テ定メルノデアリマセウカ

（出浦報告委員）其積リデアリマス

（細川委員）異論ハアリマセン

（委員長）次ニ行キマス

第三十條朗讀

第三十條　或ル部ニ於テ著手シタル事務ニシテ司法年度ノ終若クハ各休暇ノ始ニ臨ミ未タ終結ニ至ラサルモノハ裁判所長便利ト思量スル時ハ同部員ヲ以テ組立テタル同部之ヲ結了スルコトヲ得豫審判事モ亦未タ終結ニ至ラサル事務ヲ結了スルコトヲ要請セラルヽコト有リ

（西委員）「休暇ノ始メニ臨ミ」ト云フノハ休暇ノ初マル時仕事ガアレバ裁判所便利ト思慮スルトキハ同部員ヲ以テ組立ルノデアリマセウカ

（出浦報告委員）假令ハ刑事ノ第一局ニハ甲乙丙ノ裁判官ガ出テヤツテ居リマスカ休暇ノ時濟ミマセンカラ矢張リ甲乙丙ノ裁判官デヤラシテ宜シト云フ意味デアリマス詰リ人カ變ラヌ方ガ便利ダカラ變ランデヤルノデアリマス

（村田委員）其同部ノ人ガ皆寄ッテヤッテ仕舞ヘト云フノデアリマセウ

（委員長）之レハ出浦サン標（シルシ）ヲ付ケテ置テ能ク直シタ方ガ宜シイ次ニ三十一條ニ移リマス

第三十一條朗讀

第三十一條　第廿九條ニ從ヒ事務ノ分配及ヒ裁判所員ノ配置一度ヒ定マリタル時ハ休暇中ヲ除キ一部ノ事務過多トナリ又ハ判事轉職シ又ハ疾病其他ノ事故ニ因リ久シク缺勤スル如キ繼續スル不都合アルニアラサレハ司法年度中之ヲ變更セス

裁判所ノ事務其現在ノ部ニハ過多ナリト何時ニテモ認ムル場合ニ於テハ司法大臣適宜ト思量スル時ハ新ニ一部又ハ數部ヲ設クルコトヲ得

（尾崎委員）内閣デ豫算デ人ヲ定メラレテ司法大臣ガ部ヲ設ケルコトガ出來マスカ

（委員長）之レハ豫備判事ガアルカラ出來マス今日ハ之レデ仕舞ヒマス

干時午後五時閉會

帝國司法裁判所構成法草案議事筆記第三號

明治二十年十一月十六日午前九時十分
開議　自第三十二條
　　至第四十七條

（委員長）三十二條ヨリ議シマス

第三十二條朗讀

第三十二條　地方裁判所長差支アリテ職務ニ從事スルコトヲ得サル時ハ所長トシテハ官等最モ高キ部長之ヲ代理シ部長トシテハ其部ノ官等最モ高キ判事之ヲ代理ス

部長差支アリテ職務ニ從事スルコトヲ得サル時ハ右同樣ニ其部ノ官等最モ高キ判事之ヲ代理ス

二人以上ノ部長若クハ判事ノ官等同シキ時ハ其先任ノ者ヲ擇ミ官等同シクシテ任官ノ先後ナキ時ハ年長ノ者ヲ擇ム

地方裁判所ノ他ノ判事ハ司法大臣ノ定ムルコトアルヘキ通則ニ基キ毎年豫メ裁判所長ノ定タル代理順序ニ從ヒ互ニ代理ス

判事差支アリテ或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス同裁判所ノ判事中其代理ヲ爲シ能フ者ナキ場合ニ於テ其事件要急ナル時ハ裁判所長ハ其管轄區域内ノ區裁判所判事又ハ豫備判事ニ其代理ヲ命スルコトヲ得

（村田委員）　私ハ修正案ヲ賛成シマス原案デハ重複シテ居ルト思ヒマス

（清岡委員）　重複シテハ居リマセン原案ハ誠ニ明瞭デアリマス所長ガ差支ヘアッタ時ハ官等最モ高キ部長ガ代理シ若シ部長ニ差支アッタ時ハ其部ノ官等最モ高キ者ガ代理スルカラ差支ナイ

（村田委員）　部長ノ差支アッタ時ハ官等最モ高キ判事之ヲ代理ストアレバ又部長差支アリト云ハンデモ宜シイ重複ニナリマス

（三好委員）　裁判所長ガ部長トナッタ時ハ部長ノ資格ヲ以テ居リマセンカラ夫レデ重複ト云フガ裁判所長ノ時ハ云フニ及バン

（南部委員）　所長ガ部長トシテ差支アッタ時ハ其部ノ官等最モ高キ者代理スト云フガ所長カ部長ガ差支アッタ時ハ官等最モ高キ者之レガ代理ヲスルケレドモ所長ガ若シ部長デアッタ時ハ所長ノ次ノ人カスルカモ知レヌ疑ヒガアル

（西　委　員）　部長差支アッタ時ハ官等最モ高キ判事ガ代理ヲスルカラ差支ナイ

（三好委員）　所長ガ部長トナッタ場合ニハ其外ニ高イ部長ガアルカモ知レン部員ヨリモ他ノ部ニ高キ者ガアルカモ知レン夫レダカラ所長ガ差支アッタ時ハ他ノ部カラ代理ヲスルカト云フ疑ヒガアルカモ知レン夫レガ明白ニナルカラ修正ニハ及バヌト思フ

（西　委　員）　併シ部長差支アル時ハ其部ノ官等最モ高キ者ガ代理スルカラ重複ニナリマス

（三好委員）　ソンナ疑ヒハ無理ナ疑デアリマス

（南部委員）　無理ナ疑ヒデハナイト思フ

（西　委　員）　其部ノ代理ハ其部デヤランデ外カラ其部へ來ル譯ハナイ

（南部委員）　所長ノ場合ニハドウカト云フ疑ヒガ起リマス

（清岡委員）　其疑ヒハ無理ナ疑デアリマス

（渡　委　員）　他ノ所長ニ關係ハナイ

（西　委　員）　法律ハ成丈明瞭ニシタイ、其部ガ定マッテ居ルカラ部長差支アル時ハ判事ガ代理スル

トアレバ其部ノ人ガ代理スルニ定マツテ居ル外カラ這入ル譯ハナイ

（三好委員） 所長ト部長トハ別デ所長ノ代理ハ部長ガシテ、部長差支ノ時ハ其部ノ者ハ代理スルト云フノデアリマス

（渡委員） 修正スル程ノ理由ガアリマセン

（三好委員） 法律ハ成丈ケ簡明ニシタイ

（村田委員） 所長ニ部長ト云フハオカシイ

（南部委員） 所長ガ一番高イカラ疑ヒヲ起スト思フ

（本多報告委員） 一行ハ行政事務ニ止マリ二項ハ裁判事務ニ止ルノデ却テ判然致シマスト思ヒマス

（委員長） 一項ヅツ決ヲ採テ行キマス、一項ニ付修正案ノ通リニ同意ノ方ハ起立ナサイ

起立　三名

（委員長） 少數ニ付原案ニ決シ次ニ二項ハ異論ナケレバ原案ニ決シテ次ニ移リマス

第三十三條朗讀

第三十三條　地方裁判所ハ民事訴訟ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス

第一　第一審トシテ

（イ）金額若クハ價額ニ拘ラス政府（中央政府ト其配下ノ官廳トヲ謂ハス）ヨリ爲シ又ハ之ニ對シテ爲ス總テノ請求

（ロ）金額若クハ價額ニ拘ハラス官吏ニ對シテ爲ス總テノ請求但其請求公務ヨリ起リタル時ニ限ル

（ハ）其他區裁判所若クハ特別裁判所ノ權限ニ專屬スルモノヲ除キ總テノ請求

第二　第二審トシテ

（イ）區裁判所ノ判決ニ對スル控訴

（ロ）區裁判所ノ命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

（尾崎委員） 三好サンニ御尋ネ致シマスガ、一審、二審トアリマスガ大審院ノ裁判ヲ以テ終審ト致シマスカ

（三好委員） 矢張リ控訴院ニモアリマス

（西委員） 一審、二審トハ控訴院ガ二審デアリマスカ

（三好委員） 恰度區裁判所ノ裁判ガ一審ナレバ地方裁判所ガ二審、控訴院ガ終身、地方裁判所ガ一審ナレバ控訴院ガ二審、大審院ガ終審デアリマス、卽チ三番目ガ終審デアリマス

（尾崎委員） 地方裁判所カラ起レバ控訴院ガ二審デアリマスガ所ガ二審ノ裁判所デ終審トシテ裁判確定シテ大審院ノ破毀ニ拘ハラズ二審デ執行ハ矢張リヤリマス、ソレハドウナリマスカ

（委員長） ソレハ訴訟法ニ定メテ執行ハ致シマス

（三好委員） 今迄始審、終審ト云タヲ一審、二審ト修正ニナリマシタ

（鶴田委員）　裁判ノ執行ハ終審迄ヤッテノ上デスカ

（三好委員）　確定スレバ一審、二審ニ拘ハラズ執行シマス

（尾崎委員）　控訴ノ裁判ガ濟メバ大審院ノ破毀ニ拘ラズ執行シナケレバナランカ、其處ハドウカ

（委員長）　二審デ確定スレバ執行スル、三審ハ法律ノ場合ニアルノデ

（南部委員）　執行ハ一審二審ニ拘ラズ確定スレバ執行致シマス

（尾崎委員）　ソレナレバ宜シイ

（南部委員）　私ハ修正ハ不同意デアリマス、區裁判所ノ判決命令ニ從テ區裁判所若クハ總テノ請求ト云フコトニナルト最早仕舞ノ「ロ」「ハ」ハイラヌ樣ニナリマス

（清岡委員）　然ウナリマス

（三好委員）　一寸報告委員ノ說明ヲ御聽ナサイ

（本多報告委員）　總テト云フ字ガ惡ケレバ換ヘルコトモ出來マス、併シ「ハ」ハ地方裁判所ノ全體ヲ管轄スベキ所ノ權限デアリマシテ「イ」「ロ」ハ取除ケニナリ、特別ニ定メタモノデ御座リマス、故ニ初メニ以テ來テ區裁判所ノ項ヲ立テ金額ニ制限ヲ付ケズ、次ニ以テ來テ其項ト同ジ樣ニシタノハ變體ノモノヲ前ニシ、本體ヲ後ニスル如キ順序ヲ違ヘテ居リハシナイ

（清岡委員）　總テノ請求ト云フコトテ括テ仕舞テ宜シイ

（三好委員）　跡ハ取除ケモノデアリマス

（小松報告委員）　訴訟法デモ然ウ書テアリマス

（鶴田委員）　修正ニ御同意致シマセウ

（委員長）　「額」ノ字ハ如何デスカ

（小松報告委員）　前ニ額ノ字ガ書テアリマシタカラ一體「格」ノ字ヲ好ミマシタケレドモ二十條ニ「額」ノ字ニナッテ居リマスカラ額ニシマシタ

（委員長）　ドチラガ多ク用ユルカシラン

（村田委員）　「格」ト云フ字ヲ「額」ノ字ニ改メマシタ

（委員長）　然ウナレバ皆ナ「額」ノ字ニシテ仕舞ウカ宜シイ且一審ノ所迄續テ議シマセウ

（鶴田委員）　之ハ行政裁判ノ支配デアルガ是迄金額ニ拘ラス行政裁判ニ持出ス者モアリ持出サヌモノモアリマスガ、請負ノ如キ秣場ノ爭ヒノ如キ一寸戸長共ガ印ヲ捺シ保證シテ印鑑ガ廻テ以前ノ印鑑ト同シモノト思テ保證シタカ全ク間違テソレガ證據ニナッテ裁判ヲシテ大變迷惑シテ行政裁判トシテ償ヲシタコトガアル、然ルニ官有地、借地爭ヒ抔ハ是レガ斯ウナッタ以上ハ皆普通裁判所ヘ持テ行キマスカ

（委員長）　印ノ認メ方抔ハ行政裁判所ヘ持テ行ヘキモノデハナイ、當然權力ヲ以テシタニ當人ガ權力ヲ害セラレタモノハ行政裁判官テナケレバナラランガ、唯ダ其者ガ誤テ公務ノ上カラ爲スヘカラサルコトヲシタト云フ樣ナルコトハ矢張單純ナル裁判所ヘ出テ裁判スル、行政裁判ノコトハ御案內デモ

アリマセウ、假リニ云ヘバ其様ナモノデアリマス

（鶴田委員） 是レカラハドウ御定メニナリマスカ

（委員長） 之ハ行政裁判所ノ出來ヌ以上ハ矢張リ玆ニ出テ來ルニ違ヒナイ、行政裁判所ノ區域ハ歐羅巴デモ何處デモ裁判所デ見分ヲスルノデアリマス

（尾崎委員） 今デモソレヲヤツテ居リマス、別ニ仕様ハアリマセン

（委員長） 限リノ付テ居ルノハ行政裁判所トシテ宜シイ

（清岡委員） 總テノ請求デハドウモ區別シナケレバナリマスマイ

（委員長） 之ハ區別センデモ宜シイ

（清岡委員） 併シナガラ假令ハ船舶裁判所トカ何裁判所ト云フ様ニ取除ケヲシテ之ハ取除ケナシニ玆デ政府ニ係ル總テノ請求ト云フ様ニシテ置ト誠ニ困ルコトモアリマスマイガ、行政裁判所ノ無イ間ハ一切此處デ、ヤランナラン、ソレハ六ケ敷デセウ

（委員長） 他日行政裁判所ノ出來ル間ハ今ノ行政裁判見タ様ニ裁判ノ上デ見分ケヲスルヨリ外ニ仕方ガナイ

（鶴田委員） 政府又ハ官廳ニ對シテトハ政府或ハ官吏ニ對シテモ此ノ官吏ト云フモ一個人ノ資格デナク公務上デアリマス、政府又ハ官廳官吏モ同シニナリマスガ、此「イ」「ロ」ハ何ウ云フ差別ニナリマスカ、私ノ想像デハ政府又ハ官廳デ、司法省ナレハ司法省ト云フ大キナ一大團結シタ者ニ請求シテ來ルノガ「イ」デ何ノ某ト云フ官吏ヲ指ス時ハ「ロ」ト云フ様ニ文字上解サレテ居リマス實際モウ一ツ考ヘテ見ルニ官吏ノ居ル所ハ官廳ニナリ、官廳ニハ必ラス官吏ガ居ル、官吏ニ對シテ請求シテモ官廳ニ對シテ請求シテモ同ジテ、「イ」「ロ」ノ差別ガ分ラヌト思フ

（尾崎委員） 實際ノコトハ官林或ハ秣場等ノ事ニ付民有ナリ官有ナリト云フ爭ヒガアレバ內務省ノ指令ヲ請フテ內務省ヲ相手取テスル、夫レガ卽チ官廳ニ對スル方ニナリ、又一項ノ役人ガ自分ノ權內デ稅ヲ過分ニ取立テタル如キ、一方カラ請求スル戶長ニ對スルハ官吏ニ對シテトナリマス

（委員長） 官廳ヲ相手取ルハ「イ」ノ方デ官廳ニ向テ爲シ、又「ロ」ノ方ハ私ガ失策スルトカ或ハ司法省參事官ガ失策スルトカ云フ人ニ對シテノコトデ此ノ區別ガアリマス

（三好委員） 舊ノ原案カラ二個ニ分ケテアリマシテ日本訴訟法草案ニモ二ツニ分ケテアリ兩方トモ二ツニ成テ居リマスガ、現ニ向フカラ訴テ來ル時ハ或ハ官吏ノ失策ヲ其所屬シテ居ル官廳カ責ニ任セナケレバナランコトガアルカモ知レン。訴テ來ル時ハ或タ或ル警察官トカ執行吏トカ云フ様ナル者ヲ相手取テ來ル時結合體ノ無形人トシテ相手取テ來ル時ト、現ニ取扱フ者ノ相手取テ來ル時ノ區別ヲシタモノト思フ

（鶴田委員） 然ウ、ダラウト思フ

（尾崎委員） 修正ト原案ノ區別ハドウデ御座イマス

（本多報告委員） 一ハ官吏ニ對スル時二ハ官廳ニ對スル時ニナリマス

（委員長） 修正案ヲ採ルカ原案ヲ採ルカ決シマセウ修正案ヲ採ルニ同意ノ方ハ起立ナサイ

起立　六名

（委　員　長）　多數ニ依リ修正案ヲ採ルコトニ決シマス

（三　好　委　員）　修正案ヲ御採リニナッタ以上ハ一寸申シマスガ「ハ」ノ裁判所若クハ特別裁判所ノ權限ニ專屬スルトアル「專」ノ字ヲ書クト幅ガ狹クナッテ差支ガ起リマスカラ專ノ字ヲ削リタイト思ヒマス

（南　部　委　員）　聊申上タイガ訴訟法ノ時ハ專屬ト云フコトハ別ニシマシタハ訴訟人相互ノ意見ヲ以テ双方協議シテ假令ハ區裁判所ヘ行クノヲ直ク地方裁判所ヘ行キ、又地方裁判所ヘ行クノヲ止シテ區裁判所ヘ行キ訴訟人ノ契約カラ管轄ヲ換ヘルコトガ出來ル、所デ專屬ノ場合ニ於テハ決シテソレハ出來ヌ、專屬ノ場合ト申スハ或ハ財產ニ關スル訴訟斯ウ云フモノハ訴訟人双方ノ承諾ヲ以テ管轄ヲ別ノ所ヘ持テ行クコトハ出來マセン、ソレヲ訴訟法案ニ專屬ト云テアリマス

（委　員　長）　玆デ削テモ亦先ヘ行テ重複スルト往カヌカラ次ノ第二審ニ移リマセウ

（三　好　委　員）　命令判決デ宜敷ウ御座リマスガ「ベツセリス」ガ決定「ベリフリング」ガ命令デアリマスガ

（委　員　長）　獨乙文ト英吉利西文ト名ハ違ヒマセンカ

（小松報告委員）　英吉利西デハ「オルダー」ト云フヨリ外ニ使ヒマセン

（委　員　長）　外國人同士ガ集リタ時決シタノガ宜敷イ左モナクシテ今換ヘルト英吉利西學者ノ力强ヒ者ガナイト工合ガ悪ヒダロウ

（村田委員）　命令ノ中ニ決定ト云フモノガ包含シテ居ルノデアリマス

（委　員　長）　之ハ飜譯局ト能ク相談シテ「カルクード」ニモ相談シテシナイト文章ニ書ケナイカモ知レンカラ

（小松報告委員）　其御命ガアレハ飜譯局デ拵ヘテ貰ヒマセウ

（三　好　委　員）　英文ニ無イカラト云テ削ラレタノハ甚タ困テ居ルト云フコトデ以前ノ會議ノ時ハ定メラレタモノガアル樣ニ思ヒマス

（委　員　長）　彼ノ時ノ會議錄ガ無イカラ分カラヌガモウ一應調ベテ愈々悪ヒナレバ加ヘルトカ英文デ一ツデモ日本文デハ二ツニ書クト定メナケレバナラン、ソレヲ定メルニハ日本文ト歐文ト合フ樣ニシナケレバナラン

（小松報告委員）　ドウシテモ「オルター」ヨリ外ハアリマセン「オルター」ハ決議命令ヲ含タモノト考ヘマス

（委　員　長）　ソコガ確ト定マラヌト工合ガ悪ヒ

（小松報告委員）　「カルクード」ニ就テ出浦カラ特別ニ字引ヲ引テ是非斯ウシナケレバナランカト聞クニ然ウダト云フノデ

（委　員　長）　已ニ彼レ丈ケノ人數ガ來テ定メタカラ原文丈ケハ成丈ケ動カサヌヨウ、若シ動カスナラレタモノガアル樣ニ思ヒマス

レバ皆カ知テ當然ジヤト思ハンデハ動カサヌ樣シタイカラ

（小松報告委員）「カルクード」ハ決定命令デモ「オルダー」ヨリ使ハヌト云フ

（委　員　長）「カルクード」ノ云フノモオカシイ

（三好委員）建言シマスカ英文ニ字カナイカラト云テ夫レデ日本ノ文字ヲ使フコトハナラスト制限セラレテハ大變日本ノ立法家ニ困ル所カアラウト思ヒマスカラ日本ノ文字デ適當トスレハ飜譯ノ方デモ、ドウデモ書クト云フコトニ致シタイ

（委　員　長）アトハ宜敷イガアレ丈ケノ人數ガ保證人ニ立テ居ル樣ナモノダカラ彼ノ人等ガ相談シテ宜イト云テ決シタノハ成丈ケ存シテ置キ度イ左モナイトアレ丈ケノ外國人ガ集リテ決シタモノヲ解釋ノ仕方ガ惡ヒト云テ換ヘルモ宜シクナイカラ

（三好委員）御尤デ御座リマスガ構成法ハ總體ヲ支配スル原則ニ成リマスカラ之レニ無イ字ハ外ニ於テ使ハヌト云フコトニナリマスカラ何卒外ノ法律ニ揭ケナケレバナラン場合モアレハ此ノ法律ハ玆デ立テ居テ貰ハナケレバナラントト云フ希望ガアリマス

（委　員　長）之レハ第一飜譯局デ一定ノ見込ヲ定メテ、「カルクード」ニモ相談シ、又構成法ノコトハ「ロエスレー」ニモ相談シテ愈々英吉利西ニハ之レヨリ字カ無イトスレハ構成法ノ第三十三條ノ所ニ書イタ字ハ英吉西文デ何ント云フトカ法律字書デモ著ハシタ上デナケレハ換ヘント云フ豫備ヲシテ、ソレカラ換ヘント往クマイト思フ

（三好委員）只今ノ御主意ニ從テ致シマセウ

（委　員　長）決定ト云フ字ハ獨逸デハ何ト云フ字デス

（小松報告委員）「ベシルス」ト云フ字デス

（三好委員）以前ノ原案デモ上訴ト云フ字ヲ使テアリマシタガ英吉利西ニ無イ爲ニ使テナラヌト云フコトニナリマシタ

（委　員　長）判決命令ノ字ヲ書クト云テモ往クマイト思フガ

（三好委員）第二審ニシテハ一ツデ區裁判所ノ裁判ニ對スル上訴ト云ヘバ「イ」「ロ」ハイラヌ一ツデ宜シイケレドモ上訴ト云フ字ガ無イト云フモノテ二ツニナリマシタ、他ノ訴訟法治罪法モ皆上訴ヲ換ヘナケレバナラン

（委　員　長）三好サン貴君一ツ今ノ樣ナ字ハ箕作サントカ相談シテ文字ヲ作テ箕作サンガ同意ナレバ「カルクード」トモ相談シテ適當スル字ヲ引出シテソレガ無ケレバ此法ニ在ル字ヲ書クト相談スル豫備ヲシテ下サイ

（三好委員）然ウ致シマセウ

（委　員　長）決定ト云フ字ハ兎ニ角入レナケレバナランカ

（西　委　員）上訴ト云フ字ガアレバ一ツデ宜敷イ

（三好委員）委員長ノ云フ通リ字引ヲ捲ヘテ置ケバ宜敷イ

（西　委　員）　元來上訴ト云フ字ハ從來アルノデアリマスカラ英國ニ無イ爲ニ廢スルト云フハ難儀ナモノデアリマス

（委　員　長）　此ノコトハ夫レヲ定メテノ上ニ決スルコトニ致シテ次ニ移リマス

第三十四條朗讀

第三十四條　地方裁判所ハ刑事訴訟ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス

第一　第一審トシテ

區裁判所ノ權限竝大審院ノ特別權限ニ屬セサル總テノ刑事事件

第二　第二審トシテ

（イ）區裁判所ノ判決ニ對スル控訴

（ロ）區裁判所ノ命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

（清岡委員）　之レコソ裁判權ニナルノデスカ

（委　員　長）　矢張リ今ノ通リニシテ次ニ移リマセウ

第三十五條朗讀

第三十五條　地方裁判所ハ破產事件ニ付一般ノ裁判權ヲ有ス但區裁判所ニ附與セシ限定シタル裁判權ハ此限ニ在ラス

又地方裁判所ハ破產事件ニ係ル區裁判所ノ判決及命令ニ對スル控訴及抗告ニ付裁判權ヲ有ス

（鶴田委員）　之ハドウデモ換ヘナケレバナラン

（委　員　長）　組合委員ノ方ノ意見ヲ聞クガ決定シタ處分權ヲ有ストナツテアレバ執行限リト云フ譯ニナル然ウスルト區裁判所ニ許サレタ二百圓以內ノ處分ニ就テハ矢張リ分散處分ト云フ如キ者モアルノデ相談ツクデヤル如キ裁判ハ金額以內デヤル覺悟デアリマシタカ

（小松報告委員）　勿論左樣デ

（南部委員）　抗告ニ付テ處分權ヲ有スデハ愈々分ラス

（村田委員）　權限ガ異テ來マス

（小松報告委員）　昨日出浦カラ說明シタ通リ破產事件ノ裁判ハシナイ「コンクルス」ト云フコトデアリマス

（西　委　員）　貳百圓以下ハ裁判スル制限ガアルノデ其內破產事件モスルコトニ定マツタ、然ウスルト貳百圓以上ハ無論地方裁判所ヘ持テ來ルカラ破產事件處分ノ抗告ノ取扱サヘ玆ニ分ケテアレバ盡クルノデアリマス

（三好委員）　裁判ノ方ナレバ三十三條ノ方デ之レハ矢張リ本案破產事件ノ裁判控訴致シマス手續丈デアリマス

（西　委　員）　破產事件ノ裁判執行ヲ區裁判所デスルハ當然ノコトデアリマス

（清岡委員）　昨日三好サンノ御話ニ執行ハ區裁判所デ總テヤルト云フガ

（**三好委員**）左様デス破産事件ニ限ラス民事執行ハ區裁判所デヤリマス

（**清岡委員**）家屋明渡等ノコトガアツテモ總テヤルトナレバ破産事件ハ其事ヲ明瞭ニシナケレハナラン、唯ダ之ハ破産事件ヲヤルト云フノデ二百圓ノ破産事件ハヤルト云フケレドモ明文ハナイ、又破産事件ハ實際ナイト云フケレドモ二百圓以上ノモノハ地方裁判所デヤルト區裁判所デ二百圓以下ノモノハ破産事件ノ裁判スレバ從テ執行手續モ無論スルシ、又總テ民事裁判執行ハ區裁判所デヤルト明瞭ニシテ置カヌデハ大變迷ヒヲ生ジテ來ル、裁判ト手續トごつちやニナツテ顛ル不安心ト思フ

（**三好委員**）一般民事ノ執行ト破産事件ノ處分ト云フモノハ別ニナツテ居ルノデス故ニ一般民事ノ執行ハ大審院ノテモ何所ノテモ區裁判所デ執行シマス

（**委員長**）南部サン、訴訟法ニハ破産事件ハドウナツテ居マスカ

（**南部委員**）斯ウ云フ手續ア、云フ手續ト云フコトハアリマセン

（**三好委員**）執行ノ部ニナツテ居リマス

（**委員長**）茲デ能ク定メテシナイト本統ニ獨逸ヤ英吉利西見タヤウニ一種ノ「バンクロフ」ハ商事モ民事モヤル人ガ違フヤラ其コトヲ何レニ據ルカ決定シテ、ソレカラ愈々「バンクロフ」ト云フモノト、佛蘭西ノ「バイト」ト云フモノト處分ノ仕方ヲ決メナケレバナラン

（**三好委員**）此間「モツセー」ニ聞マシタガ、破産法ト云フモノヲ「ルードルフ」ガ起案スルコトニ委員長カラ託セラレタガ恰度商事ト民事ト兩方支配スベキモノヲ「ルードルフ」ガ起案スルコトニナツテ取掛ツテ居リマシタ、其事ニ付テ彼方（アツチ）ハ商事丈ケニナツテ民事ハ關係ナイト云フ「モツセー」ハ訴訟法ヲヤルニシテモ關係ガアルカラ御決メ下サレタイ、矢張リ自分ハドウシテモ商事バカリデハナイ、民事上ノ身代限モ商業上カラ起ル身代限モ共ニ支配スル法律ヲ立テラレタイ意見デアルト、ソレデ「ロエスレー」ト度ヒ々々議論スルケレドモ始終意見ガ合ヒマセン實際上カラ考ヘルニ、ドウシテモ然ウデナケレバ往クマイト思フ、ト云フモノハ執行上ニ付テ民事ノ方ノ身代限ガナイト、始終先ニ押ヘラレテ、大變不都合ナコトガ起ル、民事ノ身代限リガナイカラ先取々々ト云テ、取テ仕舞フ、商事ノ方ハ大變困難ヲ生スル、政治上カラモ身代限ヲシタ者ハ參政權ヲ失ヒ民事ノ方ハ失ハヌト云フコトガアツテハ不都合ダカラ自分ノ考ヘハ商事民事共ニ支配スヘキ法ヲ御立ニナルコトヲ熱望スルト申シテ居リマシタ

（**委員長**）ソレハ直接ニハ聞マセンガ、小松サンカラ聞マシタ、私モ餘程考ヘテ居ルガ併シアレハドウモ行（ヤ）レマイト思フソレハ以前條約改正決議ノ前ニ井上カラ賴ンダラウト思フ、彼ノ草案ヲ出シテ來タノダラウカ內閣ノ會議デ破レタノテ、丈外國政府ニ見セルト動產法ガ書加ヘテアツテ、ソレガ往カヌト云フコトデ「ロエスレー」「ボアソナード」モ居リ、六項ニ限ラレテ、ソコデ消滅シテ是レカラ先キ一步進タ時ヤルハ宜イカ知レンガ「モツセー」ト三人定マレバスルダロウガ「ボアソナード」モ共積リ「ルードルフ」モ共積リデ居ルソレヲ纏メルハ餘程六ケ敷イカラ矢張リ前ノ通リ行ハル、ヤウニシテ置タ方ガ宜カラウ之レヲ一旦施行シ

テノ上不用トナッテカラ其時換ヘルトシタ方ガ宜カラウ

（鶴田委員） 二十二條ノ破産法ハ特別ニ立ツルト云フ見込デアリマシタラウカ

（委員長） 二十二條ヲ決シタノハ區々デ「ルードルフ」ハ獨逸流儀「ボアソナード」ハ佛蘭西流儀デ仕様ト云フ積リデアリマシタラウ

（三好委員） 「ルードルフ」ノ考ヘデハ別ニ立ツ積リデアッタニ相違アリマセン、無償事件破産事件等區裁判所デ十八條十九條ニ分ケテ其規則ニ限テ何モ箇モヤルコトハ出來ヌト「カルクード」ヤ「ボアソナード」モ同意シタト思ヒマス

（委員長） 悉ク別ニスルナレバ地方裁判所デヤラセヌト云フ論ニナリソウデアリマス

（三好委員） ソコハ破産法ト云フモノハ別ニ出來テヤルニモセヨ區裁判所ニハ殘ラスハヤラセンデ金額ニ制限ヲ付テ置クト云フ論デハナイカト思ヒマス、破産法ハ商法ニ組込ムカ別ニスルカハ論及シナカッタト思ヒマス、ソレガ「ロエスレー」カ這入テカラ割付ケラルル時分破産法ハ別ニスルトカ云フ議論カアッタト思ヒマス

（出浦報告委員） 別ニアリマセン

（委員長） ドウ云ウ譯デ承諾シタカ

（出浦報告委員） 別ニ異論ハ無カッタト思ヒマス輒ク受テ參リマシタ

（小松報告委員） 「モッセー」モ申シテ居リマス、皆ノ時定マッタノダカラ早ク廻シテ吳レト催促シテト申マス

（出浦報告委員） 破産法ガ別ニ出來ルト「カルクード」ハ悦ビマス

（委員長） 英吉利西人抔ハ悦ブデセウ破産法ハ商事ニ關スルモノガ多イカラ

（三好委員） ケレドモ「モッセー」ガ此頃ノ話ニ「ロエスレー」トハ誠ニ論ガ合ヒマセント云フ「ロエスレー」ハ實地ノコトヲ考ヘテ吳レンデ自分ノコトバカリ決テ居テスルカラ困ルト申シマス

（清岡委員） 斯ウ云フ譯ニハナリマスマイカ、西洋ノコトハ分リマセンケレドモ此ノ案ニ付テ昨日以來ノ議論ヲ考ヘテ見ルニ原案ノ儘モ利益ガ多ク又修正說ヲ聽ケハ便利モアル故ニ二ツヲ置クコトニシタナレバ曖昧タルコトハ悉皆除ケルト思フ、依テ二十二條ハ原案ノ儘ニシテ二十二條ノ下ヘ今一ツ二十三條ヲ新タニ設ケテ區裁判所ハ破産事件ノ手續ニ付テ處分權ヲ有スルトシテ三十六條ニ以テ行ッテ「地方裁判所ハ破産事件ノ區裁判所決定及ヒ命令ニ付テ裁判權ヲ有ス」ト云フ條ヲ置キマシタラ、きつちり合テ曖昧ノコトハ無クナルト思フ

（委員長） 清岡サンノ御說ノ樣ニ何方ヘモ行ケル樣ニシテ置テハ如何デセウ、ソレデ私ノ考ヘデハ私一人デ「ロエスレー」ニモ氣ヲ引テ見テ折合ヒサウナレバヤルコトニシヤウシ、六ケ敷イ議論ナレバ思ヒ切テドウスルトモ後チニ決メマセウト思フ

（村田委員） 除ケタ方ガ宜カラウト思ヒマス

（南部委員） 訴訟法ノ執行ノ方デ行ケマス

（委　員　長）　本多サンハドウデスカ

（本多報告委員）　成ルベクハ存シテ置度イガ本ガ固クナケレバ迷ヒヲ生シマスカラ除ケタ方ガ宜イト思ヒマス

（三好委員）　今此處デ除ケテモ執行ノ方デ行ケル積リデ御座リマス

（委　員　長）　ソレデハ姑ク假リニ三十五條ヲ削除ニ決シテ次ニ移リマス

第三十六條朗讀

第三十六條　地方裁判所ハ無訟事件ニ係ル區裁判所ノ裁判ニ對シ法律ニ定メタル場合ニ於テ爲シタル抗告ニ付裁判權ヲ有ス

（委　員　長）　異論ナケレバ原案ニ決シテ次ニ移リマス

第三十七條朗讀

第三十七條　地方裁判所ノ此他ノ權限並ニ其裁判權ヲ行フノ範圍及ヒ方法ニシテ此法律ニ定メサルモノハ破産事件及ヒ區裁判所ノ裁判權ニ屬スル無訟事件ニ關スル特別法並ニ訴訟法ニ之ヲ載ス

（鶴田委員）　「破産事件」ト云フ所ハ削除シテ宜イ

（尾崎委員）　「破産事件及ビ」ハ除イテ宜イ

（委　員　長）　「破産事件及ビ」ハ削除ニ決シ次ニ移リマス

第三十八條朗讀

第三十八條　司法大臣ハ地方裁判所ト其管轄區域内ノ區裁判所ト遠隔ナルカ若クハ交通不便ナルカ爲メ至當ト思量スル時ハ其地方裁判所ニ屬スル刑事事務ノ一部分ヲ取扱フ爲メ一若クハ二以上ノ刑事支部ノ設置ヲ命スルコトヲ得且司法大臣ハ此支部ヲ開クヘキ區裁判所ヲ定ム

支部ヲ組立ルニハ之ヲ設置シタル區裁判所若クハ近隣ノ區裁判所ノ判事一人ヲ用ユルコトヲ得此判事ノ選用ハ司法大臣ニ屬ス

司法大臣ハ支部ニ勤ムヘキ豫審判事及ヒ檢事ヲ命ス司法大臣ハ支部ノ本部タル地方裁判所ノ管轄區域内ノ區裁判所判事ニ豫審判事ヲ命スルコトヲ得但其判事ハ地方裁判所判事タルコトヲ得ルノ資格ヲ具フル者ニ限ル

代理ニ關スル第三十二條ノ條項ハ刑事支部ニモ亦之ヲ適用ス

（南部委員）　支部ト云フハ地方裁判所支部デアリマセウガ之レハ民事支部刑事支部トシナケレバナラント思フ

（三好委員）　左樣デス民事支部、刑事支部トシナケレバナリマセン

（村田委員）　刑事許リデハ狹クナリマスカラ修正ヲ贊成シマス

（委　員　長）　刑事ヲ除クノ理由ハ先立テ一寸御話ノアッタ區裁判所ノ權限ヲ擴メル百圓ヲ三百圓ニスルコトデアッテ之ガナイト餘程困リマスゼ

（西　委　員）　地方裁判所ノ支部デアレバ其内ハ民事課刑事課ト云タ方カ宜イ

（三好委員） 部ノ岐レデアリマス、尚ホ修正説ヲ提出シマス、一體刑事支部トアルノヲ削ルト云フ修正ヲ出シテアリマスカ之レハ矢張リ刑事ヲ削ラスニ、却テ「民」ノ字ヲ加ヘル方ガ宜イ、依テ更ニ民刑事支部ト致シマス

（細川委員） 削タノデ宜クハ御座イマセンカ

（三好委員） 疑ヒガ起リマスカラ

（委員長） 疑ヒトハ

（三好委員） 地方裁判所支部ト云ハナケレバナラン、卽チ地方裁判所中民事部、刑事部ノ岐レデアリマスカラ

（委員長） 裁判所ノ支部デハナイ其部ノ支部デアルト云フコトデスカ

（三好委員） 左様デス

（委員長） 民、刑事務ト書テ宜サソウナモノデス

（出浦報告委員） 或ハ民事、刑事トセラルレバ宜シイ

（委員長） 「民、刑事支部」ト云フニ御異存ナケレバ一項ハ修正ニ決シテ二項ニ移リマス

（南部委員） 二項ノ「一人」ヲ削ルガ宜イ

（委員長） 二項ノ「一人」ヲ削ルニ決シマス

（清岡委員） 刑事ハ豫メ事務ガアルト云フコトガ知レテ居テ出掛ケテ行テ支部デヤレバ宜敷イガ、民事ノ方ハ然ウデナイカラ之レハ餘程困難デアラウト思フ、ドウ云フ理由デ民事ヲ御削リニナリマシタカ

（三好委員） 刑事ノ方ハ官ノ費用ニモ關スルカラ殊ニ罪人ヲ引張テスルノダカラ出來ルガ民事ノ方ハ苦シモウガ、ドウシヤウガ人民丈デアルト云フ論デアリマシタ

（西委員） 訴訟ガ豫メ定マッテソレカラ出テ行クノデセウ、一月カラ三月迄何件其マツタトシテ行クノデセウ

（三好委員） 支部ヲ開クサ待テ居レ若シ待ツコトノ出來ン者ハ本廳ハ出テ行ト云フノデス

（出浦報告委員） 「一人」ヲ御削リニナリマシタガ一人ノ要ル所以テ御說明ニナリマセンカ

（三好委員） ソレハ未ダ說明シマセン

（出浦報告委員） 一人ト云フハ餘程意味ノアルコトデ、支部モ合議制ニナリマス積リデアリマスガ、區裁判所ノ判事ヲ以テ二人、或ハ三人ノ合議制ヲ以テシテハ溜ラヌ、區裁判所ノ判事ハ一人外入レルコトハナラヌゾト云フ精神デ、一人トシタノデアリマス

（三好委員） 區裁判所判事ハ極ク詰ラヌ者ト看做サレタコトニナッテ居リマシタ、ソレデ此修正ニ一人ヲ削タ理由ハ區裁判所ノ判事ト始審裁判所ノ陪席判事ハ同樣ノ資格ナノデアル皆試驗ヲ經テ相當ノ順序ヲ經、豫備判事トナリ、然ウシテ本判事トナッタ者故同ジ者デアリマス、ソレカ集テ三人トナッタ以上ハ合議體ノ裁判權ヲ有シ、又岐レテ一人トナッタ時ハ單獨ノ裁判官ニナルト云フコトデ、少

シモ異ナルコトハナイモノト見テ貰ヒ度イト云フ主意カラ、集テ三人ト成タ時ハ卽チ民事部刑事部ノ力ヲ持ツト斯ウ云フコトデ決シテ一人ト云フコトニ拘泥スルコトハナイト云フコトカラ削リマシタ

（清岡委員） ソレデ削リマシタカ、ソレハ資格ノアル者デ御定メ次第デアリマス分界ヲ付ルコトハ要ラヌケレドモ區裁判所判事地方裁判所判事ト云テ別段ニ差別ヲ付テ置クト達ヒガ出來ル

（南部委員） 費用カラデセウ

（三好委員） 勿論費用カラデス

（尾崎委員） 區裁判所ノ判事ハ三年或ハ五年ヲ經ナケレバ地方裁判所ノ判事ニナレマセン

（三好委員） 彼ノコトハ先キヘ行テ削除ノ修正ヲ出ス積リデアリマス

（尾崎委員） 彼レヲ削レバ宜敷イ

（清岡委員） 大審院ヘハ行クトカ控訴院ヘ行クトカ云フコトガアツテハ往カン

（三好委員） 控訴院以上ハ別ニシテ始審ト區裁判所ハ同シ者ニシマス

（西　委　員） 高等試驗法デモ一年半試補判事デソレカラ判事トナルノデアルガ

（三好委員） 今ノ試驗法ハ全ク變ハルモノデ御座リマス

（西　委　員） アレカラ成タ判事ハ必ラズ治安ニ居ランデハナラント定レバ却テ後チニ困ルデセウ

（三好委員） 同一ノ人間ガ澤山アツテ仕方ナシニ判事試補ガ日傭取ニ馳出ス位多ヒ所デ幸ヒ法律ハ定メテナイ、始審裁判所判事ト區裁判所判事ト同シ資格ダカラ都合ハ宜イ、之レヲセヌト限ラレルト日本ノ人ノ少イ所デ非常ノ不便ガ起リマス

（清岡委員） 地方裁判所ヘモ區裁判所ヘモ勝手ニ行ケルト云フト困リマス

（三好委員） 始審裁判所ノ判事ト區裁判所ノ判事トごつちやニナルノデハナイ、區裁判所ノ判事デ居テモ始審裁判所ノ判事ト同樣ノ俸給モ貰ヘルコトニナリマス、必ラズ百圓ニナレバ否ヤデモ應デモ大審院ヘ行カナケレバナラントスレバ究竟デアリマス

（清岡委員） 未タ年限ガ足ラヌカラ往カント云フコトハアリマセンカ

（三好委員） 然ウ云フコトハナイ、假令ハ區裁判所ニ細川サント清岡サンガ御イデニナリ、清岡サンハ陪席ニ御イデナサルコトカアルモ俸給モ等級モ同シコトデアルケレドモ、細川サンハ老練デ區裁判所ノ事務ニ馴レテ居ラレ、區裁判所ニハ老練ノ人ガ居ラナケレバナラン、然ルニ何等以上ハ始審デナケレバナラヌトスルト區裁判所ハ若イ判事許リデ老練ノ人ガナクナリ下手（ヘボ）ノ者許リ居ル所トナルト誰レモ居ラナクナリ從テ事務ニ差支ヲ生ジ經濟上ニモ不都合ヲ生ジマス之ハ是非構成法デ御定メヲ願ヒタイ

（委　員　長） 第二ノ「一人」ハ削ルコトニ決シ、ソレテ第三第四ハ一緒ニ決シマセウ之ハ原案ニ決シ次ニ移リマス

第三十九條朗讀

第三十九條　地方裁判所ニ於テ訴訟法及ヒ治罪法ニ依テ法廷ニ於テ審問判決スヘキ總テノ事件ハ三

人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ之ヲ審問判決ス其三人ノ判事中一人ヲ其部ノ長トス且豫備判事ハ如何ナル事情アルモ二人以上其部ニ列席スルコトヲ得ズ

其他ノ事件ハ訴訟法及ヒ治罪法ノ定ムル所ニ從ヒ判事之ヲ取扱フ

（委員長）「事情」ハ「事實」トシタケレドモ矢張「事情」ガ宜イト云フコトデアリマスカラ「事情」ト云フコトニシマセウ、就テ三十九條ハ別ニ異議ガナケレバ四十條ニ移リマス

第四十條朗讀

第四十條　各地方裁判所ノ檢事正ハ檢事局ノ總テノ事務ヲ指揮分配及ヒ監督ス但檢事局ノ其他ノ檢事ハ何レノ事件ニ付テモ特別ノ許可ヲ受ケスシテ檢事正ニ代ハリ事務ヲ取扱フノ權ヲ有ス

（清岡委員）少シ混雜スル樣デアリマスガ是レデ宜ウ御座イマセウ併シ何時デモ勝手ニ許可ヲ受ケズシテヤル樣デハ主人ガ二人出來タ樣ニナリマセウ、自分ノ机ノ前ヘ來ルモノハ勝手ニヤルヤウデハ混雜シハスマイカ、實際ハ約束シテ、區裁判所ノ取扱ニ屬スルケレドモ四拾條ノ明文丈デ見レバドウモ混雜スルト思フ

（尾崎委員）特別ノ許可ヲ受ケンデモ一人ノ許可ヲ受ケナケレバナラン

（三好委員）檢事ハ判事ト異テ代理法ヲ設ケズ誰デモ特別ノ委任ナシデスルト云フ全體ノ意味ノ樣子デ御座イマス

（尾崎委員）然ウデ御座リマセウ

（清岡委員）檢事正ト云フ者ヲ置キ監督スルカト思フト許可ヲ受ケズシテ檢事正ニ代テモ宜シト云フ鹽梅デ其邊ガドウモ自カラ約束デモナケレバ煩雜シテ少シ中デモ惡イト勝手次第ニ權ヲ振ウト云フ樣ナコトガアリハシマイカ

（三好委員）此ノ條ノ出テ來タノハ固ト檢事局ノ總テノ事務ヲ分配シ、普通事務ヲ監督シ檢事ハ許可ヲ受ケズシテ總局務ヲ執ルコトヲ得ルト云フ意味デアリマス

（細川委員）出浦サン、英文デモ何レノ事件ニ付テモトアリマスガ、斯ウ云フ意味ニモ大方ナリマセウガ、何レノ事件ト云フノデ何デモト云フノダカラ他ノ檢事ト檢事正ノ權限ニ牴觸シハンセカト見ヘマスルガ、或ル事件ニ付テハトハ解セマセンカ

（出浦報告委員）何レノ事件ト云フノハ指揮分配ニハ關係シマセンケレドモ此文デハ別ニハ見ラレナイ樣デ御座イマス

（鶴田委員）指揮ヲ受ケタコトハ受ケタ通リニシナケレバナラン、受ケナイコトハヤレナイ

（出浦報告委員）之ハ檢事ガ法廷ニ立テ論告スル時分、自分ノ考ヘ通リ論告スルハ宜イガ、先ッ自分ノ意見ヲ檢事正ニ相談シテ居ル樣デハナラントト云フノデアリマス

（委員長）佛蘭西法デハ自分ノ受ケタ事件ニ付テハ自分ノ全權ヲヤルト云フニ見ヘルガ、何デモテハナイ、分配ヲ受ケタ事柄ニ付テ丈デセウ

（出浦報告委員）　自分ノ受持ノ事柄ニ付テモ宜イ、分配セラレテ受ケタ事柄ニ付テモ一々許可ヲ經ナイデ檢事正ノ名義デヤツテ宜イ精神デアリマス

（委　員　長）　原案ノ文字ヲ直シテ貰ヒマセウ

（出浦報告委員）　之レハ原案ノ通リノ飜譯ニナツテアリマス

（委　員　長）　何レノ事件ト云フコトハナイ樣デス

（出浦報告委員）　「エニマタル」ト云フコトハ所有（アラユ）ルト云フコトデアリマスカラ

（委　員　長）　自分ノ權限內ナレバ所有ルト書テモ宜イガ檢事正ノ指揮ヲ受クベキコトヲ受ケズニヤツテモ宜イト見ヘテハ困ル

（出浦報告委員）　ソレデハ困リマス

（渡　委　員）　檢事正ニ代テ所有ルトシテモ實際ノ上ニ差支ハナイガ、法文ノ上ニ於テ衝突ガ出來サウニ思フ

（出浦報告委員）　ドウシテモ衝突ガ出來マス、併シ何トカ書キ樣ガアレバ書キ直シマス

（委　員　長）　之ハ何トカ箕作トモ相談シテ原文ヲ換ヘナケレバナランコトナレバ換ヘマセウ、四十條ニ付テ別ニ異論ガナケレバ次ニ移リマスガ、是テ喫飯ノ爲メ休憩シマセウ

午後零時四十五分開議

（渡　委　員）　檢事正ニ代テ所有ルトシテモ實際ノ上ニ差支ハナイガ、法文ノ上ニ於テ衝突ガ出來サウニ思フ

（出浦報告委員）　ドウシテモ衝突ガ出來マス、併シ何トカ書キ樣ガアレバ書キ直シマス

（委　員　長）　之ハ何トカ箕作トモ相談シテ原文ヲ換ヘナケレバナランコトナレバ換ヘマセウ、四十條ニ付テ別ニ異論ガナケレバ次ニ移リマスガ、是テ喫飯ノ爲メ休憩シマセウ

午後零時五分休憩ス

午後零時四十五分開議

（委　員　長）　第四章第四十一條ニ移リマス

第四十一條朗讀

第四章　控訴院

第四十一條　控訴院ヲ第二審ノ合議裁判所トス

各控訴院ニ一若クハ二以上ノ民事部及ヒ一若クハ二以上ノ刑事部ヲ設ク

（委　員　長）　別ニ異論モナケレバ原案ニ決シテ次ニ移リマス

第四十二條朗讀

第四十二條　各控訴院ニ控訴院長ヲ置ク

控訴院長ノ職務ハ控訴院ノ一般ノ事務ヲ指揮シ其行政事務ヲ監督スルニ在リ

控訴院ノ各部ニ部長ヲ置ク其職務ハ部ノ事務ヲ監督シ其分配ヲ定ムルニ在リ

（清岡委員）　控訴院ノ上ニ「各」ノ字ガアリマスガ之ハアツテモヨシ無クツテモ宜イカ

（村田委員）　前ニモ「各地方裁判所」トアルカラ同シ文面デアリマス

（委　員　長）　異論ナケレバ次ニ移リマス

第四十三條朗讀

第四十三條　事務ノ分配及ヒ結了及ヒ必要ナル場合ニ於テ判事ノ代理ニ付テハ第二十九條第三十條第三十一條及ヒ第三十二條ヲ左ノ變更ヲ以テ控訴院ニ適用ス

（イ）右條ヲ以テ地方裁判所長ニ與ヘタル權ハ控訴院長ニモ之ヲ與ヘタルモノトス

（ロ）右條ヲ以テ控訴院長ニ與ヘタル權ハ大審院長ニモ之ヲ與ヘタルモノトス

（ハ）控訴院ノ判事差支アリテ或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス同院ニ其代理ヲ爲シ能フ判事ナキ場合ニ於テ其事件要急ナル時ハ之ヲ代理スル判事ヲ出スヘキ旨ヲ控訴院長ヨリ其控訴院所在地ノ地方裁判所長ニ通知シ其裁判所ノ判事ヲシテ代理ヲ爲サシムルコトヲ得區裁判所ノ判事及ヒ豫審判事ニハ其代理ヲ爲サシムルコトヲ得ス

（小松報告委員）一寸申シ上マスガ區裁判所ト殊更ニ掲ケルト先刻三好サンノ申シ上タ通リ區別スルヤウニナリ、然ウデナクモ「通知シ其裁判所判事ヲシテ」トアリマスカラ自カラ明瞭ト云フ主意デアリマス

（清岡委員）區裁判所判事ガ地方裁判所判事トナツタ時ハドウシマスカ

（小松報告委員）ナツタ時ハ構ハヌ積リデアリマス

（西委員）地方裁判所デハ區裁判所カラ人ヲ採テ使ヒマスコトガ出來ル、ソレト同ジコトデ御座イマセウ、之ハ修正ニナツタ方ガ宜イ

（南部委員）原案デ宜イ

（清岡委員）地方裁判所ニ區裁判所ノ判事ヲ呼上ケテ代理ヲサセルコトハアリハシマセンカ

（小松報告委員）ソレハナイ積リデアリマス

（清岡委員）代理ヲシテ居ルモノヲ採テ大審院、控訴院ヘヤル都合ニナリマスカ

（委員長）一旦代理ニナツテ又代理ニ使ウコトハ出來ン

（西委員）矢張リ區裁判所ト云フコトハ除ケタ方ガ宜敷イト思フ

（渡委員）修正案ノ通リテ宜敷イ

（鶴田委員）「ロ」ノ所ヘ以テ行ツテ控訴院云々ト云フノハ些トオカシイ

（小松報告委員）其論ハアツタノデスガ止ヲ得ン

（本多報告委員）始審裁判所ノ所ヘ控訴院ノコトガ掲ケテアリマス

（鶴田委員）地方裁判所ノ報告ヲ受ケタル上定メルノナラバ之デ宜敷イガ控訴院長ニ與タ權限ヲ大審院長ニ與ヘルノダカラ少シオカシイ

（委員長）二十九條、三十條、三十一條ヲ大審院ノ所ヘ書クノハ面倒ダカラヤツタニ相違ナイ、ズット最初ノ案ハ二タ通リニナツテ居タ「ロ」ノ點ニ別ニ異論ガナケレバ全部デ決シマスガ

（村田委員）修正案ガ宜イト思ヒマス

（委員長）然ウナレバ修正ニ決シ次ニ移リマス

第四十四條朗讀

第四十四條　控訴院ハ左ノ事項ニ付キ裁判權ヲ有ス

第一　地方裁判所ノ第一審判決ニ對スル控訴

第二　地方裁判所ノ命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告
第三　區裁判所ノ判決ニ對スル控訴ニ付キ爲シタル地方裁判所ノ判決ニ對スル上告
第四　地方裁判所ニ於テ訴訟（民事又ハ刑事）若クハ其他ノ事件ニシテ控訴上既ニ判決シタルモノヲ地方裁判所ニ於テ再審スルコトノ法律ニ定メタル請願
第五　無訟事件ニ係ル地方裁判所ノ裁判ニ對スル法律ニ定メタル抗告

（鶴田委員）　此所ニハ「上告」ト云フ字ガアリマスガ

（出浦報告委員）　之ハ英語ヲ譯シマシタ

（鶴田委員）　第四ヲ削ラレタ理由ヲ承ハリタイ

（小松報告委員）　之ハ一體訴訟法草案ノ手續ニ定メテアリマス再審ノ訴ヘノ手續ヲ生カシタイ精神デ單ニ生カスノミナラズ訴訟法ハ佛蘭西ヨリモ簡便デアリ、寧ロ此條ヲ削テ矢張リ種子ハ獨逸種子デアリマスケレドモ夫レヲ日本訴訟法草案ニ定メタ手續ノ方ガ宜カラウト云フ考ヘカラ削除シマシタ、之デ見マスルト區裁判所デ已ニ判決シタモノヲ地方裁判所デ再審ヲシテ貰フ時ニハ一級上ノ裁判所ヘ行テ再審ノ申立ガ立ツカ否ヤノ判斷ヲ受ケナケレバナラン立テバ同シコトニ二度審問ヲ受ケルコトニナリマスカラ

（村田委員）　此ノ再審ハ原語ノ治安裁判所再審トハ違フ樣デアリマスガ

（小松報告委員）　佛蘭西ノ敬愼願書ノ樣ナモノデアリマス、原案デハ佛蘭西ト獨乙ト折衷シテヤツタノデハナイカト思ヒマス

（出浦報告委員）　之ハ獨乙ノ積リデ出來テ居リマス

（小松報告委員）　純粹ノ獨乙デハ大審院ノ裁判ヲ取消スノ裁判ト唱ヘテ取消シヲ願フ樣ニナッテ居ル、是レデハ敬愼願書ノ意味ヲ含ミマセン、判決シテ貰テ下ノ裁判所ヘ持テ行クコトニナツテ居ル、之ガ行ハレルト控訴院ニ對スルモノハ大審院ヘ持出サナケレバナラン大審院ヘ持出スニハ費用其他ヲ勘定スレバ利益ハナカラウト思ヒマス

（委員長）　三好サン四十四條ノ四項ハドンナモノカ

（三好委員）　元トノ案ニハ御座イマセン唯ダ其再審ト云フモノハ矢張リ上訴ノ性質ヲ帶ビタモノデ其裁判所ヘ直グニスルモノデナイ、再審シテ良イカ惡イカ一級上ノ裁判所デナケレバ判決ハ出來ヌ主意デ入レタノデハナイカト思ヒマス

（鶴田委員）　之ハ事實ニ違タ時ノ再審デ御座イマスカ

（三好委員）　大審院ノ再審ト事實ノ間違タ時ノコトデアリマス

（委員長）　實際行ハレンコトハ仕樣ガナイガ然ウデナイ時ハ之レデ極メテモ宜イ

（南部委員）　之ガ無クテモ控訴デスルコトハナラン、始審デスルコトハナラントト云フコトハアリマセン

（委員長）　何ノ理由デ置タカ、モウ少シ分テカラデモ宜イ

（小松報告委員）　私ハ都筑ニ聞マシタガ元ハ上訴ノ再審ノ訴ヘトハ獨乙ノ訴訟法ニハ這入テ居リマセン

（出浦報告委員）　實ニナイノデアリマス

（委　員　長）　以前定メル時ハ是レ等ハ八釜敷イ議論ガアリソウナモノダガ無カツタカネ

（三好委員）　覺ヘマセンガ「ボアソナート」カ「カアクート」カ誰レカ知テ居リマセウ

（委　員　長）　明後日ハ休ミマスカラ其間ニ出品者ニ能ク相談シテ聞テ見ルコトニシマセウ、依テ四項ハ起草者ニ開テ決定スルコトニシマセウ跡ハドウデスカ

（村田委員）　文字上許リデアリマス

（委　員　長）　夫レデハ次ニ移リマス

第四十五條朗讀

第四十五條　控訴院ノ此他ノ權限幷其裁判權ヲ行フノ範圍及ヒ方法ニシテ此法律ニ定メサルモノハ訴訟法治罪法又ハ特別法ニ之ヲ定ム

（委　員　長）　異論ナケレバ原案ニ決シ次ニ移リマス

第四十六條朗讀

第四十六條　控訴院ニ於テ訴訟法及ヒ治罪法ニ依テ法廷ニ於テ審問判決スヘキ總テノ事件ハ五人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ之ヲ審問判決ス其五人ノ判事中一人ヲ其部ノ長トス

其他ノ事件ハ訴訟法及ヒ治罪法ノ定ムル所ニ從ヒ判事之ヲ取扱フ

（出浦報告委員）　審問判決ト云フコトハ審問裁判ト委員會デ修正ニナリマシタノデ御座イマスガ飜譯局ハ勿論異論ハ御座リマセンガ飜譯ノ修正デナク、原案ノ修正ニナリマスカラ一寸申上テ置キマス

（委　員　長）　原案ニ決シ次ニ移リマス

第四十七條朗讀

第四十七條　各控訴院ノ檢事長ヲ置ク
檢事長ノ權並ニ其他ノ局員ノ權ニ付テハ第四十條ヲ適用ス

（三好委員）　此ノ審問裁判ト云フハ飜譯局デモ修正ニ異論ハナイト云フガ、矢張リ之モ裁判ト云フコトニ決定スレバ、從テ決定、命令、裁判ト云フ字ノアル所モ換ヘナケレバナランコトモ生スル筈デアルガ、然ウスルト別ニ協議デ定メルニハ及ブマイト思フ

（小松報告委員）　先刻御命令ニナリマシタハ命令ト云フハ決定ヲ含ムト云フコトデ御座イマシタガ然ウデナイ、此第五項ノコトハ決定命令デナケレバナラント三好サンノ說デ御座イマス

（委　員　長）　此ノ方ハ夫レテ宜イカモ知レン三十條ノ第二ノ末ヘ區裁判所ニ對スルト云フ字ガアル、其所ヘ決定ト云フ字ヲ加ヘ「決定及ビ命令ニ對スル」ト斯ウシテナイト差支ルガ斯ウダト云ヘバ命令ヲ下スノダカラ、差支ナイト云フコトハ度々承ハリマシタ、併シナガラ「ヲルドル」ヲ決定ト譯シテ宜イカナレバソレハ少シモ御座イマセヌカラ「カルクード」ノ說ニ裁判官ガ斯

イマセン、決定ハ卽チ命令ダト「カルクード」ノ話デアリマス

（委　員　長）　外ハドウデス

（出浦報告委員）「カルクード」一人ノ論デアリマス

（委　員　長）　獨乙ニハ何トアリマスカ

（小松報告委員）「ベシルス」デアリマス

（委　員　長）「ベシルス」ハ命令モ含ミマスカ

（小松報告委員）　含ミマセン

（委　員　長）　英吉利西モ獨乙モ不完全ト云ハナケレバナラン

（渡　委　員）　日本ニ適當ノ字ヲ定メテ宜敷イ

（出浦報告委員）　上訴ト云フ字ガナイ爲メニ引分ケタノデアリマス

（委　員　長）　上訴ト云フ字ノ皆サンノ御意見ヲ聞マセウ

（村田委員）　ナクツテハ困ルト思ヒマス

（渡　委　員）　上訴ハ控訴上告ヲ併セテ云フノデアリマスカ

（尾崎委員）　左樣デス

（西　委　員）　書カナケレバドウナリマセウ

（委　員　長）　上訴ト書カヌ時ハ日本字デ書イテ英文デ註ヲ入レテ置ク樣ニシマセウ之ニ異論ガナケレバ決シマス、是レデ今日ハ措キマス

午時午後二時三十分退散

帝國司法裁判所構成法第四回議事筆記

明治廿年十一月十七日自第四十六條
至第五十九條

午前九時開議

（委　員　長）　第四十六條カラ初メマセウ

第四十六條朗讀

第五章　大審院

第四十六條　大審院ヲ最高司法裁判所トス

大審院ニ一若クハ二以上ノ民事部及ビ刑事部ヲ設ク

（委　員　長）　之レハ前ノ理由デ司法ト云フ字ヲ取ルノハ御異論ハアリマスマイカラ次ニ移リマセウ

第四十七條朗讀

第四十七條　大審院ニ大審院長ヲ置ク其職務ハ大審院ノ一般ノ事務ヲ指揮シ其行政事務ヲ監督スル

ニ在リ

大審院ノ各部ニ部長ヲ置ク其職務ハ部ノ事務ヲ監督シ其分配ヲ定ムルニ在リ

（委　員　長） 御異論ガナケレバ次ニ移リマス

第四十八條朗讀

第四十八條　大審院長ハ大審院ノ何レノ部ニモ屬セスト雖モ己レ至當ト思量スル部ニ長タルノ權利ヲ有ス

大審院長部ニ長タル時ハ其部ノ官等最モ低キ判事退キテ部長ハ尋常ノ部員トナル官等最モ低キ判事ヲ定ムルニハ第三十一條ノ條項ヲ適用ス

（鶴田委員） 前ノ一條ヲ見ルト至當ト思量スル時ハ部ニ長タル權利ヲ有ストアルハ臨時ニ部ノ長トナルノデ是レ迄ノ部長ハ一期丈ケズツト長トナツテ居ルノデアリマセウ此文ニ因ルト臨時ト云フコトガナイカラ前カラ推シテクルト一期カラ定メテクル樣ニ見ヘル

（細川委員） 前條ニハ一般ノ事務ヲ指揮スルトアリ次ニハ各部ニ部長ヲ置クトアルカラ一般ノ事務ヲ執テ然ウシテ臨時ニ部長トナルコトガ出來ル。ソレ故ニ誰レカ或ル人ガ退カナケレバナラヌ

（小松報告委員） 此條ハ委員半數デ削除ニナツテ居リマス餘程八釜シイ論デ御座イマシタ反對論者ハ決シテ神聖デナイカラ、ソウ云フコトヲサセテハナラヌ甚ダ險呑デアルト云フガ反對ノ說デ此所ニ居ラルル本多三阪都筑君ナドハ刪除論者デアリマシタ

（本多報告委員） 外ノ始審裁判所ヤ控訴院ニ違ツタコトヲ大審院ニ定メル丈ケノ必要ガナイト思ヒマス

（村田委員） 併シナガラ大審院長ハ神聖ト見ナケレバナラヌ

（三好委員） 報告委員ノ意見ニハ原案維持者ノ方ガ餘計ニ書イテアル樣デアリマスカラ反對ノ說ヲ述ベマセウ

（本多報告委員） 裁判所ハ第三條ニ定メタル如ク何人ト雖モ法律ニ因テ得タル裁判ヲ受クルノ權利ノ之レヲ奪ハルルコト無シト云フ原則ニ抵觸シテ居リマス法律ニ定メタル裁判官ハ事務分配等ニ因テ。ドンナコトガアツテモ動カスコトハ出來ナイト云テアリナガラ大審院長計リ取除ケル必要モナシ謂レモナシト思ヒマス大審院長ガ行政事務トシテアル時ハ部長トハ變リマスガ部長トナルトキハ外ノ部長ト變ツタコトハアリマセン大審院長ガ部長デアツテヤルトキハ極ク良イ裁判デ人民ガ冀望スル裁判ダト云フト外ノ裁判ハ惡イ裁判ト見ナケレバナリマス一向必要カナイダロウシ却テ置タラ惡イダロウト思ヒマス

（南部委員） 地方裁判所ノ所ハ控訴院デ定メルガ之レハ外デ定メル所ガナイ

（本多報告委員） 大審院デハ院長ガ自分デ定メルカラ事件ニ因テハ院長ガ勝手ニ取込ムコトガ出來マス

（西　委　員） 分課ヲ變ヘルコトハナラヌト云フ原則ニ背キマス然ウシテ之レヲ置クト他ノ裁判ハ惡

イト云フ感ヲ與ヘマス

（清岡委員） 部長ハ自分ノ權ヲ引立テラレルカ知レナイ

（小松報告委員） ソレハ出來ナイ。一旦審理ヲ開ヒタコトハ院長ガ取ルコトハ出來ナイ。只新タナル事件ヲ取テ今度ハ刑事ヘ這入ルトカ民事ヘ這入ルトカスルノデアリマス

（南部委員） 之レハ餘程宜シイト思フ院長カ重大ノ事件ト思ヘハ自分デヤルカラ至極宜シイ

（村田委員） 皇族ガ大審院ヘ來タトキハ院長ガヤル様ニスレバ大變宜イ

（小松報告委員） 國事犯ガアルダロウト云テ初メカラ部ヲ定メテ院長ガ其部ニ居ルコトハ出來ナイ。又忌避回避ノ法ガ大變便利デアリマス。且體裁ニモ親任官タルノ位地ヲ有スル院長デアリマスカラ其位ノ權ハ有サナケレバナリマセン

（本多報告委員） 大審院長ガ部長トシテ居ル裁判ハ別シテ良イ裁判トスレバ外ノ裁判ハ悪イトシナケレバナリマセン

（渡・委員） 此原案ハ部長トナツタ者ハ其年度中ハ持切ルノデアリマスカ

（本多報告委員） 左様デ御座リマス

（細川委員） 獨乙ノ法ハドウナツテ居リマスカ

（小松報告委員） 獨乙ハ部ヲ定メテアリマス矢張リ今日ノ改正ノ様ニナツテ居リマス

（本多報告委員） 實際院長ガ部長トナツテ居ルコトハ出來マセンガ反對論者ノ云フ國事犯ハ必ラス院長カヤラナケレバナラヌト云フナレバ豫テ定メテ於テ宜シイ唯自分ノ御都合ニ因テ院長ガ取ルノハ宜シクナイ

（村田委員） 院長ハ裁判ヲシナイト云テ一方デスルト宜シクナイカラ初メカラ出來ルト云タ方ガ宜シイ

（渡委員） 司法一週年度大審院長ガ己レ自ラ至當ト思量シタ部ノ長ニナリマスネー。然ル處部長ハ一週年度動キマスマイ

（三好委員） 原案デハ定受持チデハアリマセン

（渡委員） ナイケレドモ部長ヲ退ケテ自ラ部長トナルトキハ一週年度其部長ニナツテ居リマスカラナイ。民事部ガ二ツ刑事部ガ二ツデ四ツデアリマス其部長ガ四人アリマス院長ガ部長ニナルトキハ其部長ガ部員ニナルノデ院長ガ部長ヲ止メレバ元ノ部長ガ出ルノデアリマス

（三好委員） ソウデハアリマセン院長ハ受持チハナイ

（西委員） ソレダカラ今日ハ民事ノ一局ニ這入リ明日ハ院長ニナリ明後日ハ刑事二局ニ這入ルコトガ出來ル

（南部委員） 成ルベク重大ノ事件ハ院長ガヤル權ヲ與ヘテ置クハ至極宜シイ

（渡委員） 私ガ原案ヲ讀ンデ見タノデハ一週年度動ケナイト思ツタガ今ノ說明デハ進退ハ自在トイフ感ヲ與ヘマス

（委　員　長）之レハ法理論デアツテ行ハレヌト云フ定則モアリマセンカラ是レ迄デ措キマセウ

（渡　委　員）此文デハ院長ガ一週年度持切ル様ニナリマス臨時居所進退自在ニナル様ニ解セラレマスカ

（委　員　長）臨時ト書イテハ妙ガナクナツテ仕舞フ。細カニ立入テ論ズレバ渡サンノ論ガアルカソレハ言外ニ在ルデス

（出浦報告委員）之レハ英文デ讀ミマシテモ其嫌ヒガアリマスケレドモ前後ノ意味デ臨時ト云フコトニナツテ居リマス

（鶴田委員）佛蘭西文デハ臨時ト云フコトガ這入テ居リハシマセヌカ

（南部委員）前ノ方ニハ隨時ト云フ字ガアリマス

（西　委　員）此二項デモ隨時ノコトガ判然シマス

（鶴田委員）ソレカラ先キハズツト持ツト云フコトデハナイカト見ヘルノデアリマス

（出浦報告委員）之レハ御這入リニナツテ仕舞ヒ迄御續ケニナツテモ差支ヘアリマセン御隨意デアリマス

（鶴田委員）一體ハ此事件ニ因テ自分ガヤルト云フノデアリマセウ

（尾崎委員）元トヨリ左様デアリマセウ

（細川委員）其部ノ官等低キ者退クト云フノハ。ドウ云フ譯デアリマセウ

（小松報告委員）七人ノ中一番下ノ人ヲ減ラシテ院長ガ這入ルノデアリマス

（細川委員）退クト云フノハ七人ノ中カラ退ケルト云フノデアリマスカ

（小松報告委員）一番低イ人ヲ減ラシテ七人ノ數ニスルト云フノデアリマス

（三好委員）原案ノ決シタ時ノコトヲ鳥渡御話申シテ置キマス其時餘程議論ノアツタ所デス先ツ原案者ノ「ルードルフ」ハ後トマデ度々不同意ヲ唱ヘマシタケレドモ「カルクード」ト「ボアソナード」ト聯合デ此原案ヲ贊成シタノデス。ソレデ固マツタノデアリマス。「ルードルフ」ハ其後チニナツテモ私ニ逢フ度ニ小言ヲ申シマス。ソレ丈ケハ是レカラ先キモ。アノ方ノ人ハ皆八釜敷シク云テ居リマス

（委　員　長）ソレハ其節聞キマシタ。先ツ之レハ措キマシテ先キヘ行キマセウ

第四十九條朗讀

第四十九條　大審院ノ事務ノ分配並ニ代理ノ順序ハ毎年部長ト協議シ大審院長豫メ之ヲ定ム大審院ノ判事差支アリテ或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス同院ニ其代理ヲ爲シ能フ判事ナキ場合ニ於テ其事件要急ナル時ハ大審院長ハ其所在地ノ控訴院長ヲシテ差支アル判事ヲ代理スル爲メ其院ノ判事ヲ出サシムルコトヲ得

（鶴田委員）此代理ハ誰ガシマス

（尾崎委員）ソレハ前ニアリマス

（南部委員）　四十三條ハ大審院ノコトヲ云タノデハナイ

（三好委員）　地方裁判所長ニ與ヘタル權ハ控訴院長ニモ與ヘルカラ控訴院長ノ權ハ大審院長ニモ與ヘルト云フノデアリマス

（鶴田委員）　代理ノ權ハ院長ニ與ヘルノデハナイ部長ニ與ヘテアル

（南部委員）　大審院長ニ與ヘルト云フノハ控訴院長ニ與ヘルノニ內譯ニナルカラ別項ニスレバ宜シイ

（鶴田委員）　私ノ云フノハ院長ノ病氣ノ時ハ誰ガ代理ヲスルカト云フノデアリマス

（小松報告委員）　ソレハ五十三條ノ二項ニ事務分配ノ變更ニ就テハ三十一條ヲ適用ストアリマス

（鶴田委員）　ソレハ休暇ノコトデ代理ノコトデナイ

（三好委員）　毫シモ疑ヒハナイト思ヒマス

（南部委員）　控訴院長ニ適用スルト云フ內譯ニ大審院ニ適用スルトナッテハ不都合ダ

（清岡委員）　院長ノ代理ハ勝手ニハサセナイト云フ旨意カモ知レナイ

（小松報告委員）　裁判權ニハ關係ヲ及ボサヌカラ差支ヘナイ

（渡委員）　此原案デハ大審院ノ事務ノ代理ノ順序ト別ニシソウナモノダ

（尾崎委員）　大審院ハ別段ニナッテ部長ヲ定メルニモ素ヨリ司法年度ノ最初ニ當テ地方裁判所所長カラ控訴院ニ云ヒ控訴院カラ定メル。大審院ニ限テハ部長ト相談シテ分配モ代理モ定メル大審院ハ總テ取除ケニナッテ居ル。代理ノ順序ハ院長初メ順序ヲ豫メ定メテ置クト云フノデアリマス

（渡委員）　原書ハ大審院長ノコトバカリアリマスカ又ハ民刑事ノ判事迄籠メテアリマスカ

（細川委員）　矢張リ單稱デ宜シイ單稱ノ方ガ廣イ

（三好委員）　四十三條ノ控訴院長ハ下ノ裁判所ノコトヲ定メル丈ケト云フ南部サンノ解釋ガ宜シイ

大審院ハ部長ト協議シテ定メル

（委員長）　次ニ移リマス

第五十條朗讀

第五十條　大審院長ハ何時ニテモ部長若クハ部員ノ承諾ヲ得テ之ヲ他ノ部ニ轉セシムルコトヲ得

（本多報告委員）　之レハ刪除ヲ願ヒマス前ノ大審院長ノ勝手ニ這入レルヨリモ今一ツヒドイ條デ御座イマス裁判官ノ獨立權ヲ害シテ居リマス院長ハ何時デモ部ヲ移シテ勝手ニ裁判ガ出來マス

（小松報告委員）　審問シ掛ッテ居ルノデモ變ヘルコトガ出來ル解釋デアリマスカ

（本多報告委員）　前ト同ジコトデアリマス

（鶴田委員）　審問中ニ變ヘルコトハ原則ガ許サヌ

（本多報告委員）　別シテ國事犯ナドヲ大審院デ判決シマス

（南部委員）　承諾シナケレバ仕方ガナイ

（本多報告委員）　只今ハ之レヲ承諾スレバ增給シテヤロウト云フ樣ナコトガアル

（小松報告委員）　詰リ法理論デスナ

（出浦報告委員）　裁判官ノ獨立權ヲ尊フカラ。コウナツタノデ此人ハ民事部ナラ民事部ト定メレバ動カスコトハ出來ナイ。五十二條ハ終身部員ヲ動カサナイト云フ精神デ御座イマス

（小松報告委員）　ソレハ毎年定メルノデアリマス

（南部委員）　部長ハ動キマセン

（村田委員）　ソウスルト部長ハ一遍定メレバ動キマセンカ

（出浦報告委員）　ソレデ終身動カサンデハ差支ヘルト云フノデ始メテ舊五十一條ガ出來マシタ

（尾崎委員）　之レハ果シテ出浦サンノ云フ通リ終身變ヘヌト云フノデアリマスカ

（三好委員）　其時大變論ガアリマシタ。終身變ヘヌト云フ說ト大審院ノ判事ハ頭ガ固マラナケレバイカヌト云フ論トアリマシタソレリノ頭ニナツテクルト云フ說ト大審院ノ判事ハ頭ガ固マラナケレバイカヌト云フ論トアリマシタソレハドウモ刑事ヲヤルモノハ。ドウシテモ酷ニナリ民事ヲヤルト柔カニナル。判事ハ一方ニ偏シテハ惡イ。色々學問ヲサセルガ宜シイト云フ論ガアリマシテ孰レニ決シタカ判然分リマセン今出浦君ノ云フ通リ大變論ガアリマシタ。

（細川委員）　ソウスルト地方裁判所控訴院ハグルグル回リニスル旨意デ此處デハ動カサヌト云フ論デアリマシタカ

（三好委員）　ハイ大審院ハ專門學者ニスルト云フ說デアリマシタ

（尾崎委員）　之レデハ部長ヲ誰ガ定メルト云フコトハ御座イマセン

（三好委員）　部長ハ總則ノ處ニ其部ノ最モ高キ官等ノ者ガヤルト云フコトガアリマス判事ノ等級ヲ定メタ處ニ在リマス。アレデ全體ヲ括ツテアリマス

（西委員）　部員ガ定マレバ自然部長ガ出テ來ル其部ノ官等高キ者ガ部長ニナリマス大審院ノ部ハ何所デ定メマスカ

（三好委員）　四十八條ニ大審院ニ一若クハ二ノ民事部刑事部ヲ置クトアリマス

（尾崎委員）　頭ノ固クナラナイ方ガ宜イ

（三好委員）　今出浦君ガ記臆シテ居ル通リデアロウト思ヒマス。ソレデ元トノ原案ニハ這入テ居リマセン

（西委員）　承諾ヲ受ケルニ民事ノ人ガ刑事ヲヤリ刑事ノ人ガ民事ヲヤルト云テモ一方ガ承諾シナケレバ相談ガ纏マラナイ

（三好委員）　何時ニテモト云フコトガアリマス

（本多報告委員）　慥カニ左樣ナラバ說ヲ退キマス

（委員長）　ソレデハ次ニ移リマス

第五十一條朗讀

第五十一條　第五十二條ニ依テ部ノ組立ヲ變更シタル時ハ現ニ取扱中ノ事務ニ付テハ第三十條ノ條

項ヲ適用ス

司法年度中事務分配ノ變更ニ付テハ第三十一條ノ條項ヲ適用ス

（委　員　長）　論ガナケレバ次ニ移リマス

第五十二條朗讀

第五十二條　大審院ニ於テ裁判ヲ爲スニ當リ法律ノ點ニ付テ表シタル意見ハ其訴訟（民事又ハ刑事）一切ノ事ニ付テハ總テ下級裁判所ヲ拘束ス

（鶴田委員）　拘束スト云フハ如何ナル意味デアリマスカ

（出浦報告委員）　守ラナケレバナラヌ義務デアルト云フ

（細川委員）　原書ハドウ云フ字デアリマスカ

（出浦報告委員）　「オブリガトー」デアリマス

（委　員　長）　先キヘ行キマス

第五十三條朗讀

第五十三條　大審院ノ各別ノ部ニ於テ曾テ判決ヲ異ニシタル法律ノ點ニ基ク上告アル時ハ大審院長ハ其上告ノ性質ニ從テ民事總部若クハ刑事ノ總部聯合シテ之ヲ審問判決スルコトヲ命令スルノ權ヲ有ス但此命令ハ一部ニ於テ未ダ其上告ノ審問ニ着手セサル時ニ限ル

（細川委員）　曾テ判決ヲ異ニシタルト云フノハ恐ロシイ前ノコトニモ遡リマスカ

（出浦報告委員）　昔シ迄遡リマス一偏アレバ千萬年經テモ傳ハリマス「ハズビーン」ト云フコトデ之レハ大審院カラ二樣ノ裁判ガアツタ場合デ御座リマス。獨乙デモ總部ガ審問スルコトガアリマスガ獨乙ハ會議丈ケ總會議デヤルト云フコトニナツテ居リマセウ法廷ヘ總體ガ臨ムノハ英國丈ケデ御座イマス英國デハ總體ガ出テ審問スルト云テ大變誇テ居リマス

（清岡委員）　之レハ上告ノ事件ダカラ滅多ニハアリマスマイ大審院ノ二ツノ裁判ガ異ナツタ時勝手ノ方ニ裁判シテ呉レト云テ來タ時ヲ云フノデアリマセウ

（小松報告委員）　左樣デス

（委　員　長）　御論ガナケレバ次ニ移リマセウ

第五十四條朗讀

第五十四條　大審院ノ或ル部ニ於テ上告ヲ審問シタル後法律ノ同一ノ點ニ付曾テ一若クハ二以上ノ部ニ於テ爲シタル判決ト相反スル意見アル時ハ大審院長ハ其部ノ請求ニ因リ其上告ノ性質ニ從テ民事ノ總部若クハ刑事ノ總部若クハ總部ニ聯合シテ之ヲ再ビ審問シ判決スルコトヲ命令ス

（小松報告委員）　之レハ修正案ガ提出シテアリマス

（清岡委員）　命ズベシデ宜シイ

（小松報告委員）　報告モ是非シナケレバナリマセン報告ヲ待テバ總部ノ審問シナケレバナラヌト云フコトヲ命スルノデアリマス

（清岡委員）　報告ハ宜シイガ命令スデヨサソウナモノダ

（出浦報告委員）　命令スルコトヲ得ルト云フノデハアリマセン是非シナケレバナラヌト云フノデアリマス「ベシ」ハ御取消ヲ願ヒマス

（小松報告委員）　ソレハ宜シウ御座リマス「命ズ」トシマセウ

（委　員　長）　之レハ文字デアリマスカラ英文ヲ書換ヘナケレバナラヌ。英文ダケヲ換ヘル必要ガナイト思ヒマス

（細川委員）　此處ハ飜譯字デハナイ様デ御座イマス。報告デハ手續キガアリヤシマセンカ

（小松報告委員）　手續キハアリマセン請求ト云フト請求シナクモ宜シイ様ニナリマス報告ナレバ職務デ必ラズ報告スルト云フ旨意ニナリマス

（鶴田委員）　報告モ是非シナケレバナラヌト云フ原則ガアリマスカ

（小松報告委員）　ソレデアリマスカラ違ツタ意見ヲ新規ニ得タ時ハ總會議ニ附シテ貰ヘト云フノデアリマス

（鶴田委員）　意見ノ違ツタ時ハ必ラズ院長ニ報告シナケレバナラヌ。院長モ必ラス總會ヲ開カナケレバナラヌコトニナリマセウ

（出浦報告委員）　部ノ請求ニ因ルトアリマスガ部ガ請求センデモ宜シイト思ヘバ部限リデ審問シテ宜シイ必ラス院長ニ請求シナケレバナラヌト云フコトデハアリマセン

（西　委　員）　反對ノ裁判ヲグンヽ動カス様デハ大變ダ

（鶴田委員）　違ツタ時ハ請求スルノデアリマス

（委　員　長）　併シナガラ請求ガアツタト云フト部ノ意ニ任シテアル報告ト云ヘバ院長ノ方デヤレル様ニナル。「請求」ト云フ字ヲ「被告」ニ換ヘ「命令ス」ヲ「ベシ」トシタ丈ケデハ未ダ足リナイ

（小松報告委員）　ソウシナケレバナラヌト云フナレバ之レデ宜シイ様ニ考ヘマス

（鶴田委員）　請求ヲ報告ト換ヘタ丈ケデハ必ラズ請求スルト云フコトニハナラヌ様ダ

（委　員　長）　請求ヲ取テ仕舞ツテハ。ドウダ

（小松報告委員）　ソレデハ大審院長ハ何ニ因テ知ルカ意見ノ異ツタコトヲ知リ得ルコトガナイカラ報告ニ因テ知ルコトニシマス

（三好委員）　「其部ニ報告ヲ爲サシメ」トシテハ如何デ御座イマセウ

（村田委員）　請求ト云フト或ハ刑事ノ總部トカ或ハ民事ノ總部デヤツテ下サイトカ云フ請求ガ出來ル様デアリマス

（出浦報告委員）　ソレハ大審院長ノ見込デアリマス

（西　委　員）　二十九條ニ地方裁判所長ノ報告ヲ得タル後云々トアル之レモ地方裁判所長ガ命令シナケレバ報告シナイデモ宜イト云フコトハナイ必ラス報告シナケレバナラヌト云フコトガ縛リ付ケテアル

（委　員　長）　ソレハ司法年度ノ終リデアルカラ宜シイガ此方ハ報告シナケレバ分ラナイ或ル部デハ報告サヘシナケレバ大審院長ガ立入ルコトガ出來ナイカラ報告シナイト云フ樣ナコトガアル之レハ矢張リ報告ヲサセルコトガ宜シイ。總會議ヲ開クコトハ大キナ會ヲ開イテモ少イサナ會ヲ開イテモ宜シイカラ

（渡　委　員）　佛文デモ請求ハ必ラズアル樣ニ見ヘル

（尾崎委員）　報告スベシト云フ字ガ入レラレマスカ

（細川委員）　「大審院長ニ報告シ大審院長ハ其報告ニ因リ」トスレハ宜シイ

（委　員　長）　ソウ書イテ見タラドウデス

（小松報告委員）　「相反スル意見アル時ハ其部ハ之ヲ大審院長ニ報告シ大審院長ハ其報告ニ因リ上告ノ性質ニ從テ云々」ト修正シマス

（委　員　長）　ソレデハ之レデ宜シイトシテ先キヘ行キマス

第五十五條朗讀

第五十五條　大審院ハ左ノ事項ニ付キ裁判權ヲ有ス

第一　終審トシテ

（イ）　第四十四條第三ニ依テ爲シタル判決ニアラザル控訴院ノ判決ニ對スル上告

（ロ）　控訴院ノ命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

（ハ）　控訴院ニ於テ既ニ判決シタル訴訟（民事又ハ刑事）若クハ其他ノ事件ヲ控訴院ニ於テ再審スルコトノ法律ニ定メタル請願

第二　第一審ニシテ終身トシテ

刑法第二編第一章及第二章ニ揭ケタル重罪（天皇皇族及ヒ政府ニ對スル重罪）並ニ皇族ノ犯シタル罪ニシテ禁錮又ハ更ニ重キ刑ニ處スベキモノヽ豫審及裁判

（村田委員）　一體刑法第二編第一章ニ天皇皇族ニ對シタル犯罪ヲシタノヲ大審院デヤルノハオカシイ。ソウスルトヤル者ハ名譽ニナルカ知レナイ。皇族ガ犯シタ罪ヲ大審院デ裁判スルノハ宜シイカ知リマセンガ皇族ニ對シテ犯シタル罪ヲ此處デ裁判スルノハオカシイ。ソウスルト皇族ヘ石ヲ打付ケタノモ大審院デ裁判スルヨウニナル

（西　委　員）　之レハ元ト高等法院ノ分ヲ。ソックリ取タノデセウ

（村田委員）　ソウデス

（出浦報告委員）　皇族ヘ對スル不敬ハ輕罪デアリマスカラ大審院デ裁判ハ致シマセン

（鶴田委員）　第二章ノ國事犯ハ如何デスカ

（出浦報告委員）　精神ハ第二章中ノ第三丈ケニ限リマシタ二章殘ラズト云フノデハアリマセン

（鶴田委員）　外患ノ方ヲ除クノハ。ドウ云フ譯デアリマスカ

（**村田委員**）　内亂、外患ト二ツニ分レバ能ク分ル

（**委員長**）　私ノ考ヘデハ天皇皇后ニ對スル重罪ダケヲ一章デヤリ。一章二章皆ヤルノデハナイ。掲ケテアルダケヲ云フノデアリマセウ

（**出浦報告委員**）　其意味デス

（**委員長**）　「ロ」マデニ意見ガナケレバ「ハ」ニ移リマセウ

（**出浦報告委員**）　昨日ノ處デ見レバ治罪法第四十四條第三ハ法律ノ錯誤デ御座リマス。之レハ治罪法第四百三十九條ノ再審ノ訴ト同ジデ御座リマス。昨日ノ第三ト今日ノ「ハ」ト同ジデ御座リマス。ソレデ英文デ書キ樣ガナイカラ箇樣ニシマシタガ「カークード」ノ云フニハ「ボアソナード」ノ說デ這入ツタノデ訴訟法デ取ルカ知レヌカラ今日カラ良イトモ惡イトモ云ヘヌト申シマシタ再審ハ「プーレボアー、カツサシオン」「プーレビヨウドレビシオン」ト二ツ併セタモノデアリマス

（**委員長**）　始審デ控訴ヲヤリ。區裁判所デ始審ヲヤツタ時ハ區裁判所デヤツタモノ丈ケハ再審ノ訴ヘハセヌト云フ意味デハアリマセンカ

（**三好委員**）　四十四條ノ第四ト五十五條ノ「ハ」ト「ロ」トヲ削テ差支ヘナイ意見ヲ述ベマス

（**今村報告委員**）　舊ノ四十四條ノ第四ト只今御議シニナリマスル「ハ」ハ一體現ニ用ヒテ居リマス治罪法ニモ相當シテモ居リマセンシ。又訴訟法ノ草案ニモ固ヨリ抵觸シテ居リマス今ノ治罪法ノ再審ノ加キモノハ舊第五十九條ニ「大審院ノ其他ノ權限竝ニ裁判權ヲ行フノ範圍及ヒ方法ニシテ此法律ニ定メサルモノハ訴訟法又ハ特別法ニ之ヲ定ム」トアリマスガ。此訴訟法ハ治罪法ヲ包ンデ居リマス治罪法ニモ相當シテモ居リマセンシ。又訴訟法ノ草案ニモ固ヨリ抵觸シテ居リマス今ノ治罪法ノ再審ノ第五十九條デ治罪法ニ在ル哀訴トカ再審トカハ之レデ充分行ヘル見込デアリマス。ソレデ今日取扱ウ處ニ抵觸スルノミナラズ之レデ融通ガ充分付フト思ヒマスカラ之レヲ削ル修正ヲ致シマス

（**委員長**）　害ガアレバ仕方ガナイガ。害ガナケレバ置カナケレバナラヌ後トデ出來ルダロウト云フノデハ理由ニナラヌカラ。ソコニ意見ガアレバ仰シヤラヌト困ル

（**今村報告委員**）　ソレハ舊四十四條ノ四デ御座リマスガ已ニ判決シタルモノヲ地方裁判所デ定メタル草案ト思ヒマス之レハ區裁判所ノ裁判ノ確定シタ時ノモノガ一向再審スルノ方法ガ見ヘテ居リマセンカラ。區裁判所ノ裁判ハ裁判シナイ。地方裁判所ニ於テ控訴上判決シタモノ丈ケヲ再審スルト云フノハ一體解セヌ法理デ御座リマス第一實際コウ云フコトハ行ハレナイ。コトト思ヒマス

（**三阪報告委員**）　區裁判所ノ裁判ガ本統ノ裁判デナイ。地方裁判所ヘ何時デモ往テ裁判シテ貰ヘルカラ區裁判所ニハ無論アリマセン。地方裁判所デ控訴デナク確定スル事件ハ此民事刑事共ニ件數ノ大ナルモノデ御座リマス其大ナル中ニ再審スル方法ガ見ヘテ居リマス。之レハ實際不都合ト委員一同見テ居リマス。ソレト今日ノ治罪法ノ通リ行ツテ差支ヘナイト云フ見込デ削リマシタ

（**小松報告委員**）　今此通リニスレバ上訴ノ性質ヲ帶ビテキマス。然ルニ決シテ上訴ニ入レテナイ。決シテ法律ノ原則ニ於テ再審ノ訴ヘヲ上訴ノ性質ニ數ヘルノハ宜シクナイ。若シ上訴ノ性質ニ算ヘ込ム

ト何々ノ場合ハ上訴ヲ許サズトスレバ再審モ許サヌコトニナリマス一級上ノ裁判所ヘ往テ判定シテ貰ウコトハ法律ノ原則ニ背クコトト思ヒマス

（委　員　長）　ソレハ獨乙バカリデ。其他ノ國ハ上ノ裁判所デヤリマセウ

（小松報告委員）　假令バ證文ノ僞セナルコトガ知レタトカ或ハ其時ノ代人ガ刑法ニ觸レタコトヲ發見シタトカ云フ場合デアリマスカラ寄セ付ケレバ上告トカ控訴トカ致シマス

（三阪報告委員）　實際ノコトヲ申シ上マスルガ再審ハ敬愼願トシテ今日控訴院ヘ出テ來マスガ先ツ最初敬愼願ヲ採用スヘキモノデアルカナイカヲ見ルニハ中迄立入テ僞造ノ證據物デアルカナイカト云フコトヲ見ナケレバ充分ニ分リマセン。ソウスルト之レヲ上等ノ裁判所テ再審スベキモノカスベカラザルモノカト云フニ本案ノ終審迄判決シナケレバナラヌ。ソウスルト上等ノ裁判所デソレ丈ケノ手續キヲ盡シテ下級ノ裁判所デ復タソレ丈ケノ手數ヲ掛ケナケレバナリマセン二重ノ手數ガ掛リマス

（清　岡　委　員）　之レハ畢竟控訴狀デ判決ヲ受ケル。不服ダケレドモ仕方ガナイ自分ガソレデ宜シイト思テ怠ツテ確定シタモノハ仕方ガナイ

（西　委　員）　處ガ上訴ニナル分ハ裁判官ノヤリ損ヒガ這入ルノデ此再審ハ裁判ノヤリ損ヒデ證據ヲ出シ損ナツタトカ或ハ反對ノ人ガ證據ヲ匿シテ於テ。ドウカシテ刑事ナレバ寃罪ニ陷ツタトカ云フ場合デアリマスカラ當リ前ノ裁判所ノ見込違ヒノ控訴上告トハ違ヒマス。ソレデ此一件ニ限テ敬愼ノ願書デ裁判スルノハ別ニ裁判官ハ變ラヌ。以前ノ裁判官ガススル。此證據物ガアレバ詐欺デハナカツタト云フコトガ早ク分ルカラ前ノ裁判官ガ裁判ヲスルノデアリマス。裁判ヲスル者ノ間違ヒデナクシテ裁判ヲ受クル者ノ損害カラ再審ヲ受クルノデアリマス

（清　岡　委　員）　上訴トハ違ウカラ卽チ其事ヲ此處デ云タモノデアロウ

（小松報告委員）　上訴トハ云ヘヌカラ申請トカ請願トカシタノデアリマセウ

（鶴　田　委　員）　之レハ刪除論ニ同意シマス

（村　田　委　員）　刪除スルノハ惜イガ今チツト直シ樣ハアルマイカ

（小松報告委員）　地方裁判所カラ御入レニナレバ宜シウ御座リマス

（細　川　委　員）　若クハ其他ノ事件トハ。ドンナ事デアリマスカ

（出浦報告委員）　之レハ「アクシヨンス」デハ狹クナツテ洩レルカラ「マトルト」ト云フ字ヲ入レテ置コウト云フノデアリマスガ或ハナイカ知レマセン

（委　員　長）　ソンナラ四十四條ノ第四ト五十五條ノ「ハ」ハ同ジク議シテ宜カロウト思ヒマスカラ修正案ニスルカ原案ニスルカト云フコトノ決ヲ採リマセウ先ツ修正案ニ同意ノ方ハ起立

起立者　全員

（委　員　長）　修正案ニ決シマス併シ之レハ一旦決シマシタガ愈ドウカ原案者ニ聞イテ見ルコトトシテ第二ヲ議シマス